官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一三九）　二
〔内閣官房令〕
○失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令（内閣官房四）　二
〔省　令〕
○特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令（法務三五）　三
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働四）　四
○貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（経済産業四一）　五
〔法規的告示〕
○経済産業省企業活動基本調査規則に基づき本社企業調査票及び海外現地法人調査票の様式を定める件（経済産業五四）　三
○御嶽山国定公園を指定する件（環境二一）　三
○御嶽山国定公園の公園計画を決定する件（同二二）　三
〔その他告示〕
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第十三条、第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件（法務・厚生労働四）　三
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務一一七、一一八、一二〇、一二二、一二三）　六
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同一一九）　九
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一二一）　三〇
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通五四二、五四三、五四七）　三
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同五四四、五四五）　三
○直轄砂防工事を施行する件（同五四六）　三
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同五四八）　三
○航路標識に関する件（海上保安庁一四）　三
〔人事異動〕
内閣　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　四
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について（農林水産省）　四
太平洋広域漁業調整委員会指示（太平洋広域漁業調整委五三、五四）　五
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示四～八六）　五
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（瀬戸内海広域漁業調整委五二、五三）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　八
地方公共団体
行旅死亡人関係　九
会社その他
会社決算公告　九

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第百三十九号）（デジタル庁）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十八号）の施行期日は、令和八年六月一日とする。

政　令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百三十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年六月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

内閣官房令

○内閣官房令第四号

国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第十五条の規定に基づき、失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和八年四月十日　　内閣総理大臣　高市　早苗

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

失業者の退職手当支給規則（昭和五十年総理府令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）	（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）
第二十一条　受給資格者又は法第十条第十一項に規定する者は、同条第十項第四号から第六号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第四号の規定による退職手当のうち雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつ	**第二十一条**　受給資格者又は法第十条第十一項に規定する者は、同条第十項第四号から第六号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第四号の規定による退職手当のうち雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつ

ては別記様式第十一の三による再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同号に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては別記様式第十一の四による就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第二号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては別記様式第十二による常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、法第十条第十項第五号の規定による退職手当にあつては別記様式第十三による移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第六号の規定による退職手当のうち雇用保険法第五十九条第一項第一号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては厚生労働省職業安定局長が定める求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第二号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第十四の二による求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第三号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては別記様式第十四の三による求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて管轄公共職業安定所等の長に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2　［略］

改正後	改正前
備考　表中の［　］の記載は注記である。	2　［同上］

別記様式第十四を次のように改める。

別記様式第14　削除

附　則

（施行期日）

1　この内閣官房令は、令和八年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この内閣官房令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの内閣官房令による改正前の失業者の退職手当支給規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この内閣官房令による改正後の失業者の退職手当支給規則の様式によるものとみなす。

3　この内閣官房令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

省令

○法務省令第三十五号

船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行に伴い、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月十日　法務大臣　平口　洋

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定技能雇用契約の内容の基準） **第一条**　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第二条の五第一項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　外国人を労働者派遣等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第一号に規定する労働者派遣及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十三項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。）の対象とする場合にあっては、当該外国人が労働者派遣等をされることとなる本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所並びにその派遣の期間が定められていること。 七　［略］ 2　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定技能雇用契約の内容の基準） **第一条**　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第二条の五第一項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 ［一～五　同上］ 六　外国人を労働者派遣等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第一号に規定する労働者派遣及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十一項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。）の対象とする場合にあっては、当該外国人が労働者派遣等をされることとなる本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所並びにその派遣の期間が定められていること。 七　［同上］ 2　［同上］

附　則

この省令は、船員法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月十三日）から施行する。

○法務省厚生労働省令第四号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月十日

法務大臣　平口　洋
厚生労働大臣　上野賢一郎

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一 一～五　（略） 六　その他（十五職種二十三作業） （略） 七　（略） **別表第二** 一～六　（略） 七　その他（二十三職種四十一作業） （略） 八　（略）	**別表第一** 一～五　（略） 六　その他（十三職種二十一作業） （略） 七　（略） **別表第二** 一～六　（略） 七　その他（二十一職種三十九作業） （略） 八　（略）

職種	作業	試験	試験実施者
木材加工	機械製材作業	木材加工技能実習評価試験	一般社団法人全国木材組合連合会
かばん製造	かばん製造作業	かばん製造技能実習評価試験	一般社団法人日本鞄協会
化粧品製造	仕上工程管理作業	化粧品製造技能実習評価試験	日本化粧品工業会

職種	作業	試験	試験実施者
木材加工	機械製材作業	木材加工技能実習評価試験	一般社団法人全国木材組合連合会
かばん製造	（新設）	（新設）	（新設）
化粧品製造	（新設）	（新設）	（新設）

職種	作業
（略）	
木材加工	機械製材作業
かばん製造	かばん製造作業
化粧品製造	仕上工程管理作業

職種	作業
（略）	
木材加工	機械製材作業
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十一号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第六十七条第一項及び第八十六条第一項の規定に基づき、貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令（令和六年経済産業省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第十七条） 第二章　貯留等工作物 第一節　坑井（第十八条） 第二節　掘削用機械（第十九条―第二十四条） 第三節　圧送機（第二十五条―第三十一条） 第四節　火薬類取扱所等（第三十二条） 第三章　導管輸送工作物 第一節　導管（第三十三条―第四十五条） 第二節　圧送機（第四十六条） 附則	目次 第一章　総則（第一条―第四条） 第二章　掘削用機械（第五条―第十条） （新設） （新設） （新設） （新設） 第三章　火薬類取扱所等（第十一条） （新設） （新設） 附則
第一章　総則 （定義） **第一条**　この省令において使用する用語は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。 一　「坑井」とは、試掘井、注入井、観測井、圧力緩和井、改修井及び廃坑作業井並びにこれらの休止井をいう。 二　「掘削用機械」とは、土地の掘削の用に供する貯留等工作物であって、次に掲げる構造物、基礎、設備及びこれらの附属設備からなるものをいう。 イ　（略） ロ　巻揚機（掘管等をつり上げ、又はつり下げるためのロープ（以下この号及び第二十条第二項において「巻揚用ロープ」という。）を巻き上げ、又は巻き下ろすための設備をいう。） ハ　トラベリングブロック等（トラベリングブロック（巻揚用ロープによりクラウンブロック（やぐらの上部に設置され、巻揚用ロープにより巻揚機と接続される定置式の滑車をいう。第二十条第二項において同じ。）につり上げられる移動式の滑車をいう。第二十一条第一項において同じ。）、フックその他の掘管等をつり上げるための設備をいう。） ニ　泥水循環設備（泥水を循環させるためのポンプ並びにそのポンプと一体となって泥水循環の用に供されるロータリーホース（掘管等の上部に接続され、坑井内部へ送る泥水が通るホースをいう。第二十二条第三項及び第四項において同じ。）及びタンク並びにこれらの附属設備の総合体をいう。） ホ　噴出防止設備（地層からのガス等の侵入を防止するために坑口の上に設置する装置及び当該装置と一体となって坑井内部の圧力制御を行うための設備の総合体をいう。）	**第一章**　総則 （定義） **第一条**　この省令において使用する用語は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。 一　「掘削用機械」とは、土地の掘削の用に供する貯留等工作物であって、次に掲げる構造物、基礎、設備及びこれらの附属設備からなるものをいう。 イ　（略） ロ　巻揚機（掘管等をつり上げ、又はつり下げるためのロープ（以下この号及び第六条第二項において「巻揚用ロープ」という。）を巻き上げ、又は巻き下ろすための設備をいう。） ハ　トラベリングブロック等（トラベリングブロック（巻揚用ロープによりクラウンブロック（やぐらの上部に設置され、巻揚用ロープにより巻揚機と接続される定置式の滑車をいう。第六条第二項において同じ。）につり上げられる移動式の滑車をいう。第七条第一項において同じ。）、フックその他の掘管等をつり上げるための設備をいう。） ニ　泥水循環設備（泥水を循環させるためのポンプ並びにそのポンプと一体となって泥水循環の用に供されるロータリーホース（掘管等の上部に接続され、坑井内部へ送る泥水を通ずるホースをいう。第八条第三項及び第四項において同じ。）及びタンク並びにこれらの附属設備の総合体をいう。） ホ　噴出防止設備（土地の掘削の作業において、坑井からガス等の噴出するおそれが多いときに、地層からの流体の侵入を防止するために坑口の上に設置する装置及び当該装置と一体となって坑井内部の圧力制御を行うための設備の総合体をいう。）

三　「圧送機」とは、圧縮その他の方法で二酸化炭素（法第二条第一項に規定する二酸化炭素をいう。以下同じ。）を坑井又は導管に圧送する設備をいう。

四　「導管」とは、二酸化炭素を輸送するための管及びその附属設備であって、貯留事業場等（法第六十六条第三項に規定する貯留事業場等をいう。以下同じ。）以外の場所に設置するものをいう。

五　「高圧ガス」とは、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガスをいう。

六　「液化ガス」とは、常用の温度（通常の使用状態において、当該使用する設備内のガス又は二酸化炭素の温度（当該温度が変動する場合にあっては、その変動範囲のうちの最高の温度）をいう。第八号において同じ。）において、圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が〇・二メガパスカル以上となる液化ガスであって、現にその圧力が〇・二メガパスカル以上であるもの又は圧力が〇・二メガパスカルとなる場合の温度が三十五度以下であるものをいう。

七　「貯槽」とは、高圧ガスの貯蔵設備であって、地盤面に対して移動することができないものをいう。

八　「低温貯槽」とは、大気圧における沸点が零度以下のガスを温度零度以下又は当該ガスの気相部における常用の圧力（通常の使用状態において、当該使用する設備等に作用する圧力（当該圧力が変動する場合にあっては、その変動範囲のうちの最高の圧力）をいう。以下同じ。）が〇・一メガパスカル以下の液体の状態で貯蔵するための貯槽であって、断熱材で被覆し、又は冷凍設備で冷却することにより貯槽内のガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じてあるものをいう。

九　「充塡容器」とは、現に高圧ガス（高圧ガスが充塡された後に当該ガスの質量が充塡時における質量の二分の一以上減少していないものに限る。）を充塡してある容器をいう。

十　「残ガス容器」とは、現に高圧ガスを充塡してある容器であって、充塡容器以外のものをいう。

十一　「高圧ガス製造設備」とは、高圧ガスの製造（製造に係る貯蔵を含む。）のための設備（圧送機を除く。）をいう。

十二　「移動式製造設備」とは、高圧ガス製造設備であって、地盤面に対して移動することができるものをいう。

十三　「定置式製造設備」とは、高圧ガス製造設備であって、移動式製造設備以外のものをいう。

十四　「処理設備」とは、圧縮、液化その他の方法でガスを処理することができる設備であって、高圧ガスを製造するものをいう。

十五　「コールド・エバポレータ」とは、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号。以下「一般則」という。）第二条第一項第二十二号の二に規定するコールド・エバポレータをいう。

十六　「火薬類取扱所」とは、貯留事業等（法第三条第一項に規定する貯留事業等をいう。）の用に供する火薬類を存置するために設ける建物をいう。

（移動式製造設備）

第二条　移動式製造設備は、一般則第八条第一項第三号に掲げる基準に適合するものとする。

2　前項の規定は、高圧ガス保安法第五条第一項の許可又は同条第二項の届出に係る事業所に存する移動式製造設備については、適用しない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

二　「火薬類取扱所」とは、試掘の用に供する火薬類を存置するために設ける建物をいう。

（新設）

（定置式製造設備）

第三条　定置式製造設備（冷凍（冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。）のための定置式製造設備、コールド・エバポレータ及び次項に規定するものを除く。）は、一般則第六条第一項（第三号、第四号、第十号から第十五号まで、第十七号から第二十号まで、第二十三号、第二十六号、第二十九号、第三十号、第三十五号から第三十七号まで及び第四十一号に限る。）に掲げる基準に適合するものとする。

2　定置式製造設備（一般則第十三条第一号イ又はロに掲げる装置により高圧ガスを製造するものに限る。）は、一般則第六条第一項第十一号から第十三号まで及び第二項第一号イに掲げる基準に適合するものとする。

（冷凍のための定置式製造設備）

第四条　冷凍のための定置式製造設備（認定指定設備（高圧ガス保安法第五十六条の七第二項の認定を受けた同条第一項の指定設備をいう。次項において同じ。）を除く。）は、冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第七条第一項（第一号、第四号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十六号及び第十七号に限る。）に掲げる基準に適合するものとする。

2　冷凍のための定置式製造設備（認定指定設備に限る。）は、冷凍保安規則第七条第一項第一号、第四号、第六号から第八号まで、第十一号（可燃性ガス（冷凍保安規則第二条第一項第一号に規定する可燃性ガスをいう。）又は毒性ガス（冷凍保安規則第二条第一項第二号に規定する毒性ガスをいう。）を冷媒ガスとする冷凍設備に係るものを除く。）及び第十七号に掲げる基準に適合するものとする。

（コールド・エバポレータ）

第五条　コールド・エバポレータ（次項に規定するものを除く。）は、一般則第六条第一項（第十号から第十五号まで、第十七号から第二十号まで及び第四十一号に限る。）に掲げる基準に適合するものとする。

2　コールド・エバポレータ（一般則第八条第三項の規定に適合する移動式製造設備から高圧ガスを受け入れるものに限る。）は、一般則第六条第一項（第十号から第十五号まで、第十七号から第二十号まで及び第四十一号に限る。）並びに一般則第六条の二第二項第四号及び第七号に掲げる基準に適合するものとする。

（立入りの防止）

第六条　貯留事業場等、圧送機設置所（圧送機を設置して圧力等を調整する所であって、貯留事業場等以外のものをいう。以下同じ。）及び計器室（導管輸送工作物を制御するための機器を集中的に設置している室であって、貯留事業場等又は圧送機設置所内のものを除く。以下同じ。）には、その構内又は室内に公衆がみだりに立ち入らないよう、適切な措置を講ずるものとする。ただし、周囲の状況により公衆が立ち入るおそれがない場合は、この限りでない。

2　貯留事業場（法第三十八条第一項第三号に規定する貯留事業場をいう。第三十一条において同じ。）及び圧送機設置所には、外部から見やすいように警戒標を掲げるものとする。

（保安距離）

第七条　定置式製造設備及び容器置場（充塡容器に係るものに限る。第九条において同じ。）は、その外面から住宅、学校、病院その他の施設に対し、適切な距離を有するものとする。

（障壁設置）

第八条　圧送機と圧縮アセチレンガス又は圧力が十メガパスカル以上の圧縮ガスの充塡容器に係る容器置場との間には、適切な強度を有する構造の障壁を設けるものとする。

（容器置場）

第九条　容器置場並びに充塡容器及び残ガス容器は、一般則第六条第一項第四十二号に掲げる基準に適合するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（立入りの防止）

第二条　試掘場（法第五十九条第一項第三号に規定する試掘場をいう。以下同じ。）には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、適切な措置を講じることとする。ただし、周囲の状況により公衆が立ち入るおそれがない場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

（新設）

（保安通信設備）

第十条　貯留事業場等、圧送機設置所及び計器室には、緊急時に迅速な通信を確保するため、適切な通信設備を設けるものとする。

（削る）

（ガスの滞留防止）

第十一条　可燃性ガス（一般則第二条第一項第一号に規定する可燃性ガスをいう。以下同じ。）若しくは特定不活性ガス（同項第四号の二に規定する特定不活性ガスをいう。以下同じ。）又は二酸化炭素が通る貯留等工作物又は導管輸送工作物を設置する室は、これらのガス又は二酸化炭素が漏えいしたときに滞留しない構造であるものとする。

2　貯留事業場等及び圧送機設置所には、可燃性ガス、毒性ガス（一般則第六条第一項第三十一号に規定する毒性ガスをいう。）若しくは特定不活性ガス又は二酸化炭素が通る貯留等工作物又は導管輸送工作物から漏えいしたこれらのガス又は二酸化炭素の漏えいを適切に検知し、かつ、警報する設備を設けるものとする。

（静電気除去）

第十二条　可燃性ガス又は特定不活性ガスが通る貯留等工作物及び導管輸送工作物には、当該工作物に生ずる静電気を除去する措置を講ずるものとする。ただし、当該静電気によりこれらのガスに引火するおそれがない場合にあっては、この限りでない。

（防消火設備）

第十三条　可燃性ガス、酸素及び三フッ化窒素の高圧ガス製造設備を設置する貯留事業場等又は圧送機設置所には、その設備の規模に応じ、適切な防消火設備を適切な箇所に設けるものとする。

2　特定不活性ガスの高圧ガス製造設備を設置する貯留事業場等又は圧送機設置所には、その設備の規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けるものとする。

（ベントスタック）

第十四条　ベントスタックには、放出した二酸化炭素が周囲に障害を与えるおそれのないように適切な措置を講ずるものとする。

（誤操作防止及びインターロック）

第十五条　圧送機又は導管に設置する遮断装置には、誤操作を防止し、かつ、確実に操作することができる措置を講ずるものとする。

2　可燃性ガス、毒性ガス（一般則第二条第一項第二号に規定する毒性ガスをいう。）又は二酸化炭素が通る貯留等工作物若しくは導管輸送工作物又は当該工作物に係る計装回路には、当該工作物又は計装回路の態様に応じ、保安上重要な箇所に、適切なインターロック機構を設けるものとする。

（保安電力）

第十六条　圧送機を安全に停止させるのに必要な装置その他の貯留事業場等及び圧送機設置所の保安上重要な設備には、停電等により当該設備の機能が失われることのないよう適切な措置を講ずるものとする。

（制御機器）

第十七条　貯留事業場等、圧送機設置所及び計器室に設置する貯留等工作物又は導管輸送工作物を制御するための機器は、緊急時においてもこれらの工作物を安全に制御できるものとする。

（保安通信設備）

第三条　試掘場には、緊急時に迅速な通信を確保するため、適切な通信設備を設けることとする。

（保安距離）

第四条　坑井からのガス等が噴出した場合の被害の発生を防止するため、当該坑井の坑口から住宅、学校、病院その他の施設に対し適切な距離を有することとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第二章　貯留等工作物

第一節　坑井

第十八条　坑井（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）には、注入された二酸化炭素により腐食を生ずるおそれがある場合にあっては、当該坑井の腐食を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

2　坑井には、ガス等の噴出を生ずるおそれがある場合にあっては、当該坑井からのガス等の噴出を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

3　坑井からガス等が噴出した場合の被害の発生を防止するため、当該坑井の坑口は、住宅、学校、病院その他の施設に対し、適切な距離を有するものとする。

第二節　掘削用機械

（やぐら）

第十九条　（略）

2　（略）

3　やぐらに控綱を設けるときは、予想される風圧及び振動に耐える強度を有するロープ及び埋ブロックを使用し、かつ、倒壊を防止するため適切な数の控綱を設けるものとする。

（巻揚機）

第二十条　（略）

2・3　（略）

4　巻揚機の動力の非常遮断装置は、適切な箇所に設けるものとする。

（トラベリングブロック等）

第二十一条　トラベリングブロックには、ロープの接触その他の損傷を防止するため、ロープの通る孔を空けた金属被覆の設置その他の保護設備を設けるものとする。

2　フックには、設備が外れないための適切な安全装置を設けるものとする。

3　（略）

（泥水循環設備）

第二十二条　泥水循環設備のポンプのうち、過圧が生ずるおそれのあるものには、圧力計及び安全弁を設けるものとする。

2　泥水循環設備に係る高圧ガス製造設備は、一般則第十三条第一号イ又はロに規定する装置であるものとする。

3　泥水循環設備のロータリーホースは、泥水の常用の圧力に対して十分な強度を有するものとする。

4　泥水循環設備のロータリーホースには、落下を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

5　泥水循環設備のタンクには、掘削作業中における逸泥その他の異常事態を的確に把握するため、泥水循環用タンク内の泥水量の異常な増減を直ちに知ることができる適切な装置を設けるものとする。

第二章　掘削用機械

（新設）

（新設）

（やぐら）

第五条　（略）

2　（略）

3　やぐらに控綱を設けるときは、予想される風圧及び振動に耐える強度を有するロープ及び埋ブロックを使用し、かつ、倒壊を防止するため適切な数の控綱を設けることとする。

（巻揚機）

第六条　（略）

2・3　（略）

4　巻揚機の動力の非常遮断装置は、適切な箇所に設けられているものとする。

（トラベリングブロック等）

第七条　トラベリングブロックには、ロープの接触その他の損傷を防止するため、ロープの通る孔を空けた金属被覆の設置その他の保護設備が設けられていることとする。

2　フックには、設備が外れないための適切な安全装置が設けられていることとする。

3　（略）

（泥水循環設備）

第八条　泥水循環設備のポンプのうち、過圧が生ずるおそれのあるものには、圧力計及び安全弁が設けられていることとする。

2　泥水循環設備の高圧ガス製造設備は、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第十三条第一号イ又はロに規定する装置（設計圧力を超える圧力にならない構造のものに限る。次条において同じ。）により高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）及び液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の適用を受けるものを除く。）をいう。次条において同じ。）を製造するものであって、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十一号から第十三号まで及び同条第二項第一号イの基準に適合するものとする。

3　泥水循環設備のロータリーホースは、泥水の最高使用圧力に対して十分な強度を有するものとする。

4　泥水循環設備のロータリーホースは、落下を防止するための適切な措置が講じられているものとする。

5　泥水循環設備のタンクには、掘削作業中における逸泥その他の異常事態を的確に把握するため、泥水循環用タンク内の泥水量の異常な増減を直ちに知ることができる適切な装置が設けられていることとする。

（噴出防止設備）

第二十三条　噴出防止設備に係る高圧ガス製造設備は、一般則第十三条第一号イ又は口に規定する装置であるものとする。

（ロープ等）

第二十四条　ロープには、塗金、塗油その他の腐食を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

２　掘削用機械には、巻揚機のつり上げ荷重その他の荷重を測定するための装置を設けるものとする。

３　掘削用機械に設備をつり下げた状態における安定性を確保するためのおもりを取り付ける場合にあっては、作業に支障のない位置に設け、かつ、適切な保護設備を設けるものとする。

第三節　圧送機

（保安距離）

第二十五条　圧送機（貯留事業の用に供するものに限る。以下この節において同じ。）は、その外面から住宅、学校、病院その他の施設に対し、適切な距離を有するものとする。

（材料）

第二十六条　圧送機のうち、二酸化炭素が通る部分に使用する材料は、二酸化炭素の性状、温度、圧力等に応じ、当該材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとする。

（構造等）

第二十七条　圧送機のうち、二酸化炭素が通る部分は、常用の圧力に対し、当該圧送機の形状、寸法に応じて十分な強度を有するものとする。

２　圧送機のうち、二酸化炭素が通る部分は、適切な方法により耐圧試験を行ったときにこれに耐えるものとする。

３　圧送機のうち、二酸化炭素が通る部分は、適切な方法により気密試験を行ったときに漏えいがないものとする。

（安全装置）

第二十八条　圧送機のうち、二酸化炭素が通る部分には、圧力計を設け、かつ、当該圧送機内の圧力が許容圧力を超えた場合に直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けるものとする。

２　外部強制潤滑油装置を有する圧送機には、当該装置の潤滑油圧が異常に低下した場合に、自動的に他の潤滑油装置を作動させ、又は自動的に圧送機を停止させる装置を設けるものとする。

（計測装置）

第二十九条　圧送機には、当該圧送機の運転状態を監視する装置を設けるものとする。

（警報装置）

第三十条　圧送機には、異常な事態が発生した場合にこれを検知し、かつ、警報する装置を設けるものとする。

（噴出防止設備）

第九条　噴出防止設備の高圧ガス製造設備は、一般高圧ガス保安規則第十三条第一号イ又は口に規定する装置により高圧ガスを製造するものであって、同令第六条第一項第十一号から第十三号まで及び同条第二項第一号イの基準に適合するものとする。

（新設）

（ロープ等）

第十条　ロープは、塗金、塗油その他の腐食を防止するための適切な措置が講じられているものとする。

２　掘削用機械には、巻揚機のつり上げ荷重その他の荷重を測定するための装置が設けられていることとする。

３　掘削用機械に設備をつり下げた状態における安定性を確保するためのおもりを取り付ける場合にあっては、作業に支障のない位置に設け、かつ、適切な保護設備が設けられていることとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（構外の配管）

第三十一条　貯留事業の用に供する配管（貯留事業場の構内に設置するものを除く。）のうち、二酸化炭素が通る部分については、第三十三条から第四十五条までの規定を準用する。

第四節　火薬類取扱所等

第三十二条　火薬類取扱所は、火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第五十二条第三項（第十一号から第十三号までを除く。）の基準に適合するものとする。

2　火薬類を収納する容器は、火薬類取締法施行規則第五十一条第一号及び第二号の基準に適合するものとする。

第三章　導管輸送工作物

第一節　導管

（削る）

（設置場所）

第三十三条　導管は、地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下その他の災害を生じさせるおそれが大きい場所又は建物の内部若しくは基礎面下に設置しないものとする。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合であって、かつ、保安上適切な措置を講ずる場合は、この限りでない。

（材料）

第三十四条　導管のうち、二酸化炭素が通る部分に使用する材料は、二酸化炭素の性状、温度、圧力等に応じ、当該材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとする。

（構造等）

第三十五条　導管のうち、二酸化炭素が通る部分の構造は、使用中の荷重及び常用の圧力に対し、当該導管の形状、寸法に応じて適切な構造であるものとする。

2　導管のうち、二酸化炭素が通る部分は、適切な方法により耐圧試験を行ったときにこれに耐えるものとする。ただし、次の各号に掲げるものにあっては、この限りでない。

一　溶接により接合された導管（海底に設置する導管を除く。）であって、非破壊試験に合格したもの

二　延長が十五メートル未満の導管であって、その継手部と同一の材料、同一の寸法及び同一の施工方法で接合された試験のための管について、常用の圧力の一・五倍以上の圧力で試験を行ったときにこれに耐えるもの

3　導管のうち、二酸化炭素が通る部分は、適切な方法により気密試験を行ったときに漏えいがないものとする。

（溶接部分）

第三十六条　導管のうち、二酸化炭素が通る部分であって、内面に零パスカルを超える圧力を受ける部分の溶接された部分は、溶込みが十分であり、溶接による割れ等の有害な欠陥がなく、かつ、設計上要求される強度以上の強度であるものとする。

2　導管のうち、二酸化炭素による圧力を受ける部分を溶接する場合は、機械試験等により適切であることをあらかじめ確認した溶接施工方法により溶接するものとする。

3　導管のうち、二酸化炭素による圧力を受ける部分の溶接された部分は、適切な溶接設計（溶接方法の種類、溶接部の形状等をいう。）により溶接されたものであり、かつ、有害な欠陥がないこと及び適切な機械的性質を有することを適切な試験方法により確認されたものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第三章　火薬類取扱所等

（新設）

第十一条　火薬類取扱所は、火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第五十二条第三項（第十一号から第十三号までを除く。）の基準に適合するものとする。

2　火薬類を収納する容器は、火薬類取締法施行規則第五十一条第一号及び第二号の基準に適合するものとする。

（水分除去措置）

第三十七条　二酸化炭素（実用上支障のない程度まで脱水されたものを除く。）を輸送するための導管には、適切な位置に、水分を除去するための適切な措置を講ずるものとする。　（新設）

（防護措置）

第三十八条　導管のうち、地盤面上に設置するものには、車両の接触その他の衝撃により損傷のおそれのある部分に衝撃による損傷を防止するための適切な措置を講ずるものとする。　（新設）

２　道路に埋設する導管（ポリエチレン管に限る。）には、掘削等による損傷を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

３　道路以外の地盤面下に埋設する導管（他工事による損傷のおそれのないものを除く。）には、掘削等による損傷を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

４　海底に設置する導管には、投錨等により導管が損傷を受けるおそれがある場合にあっては、損傷を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

５　掘削により周囲が露出することとなった導管には、損傷を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（防食措置）

第三十九条　導管には、腐食を防止するための適切な措置を講ずるものとする。　（新設）

（二酸化炭素遮断装置）

第四十条　導管には、危急の場合に、二酸化炭素を速やかに遮断することができる適切な装置を適切な場所に設けるものとする。　（新設）

（危険標識）

第四十一条　地盤面上に設置する導管には、その見やすい箇所に当該導管に異常を認めたときの連絡先その他保安上必要な事項を明瞭に記載した危険標識を設けるものとする。　（新設）

（導管における漏えいの防止）

第四十二条　導管は、二酸化炭素の漏えいのおそれがないように設置するものとする。　（新設）

（二酸化炭素による人の健康に係る被害防止措置）

第四十三条　導管から二酸化炭素が漏えいした場合にあっても、当該二酸化炭素により導管の周辺の区域における人の健康に係る被害を生ずるおそれがないよう、適切な措置を講ずるものとする。　（新設）

（計測装置）

第四十四条　導管には、二酸化炭素の輸送の状況を監視する装置を設けるものとする。　（新設）

（警報装置）

第四十五条　導管には、異常な事態が発生した場合にこれを検知し、かつ、警報する装置を設けるものとする。　（新設）

第二節　圧送機　（新設）

第四十六条　圧送機（導管輸送事業の用に供するものに限る。）については、第二十五条から第三十条までの規定を準用する。　（新設）

附　則

この省令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行の日から施行する。

法規的告示

○経済産業省告示第五十四号

経済産業省企業活動基本調査規則（平成四年通商産業省令第五十六号）第八条第二項の規定に基づき、本社企業調査票及び海外現地法人調査票の様式を次のように定める。

なお、令和七年経済産業省告示第二十号（経済産業省企業活動基本調査規則に基づき企業活動基本調査票の様式を定める件）は廃止する。

令和八年四月十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

本社

政府統計

年経済産業省企業活動基本調査

企業活動基本調査本社企業調査票

㊙ 基幹統計調査

年3月31日現在

提出期限　年7月15日までに提出してください。

・この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査で、調査対象となった企業は報告の義務があります。
・この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されています。
・調査票の記入に当たっては、別冊の「調査票記入の手引」に従って、黒又は青のボールペンではっきりと記入してください。なお、数値は、必ず調査票に定めた単位で記入してください。
・調査の期日は　　年3月31日現在です。記入内容は最近決算期の数値によって記入してください。
なお、決算期変更の場合は、「調査票記入の手引」を参照してください。
・記入すべき金額や数量がない場合は空欄とし、四捨五入して百万円に満たない場合は「0」を記入してください。
・あらかじめ印字されている（プレプリント）項目がある場合は確認の上変更があれば修正してください。

1 企業の概要

調査票報告者（企業の代表者）の氏名		
記入者の氏名	フリガナ	
本票の記入内容の照会に回答される人（記入者）の所属部署及び所在地（送付先）	所属部署	電話　（　　）　局　　番　（内線）　　番
	連絡先所在地（本社・本店の所在地と異なる場合のみ記入してください。）	郵便番号　　－

1 企業の概要

1	企業の名称	フリガナ		電話番号（代表）	－　　－
2	本社又は本店の所在地「実際の本社機能を有する場所」	郵便番号　　－ 都道府県　市区郡　区町村 丁目　番番地　号　（ビル名）			
3	資本金額又は出資金額【調査期日時点】（百万円未満切捨て）	0101	兆　千億　百億　十億　億　千万　百万円	貴社の資本金に占める外国資本の比率を記入してください。	0102　外資比率（小数点第1位まで記入）　％
4	企業の設立形態及び設立時期	0103	企業の設立年（西暦4桁）　年	今回初めて調査票を提出される場合、設立の形態として該当する番号を選んで○を付けてください。	1 新規設立　2 新設合併 3 新設分割　4 その他
5	最近決算期間の組織再編行為の状況（期間は最近決算期間の1年間）	0104	①最近決算期間の組織再編行為について該当する番号を選んで○を付けてください。 1 あり　⇒②を記入 2 なし　⇒下の6へ	②最近決算期間に組織再編行為があった場合、その内容として該当する番号をすべて選んで○を付けてください。	1 合併　2 会社分割 3 株式交換・株式移転　4 株式交付 5 事業・資産を他社に売却（事業譲渡） 6 他社の事業・資産を購入（事業譲受） 7 子会社株式を株主に分配（現物配当） 8 その他（上記以外の他社の子会社化等）
6	企業の決算月	0105	年1回　　月	年2回	月、　　月
7	消費税の取扱い	0106	貴社の消費税の経理処理方法について、該当する番号を選んで○を付けてください。		1 税込み　2 税抜き
	法人番号（法人番号を確認いただき、記入・訂正願います。）				

備考欄（記入内容について、特記すべき事項があれば記入してください。）

企業番号　この欄は、経済産業省が使用します。

経済産業省

2 事業組織及び従業者数

年調査

(1) 事業組織別事業所数及び常時従業者数

(3月31日現在)

区分				事業所数 ※2-3	常時従業者数(人) ※2-4
※2-1 本社・本店	本社機能部門	調査・企画部門	0201		
		情報処理部門	0202		
		研究開発部門	0203		
		国際事業部門	0204		
		その他の部門(総務、経理、人事等)	0205		
		本社機能部門計 Ⓐ	0206		
	現業部門	製造・鉱山、電気・ガス事業部門	0207		
		商業事業部門	0208		
		飲食サービス事業部門	0209		
		情報サービス事業部門 ※2-2	0210		
		サービス事業部門	0211		
		その他の部門(上記以外の部門)	0212		
		現業部門計 Ⓑ	0213		
		計 ❶(Ⓐ+Ⓑ)	0214		

区分				事業所数 ※2-3	常時従業者数(人) ※2-4
※2-5 本社・本店以外	国内(本社・本店併設のものを除く)	製造・鉱業、電気・ガス事業所	0215		
		商業事業所(商業店舗、鉱業・製造業の支社、支店、営業所等)	0216		
		飲食サービス事業所	0217		
		情報サービス事業所 ※2-2	0218		
		サービス事業所	0219		
		研究所	0220		
		倉庫・輸送・配送等事業所	0221		
		その他(上記以外の事業所)	0222		
	海外	海外支社、支店、駐在所等	0223		
		計 ❷	0224		
他企業等への出向者 ※2-6 ❸			0225		
合計 ❶+❷+❸			0226		
うち、無期雇用者(期間を定めずに雇用している人(定年制も含む)) ※2-7			0227		
うち、有期雇用者(1か月以上)(1か月以上の期間を定めて雇用している人) ※2-7			0228		
有期雇用者(1か月以上)(就業時間換算) ※2-8			0229		

(2) その他の従業者数

(3月31日現在)

区分		従業者数(人)
臨時雇用者 ※2-9	0230	
(受入れ)派遣従業者 ※2-10	0231	

※2-1 「本社・本店」の事業所数については、本社・本店の数を「計(0214)」のみ記入してください。
「常時従業者数」については、各部門ごとに記入してください。

※2-2 「情報サービス事業部門(0210)、情報サービス事業所(0218)」は、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映画・ビデオ制作業、テレビ番組制作業、新聞業、出版業の業務を行っている部門・事業所です。

※2-3 事業所数は、「本社・本店の計(0214)」、「本社・本店以外(0215～0224、0226)」に記入してください。

※2-4 「常時従業者数」には、有給役員、常用雇用者(正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者)の数を記入してください。

※2-5 「本社・本店以外」については、各事業所(海外を含む)ごとに「事業所数」、「常時従業者数」とも記入してください。

※2-6 「他企業等への出向者(0225)」には、主として貴社で給与を支払っている子会社、関連会社などへの出向者の数を記入してください。

※2-7 「うち、無期雇用者(0227)」及び「うち、有期雇用者(1か月以上)(0228)」は、雇用契約期間の定めに応じて記入してください。

※2-8 「有期雇用者(1か月以上)(就業時間換算)(0229)」には、貴社の無期雇用者の就業時間で換算し、四捨五入の上整数で記入してください。
計算式:有期雇用者(1か月以上)の全員の就業時間(1週間分)÷無期雇用者の1人当たりの所定労働時間(1週間分)

※2-9 「臨時雇用者(0230)」とは、1か月未満の期間を定めて雇用している者及び日々雇入れている者をいいます。

※2-10 「(受入れ)派遣従業者(0231)」とは、労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業者であって、当該雇用関係のまま貴社と当該労働者派遣事業主との契約の下に、貴社の指揮命令を受けて、貴社の業務に従事させている従業者をいいます。

3 親会社、子会社・関連会社の状況

年調査

(1) 親会社の名称、所在地、業種、議決権所有割合

親会社とは、貴社の議決権の50%を超えて所有している会社をいいます。
ただし50%以下であっても、貴社の経営を実質的に支配している場合も含みます。　（最近決算期末現在）

親会社の有無	0300	親会社の有無について、該当する番号を選んで○を付けてください。	① 親会社がある ② 親会社はない（(2)子会社・関連会社の所有状況と増減へ）
親会社の名称			
親会社の証券コード	0301		親会社が上場会社の場合は親会社の証券コードを記入してください。
親会社の所在地 ※3-1	0302	都道府県番号	国分類番号　国名
親会社の経営形態及び業種名 ※3-2	0303	親会社の経営形態について、該当する番号に○を付け、業種名、業種分類番号を記入してください。	① 親会社は純粋持株会社である →純粋持株会社の業種分類番号は990です。 ② 親会社は事業持株会社である ③ その他
	0304	業種名	業種分類番号
親会社の議決権所有割合	0305	．　%	貴社に対する親会社の議決権所有割合を小数点第1位まで記入してください。
親会社との連結関係	0306	貴社と親会社の連結関係について、該当する番号に○を付けてください。	① 連結子会社（親会社が連結決算をしている） ② 非連結子会社（親会社が連結決算をしている） ③ 親会社が連結決算をしていない

※3-1 ・親会社が国内にある場合は、親会社の所在地の都道府県番号、海外にある場合は、国分類番号、国名を記入してください。
・都道府県番号、国分類番号及び業種分類番号は「企業活動基本調査用分類表」を参照してください。

※3-2 ・純粋持株会社とは、事業活動を営むことを目的とするのではなく、他の複数の会社の株式を所有することによって、それらを支配することを主たる目的とし、グループ全体の経営計画立案などに携わる会社をいいます。
・事業持株会社とは、事業活動を営み、かつ複数の会社の株式を所有することによって、それらを支配することを目的とした会社をいいます。
その際、単なる親子関係は該当しません。

(2) 子会社・関連会社の所有状況と増減

①子会社・関連会社の所有と増減の有無
子会社・関連会社の有無及び最近決算期間の増加、減少について、該当する番号に1つだけ○を付けてください。

0310	① 現在、子会社・関連会社があり、決算期の1年の間に増加、減少もあった	⇒ ②及び(3)を記入
	② 現在、子会社・関連会社があるが、決算期の1年の間に増加、減少はなかった	⇒ ②を記入
	③ 現在、子会社・関連会社はないが、決算期の1年の間に増加、減少があった	⇒ (3)を記入
	④ 現在、子会社・関連会社はなく、決算期の1年の間に減少もなかった	⇒ 4へ

②子会社・関連会社の所有状況 ※3-3　（最近決算期末現在）

議決権所有割合 ※3-4			業種分類番号 ※3-7	子会社・関連会社の数						
				国内	海外	アジア	うち、中国（含、香港）	ヨーロッパ	北米	その他の地域
子会社 ※3-5	100%	0311								
	100%未満～50%超	0312								
関連会社 ※3-6	50%以下～20%以上	0313								

※3-3 ・子会社・関連会社を所有する場合、4ページの「4(2)関係会社への投資額等」にも記入してください。
・休眠中の会社は含めないでください。
・記入欄が足りない場合は、「調査票記入の手引」の巻末にある「補助用紙」に記入し、左端に貼付してください。

※3-4 議決権は、議決権の付与が一部であるものを含みます。

※3-5 子会社とは、貴社が50%超の議決権を所有する会社をいいます。また、その子会社あるいは貴社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社も含みます。50%以下であっても貴社が実質的に支配している会社も含みます。

※3-6 関連会社とは、貴社が20%以上～50%以下の議決権を所有している会社をいいます。また、15%以上20%未満であっても、重要な影響を与えることができる会社を含みます。

※3-7 業種分類番号は、「企業活動基本調査用分類表」の区分に従って分類番号を記入してください。

(3) 子会社・関連会社の増加、減少 ※3-8

最近決算期間に**増加、減少**した子会社及び関連会社数を記入してください。　（最近決算期1年間）

区分		増加社数			
		国内		海外	
		子会社	関連会社	子会社	関連会社
計	0321				
新規設立	0322				
分社化 ※3-9	0323				
買収 ※3-10	0324				
その他（上記以外）	0325				

区分		減少社数			
		国内		海外	
		子会社	関連会社	子会社	関連会社
計	0326				
閉鎖・廃業 ※3-11	0327				
統合 ※3-12	0328				
売却 ※3-13	0329				
その他（上記以外）	0330				

※3-8 子会社、関連会社の記入には、※3-5 及び ※3-6 を参照してください。

※3-9 「分社化（0323）」とは、企業が事業又は組織の一部を分離し、別会社（子会社・関連会社）を設立した場合をいいます。

※3-10 「買収（0324）」とは、議決権を取得した場合をいいます。

※3-11 「閉鎖・廃業（0327）」とは、事業活動を停止し、継続しない場合をいいます。

※3-12 「統合（0328）」とは、子会社・関連会社間の合併等の場合をいいます。

※3-13 「売却（0329）」とは、議決権を他社に譲渡した場合をいいます。

資本金5億円以上の企業で、財務省の「法人企業統計年次別調査票」を提出される企業については、　色分けした調査事項（0401～0424、0451、0502～0508、0513～0517）について記入の必要はありません。

4 資産・負債及び純資産並びに投資

年調査

(1) 資産・負債及び純資産

（最近決算期末現在）

科目			十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
資産	流動資産	0401								
	うち、棚卸資産	0402								
	固定資産	0403								
	有形固定資産	0404								
	うち、土地以外	0405								
	無形固定資産	0406								
	うち、ソフトウェア	0407								
	投資その他の資産	0408								
	繰延資産	0409								
資産合計		0410								

科目			十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
負債	流動負債	0411								
	うち、支払手形・買掛金	0412								
	うち、短期借入金（金融機関）	0413								
	うち、短期借入金（金融機関以外）	0414								
	固定負債	0415								
	うち、社債（転換社債を含む）	0416								
	うち、長期借入金（金融機関）	0417								
	うち、長期借入金（金融機関以外）	0418								
純資産 株主資本	資本金	0419								
	資本剰余金	0420								
	利益剰余金	0421								
	自己株式	0422								
	その他 ※4-1	0423								
負債及び純資産合計		0424								

※4-1 「その他（0423）」には、土地の再評価差額金、金融商品に係る時価評価差額金等が該当します。

(2) 関係会社への投資額等 ※4-2

（最近決算期末現在）

区分		国内 十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	海外 十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
関係会社への投融資残高	0431																
うち、株式及び出資金残高	0432																
うち、長期貸付金	0433																

※4-2 ・3ページの「3 親会社、子会社・関連会社の状況」に記入された場合、「関係会社への投融資残高（0431～0433）」に記入してください。
・関係会社とは、子会社、関連会社及び親会社をいいます。

(3) 固定資産の増減 ※4-3 ※4-4

（最近決算期1年間）

区分		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
有形固定資産の当期取得額	0441								
うち、情報化投資	0442								
無形固定資産の当期取得額	0443								
有形固定資産の当期減少額	0444								
無形固定資産の当期減少額	0445								

※4-3 「有形固定資産の当期減少額（0444）」及び「無形固定資産の当期減少額（0445）」は、減価償却費を含めず、最近決算期1年間の売却、除却、廃棄、滅失による減少額を記入してください。

※4-4 減価償却費については、有形固定資産に関する額及び無形固定資産に関する額の合計を「減価償却費（0513）」に記入してください。

(4) 剰余金の配当状況

（最近決算期1年間）

区分		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
配当金（中間配当額を含む）	0451								

5 事業内容

(1) 売上高及び費用等

（最近決算期1年間）

科目			十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
売上高 Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ+Ⓓ+Ⓔ		0501								
営業費用	売上原価 ※5-2	0502								
営業費用	販売費及び一般管理費 ※5-2	0503								
営業外損益	営業外収益	0504								
営業外損益	営業外費用	0505								
営業外損益	うち、支払利息等	0506								
経常利益（△損失）		0507								
当期純利益（△損失）		0508								

※5-1 5ページの「(5) 売上高の内訳」に内訳を記入してください。
「売上高（0501）」は、
①自社鉱産品・製造品、電気・ガス・熱供給・水道売上高Ⓐ
②加工賃収入額Ⓑ　③卸売、小売、宿泊、飲食サービス売上高Ⓒ
④サービス事業収入額Ⓓ　⑤その他の事業収入額Ⓔ
の数値の計と一致します。

(2) 費用の内訳（特掲） ※5-2

（最近決算期1年間）

科目		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
広告宣伝費	0511								
荷造運搬費	0512								
減価償却費 ※4-4	0513								
給与総額（賞与を含む） ※5-3	0514								
福利厚生費（退職金を含む）	0515								
動産・不動産賃借料	0516								
租税公課	0517								

※5-2 各費用科目（0511～0517）には「販売費及び一般管理費（0503）」に属する経費と、「売上原価（0502）」に属する経費の合計額を記入してください。

※5-3 「給与総額（賞与を含む）（0514）」には、常時従業者に係る給与総額を記入します。賞与は含まれますが退職金は含まれません。
給与総額＝売上原価（人件費、製造原価に含まれる労務費）＋販売費・一般管理費（給料＋賞与＋役員報酬・賞与＋引当金等）。

(3) 情報処理・通信費 ※5-4

（最近決算期1年間）

科目		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
情報処理・通信費	0520								

※5-4 「情報処理・通信費(0520)」＝「情報処理経費」＋「通信費」
・コンピュータによる情報処理やデータ通信等の専門部署における情報処理費用と電話、郵便等の通信費の合計金額
・コンピュータによる情報通信費には、導入諸掛り、リース・レンタル料、保守料、回線使用料、ソフトウェア委託料及び購買費、パンチ委託料、計算委託料、オンラインサービス料等を含みます。

(4) リース契約により使用している設備に係る支払いリース料 ※5-5

（最近決算期1年間）

科目		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
支払リース料	0530								

※5-5 「支払リース料(0530)」には、最近決算期1年間にリース契約に基づいて支払った金額を記入してください。
リース契約とは、長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいい、土地・建物の賃借、短期間のレンタル、チャーター等は含みません。

(5) 売上高の内訳

「売上高(0501)」について、その内訳を次の①～⑤に「企業活動基本調査用分類表」の品目分類又は事業分類の区分に従って、売上高又は収入額の多い順番に、分類番号毎にまとめて、主要な取扱品名又は事業の具体的な名称及び金額を記入してください。
①～⑤のそれぞれの売上高又は収入額の計と内訳は一致します。また、①～⑤の売上高又は収入額の合計は、「売上高(0501)」と一致します。

※品目又は事業の内訳金額は、それぞれの売上高又は収入額全体に占める割合が95%の金額を超えるまで必ず分類区分してください。
※残りの5%未満の金額については、その内訳が多分野にわたる場合は、分類区分を省略して「991その他」～「995その他」に一括計上しても差し支えありません。
※記入欄が足りない場合は、「調査票記入の手引」の巻末にある「補助用紙」に記入し、左端に貼付してください。

① 自社鉱産品・製造品、電気・ガス・熱供給・水道売上高(売上高上位より) ※5-6

（最近決算期1年間）

	分類番号	主要品名	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
0531										
	9 9 1	その他								
		計 Ⓐ								

※5-6 分類番号は、
「鉱業」……051
「製造業」… 091～320
「電気・ガス・熱供給・水道業」
…331～360
が該当します。
自社製造品であっても、消費者（産業用使用者を除く）に直接販売をする場合は、"製造小売"として、「③卸売、小売、宿泊、飲食サービス売上高」に記入してください。

② 加工賃収入額(収入額上位より) ※5-7

（最近決算期1年間）

	分類番号	主要品名	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
0532										
	9 9 2	その他								
		計 Ⓑ								

※5-7 分類番号は、
「製造業」… 091～320
が該当します。
「加工賃収入額」には、他企業から支給された原材料、半製品、部分品を加工した収入額を記入してください。

③ 卸売、小売、宿泊、飲食サービス売上高(売上高上位より) ※5-8

（最近決算期1年間）

	分類番号	主要品名	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
0533		（卸売 小売 宿泊 飲食サービス）								
		（卸売 小売 宿泊 飲食サービス）								
		（卸売 小売 宿泊 飲食サービス）								
		（卸売 小売 宿泊 飲食サービス）								
		（卸売 小売 宿泊 飲食サービス）								
	9 9 3	その他 （卸売 小売 宿泊 飲食サービス）								
		計 Ⓒ								

※5-8 分類番号は、
「卸売業」… 511～559
「小売業」… 570～610
「宿泊業」……750
「飲食サービス業」
…760、766、770
が該当します。
同一商品であっても「卸売」、「小売」では分類番号が異なりますので、分けて記入してください。
カッコ内の「卸売」、「小売」、「宿泊」、「飲食サービス」の区分に○を付けてください。

④ サービス事業収入額(収入額上位より) ※5-9

（最近決算期1年間）

	分類番号	主要事業名	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
0534										
	9 9 4	その他								
		計 Ⓓ								

※5-9 分類番号は、
「サービス業」…702～710
726～746
781～809
880～929
が該当します。
サービス業においては、営業収入等の内訳を記入してください。

⑤ その他の事業収入額(収入額上位より) ※5-10

（最近決算期1年間）

	分類番号	主要事業名	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
0535										
	9 9 5	その他								
		計 Ⓔ								

※5-10 分類番号は、
「情報通信業」…371～419
「金融業、保険業」
…621、643
「医療、福祉業」……830
「教育、学習支援業」
…811、824
「農林水産業」
…010～030
「建設業」…… 060
「運輸業、郵便業」
…440～480
「不動産業」…680～693
「複合サービス事業」
…860、870
が該当します。

6 取引状況

年調査

(1) 国際取引の有無

最近決算期間の国際取引について、該当する番号に1つだけ○を付けてください。

(注) (1)国際取引の有無にかかわらず、(2)の「売上高(0601)」、(3)の「仕入高(モノ)(0609)」は記入してください。

0600
- ①国際取引があった (注)（a～dで該当する記号にすべて○）⇒
  - ⓐ モノの輸出があった ⇒ (2)で「輸出額」も記入
  - ⓑ モノの輸入があった ⇒ (3)で「輸入額」も記入
  - ⓒ モノ以外の取引（受取金額）があった ⇒ (4)の受取金額も記入
  - ⓓ モノ以外の取引（支払金額）があった ⇒ (4)の支払金額も記入
- ②国際取引はなかった (注)

(2) 売上高の取引状況

（最近決算期1年間）

区分		取引額	うち、関係会社 ※6-1
		十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万円	十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万円
売上高 ※6-2	0601		
うち、モノの輸出額 ※6-3 ※6-4	0602		
アジア	0603		
うち、中国（含、香港）	0604		
中東	0605		
ヨーロッパ	0606		
北米	0607		
その他の地域	0608		

※6-1 関係会社とは、子会社、関連会社及び親会社をいいます。

※6-2 「売上高(0601)」の取引額は、4ページ5(1)中の「売上高(0501)」の数値と一致します。

※6-3 「うち、モノの輸出額(0602)」は、自社名義で通関手続きを行った輸出額を記入してください。

※6-4 地域区分については、「企業活動基本調査用分類表」の「国分類表（地域を含む）」に従って記入してください。

(3) 仕入高(モノ)の取引状況

（最近決算期1年間）

区分		取引額	うち、関係会社 ※6-1
		十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万円	十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万円
仕入高(モノ) ※6-5	0609		
うち、モノの輸入額 ※6-4 ※6-6	0610		
アジア	0611		
うち、中国（含、香港）	0612		
中東	0613		
ヨーロッパ	0614		
北米	0615		
その他の地域	0616		

※6-5 「仕入高(モノ)(0609)」の取引額は、4ページ5(1)中の「売上原価(0502)」のうちの商品仕入高、原材料仕入高等の国内及び海外仕入高の合計を記入してください。
サービス取引(運輸、通信、建設、保険、金融、情報、ソフト、文化、興行等の各種サービス、特許権等使用料等)については含めないでください。

※6-6 「うち、モノの輸入額(0610)」は、自社名義で通関手続きを行った輸入額を記入してください。

(4) モノ以外のサービスに関する国際取引 ※6-7

（最近決算期1年間）

区分		取引額	うち、関係会社 ※6-1
		十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万円	十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万円
海外からの受取金額	0617		
海外への支払金額	0618		

※6-7 ・モノ以外のサービスとは、運輸、通信、建設、保険、金融、情報、ソフト、文化、興行等の各種サービス、特許権等使用料等をいいます。
・損益計算書に計上した国際取引に限って記入してください。

7 事業の外部委託の状況

年調査

(1) 貴社における外部委託の実施状況について、該当する番号すべてに○を付けてください。

0701	① 製造委託を行った（① 国内　② 海外）	⇒ (2)を記入
	② 製造委託以外の外部委託を行った	⇒ (3)及び(4)を記入
	③ 外部委託は行っていない	⇒ 8へ

(2) 貴社における製造委託の委託金額　（最近決算期1年間）

区分		取引額 十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
製造委託の金額 ※7-1	0702								
うち、海外	0703								

※7-1 「製造委託の金額(0702)」には営業費用（「売上原価(0502)」を含む）に計上した外注費、業務委託費等（類似のものを含む）のうち、製造委託の総額を記入してください。

(3) 製造委託以外の業務の外部委託（アウトソーシング）の状況について、1～12の中で該当する番号に○を付け、委託先の国内、海外別について、該当する番号すべてに○を付けてください（建設工事の委託は除く）。

0704	① 情報処理関連	（① 国内　② 海外）
	② 調査・マーケティング	（① 国内　② 海外）
	③ デザイン・商品企画	（① 国内　② 海外）
	④ 一般事務処理	（① 国内　② 海外）
	⑤ 福利厚生などの従業員福祉関連	（① 国内　② 海外）
	⑥ 税務・会計など特殊分野	（① 国内　② 海外）
	⑦ 社内研修など従業員教育	（① 国内　② 海外）
	⑧ 受付・案内・秘書などの渉外業務	（① 国内　② 海外）
	⑨ 運送・配送・保管など物流関連	（① 国内　② 海外）
	⑩ 清掃・保安・保守などの環境及び防犯関連	（① 国内　② 海外）
	⑪ 研究開発関連分野	（① 国内　② 海外）
	⑫ その他	（① 国内　② 海外）

このうち、外注費、業務委託費等として経理処理したものについて、(4)に記入

(4) 貴社における製造委託以外の外注費、業務委託費等の金額　（最近決算期1年間）

科目		取引額 十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
製造委託以外の外注費、業務委託費等の金額 ※7-2	0705								
うち、海外	0706								

※7-2 「製造委託以外の外注費、業務委託費等の金額(0705)」には、営業費用（「売上原価(0502)」を含む）に計上した外注費、業務委託費等（類似のものを含む）のうち、製造委託を除いたものを記入してください。

8 研究開発、能力開発

(1) 貴社の研究開発（受委託を含む）への取組みについて、該当する番号すべてに○を付けてください。

0801	① 研究開発（受委託を含む）を、国内で行っている	⇒ (2)及び(3) を記入
	② 研究開発（受委託を含む）を、海外で行っている	⇒ (2)及び(3) を記入
	③ 研究開発（受委託を含む）を行っていない	⇒ (3) へ

※8-1 関係会社とは、子会社、関連会社及び親会社をいいます。

(2) 研究開発費及び研究開発投資　（最近決算期1年間）

区分		研究開発費及び研究開発投資 千億	百億	十億	億	千万	百万円	うち、関係会社との受委託 ※8-1 国内 千億	百億	十億	億	千万	百万円	海外 千億	百億	十億	億	千万	百万円
自社研究開発費	0802																		
委託研究開発費 ※8-2	0803																		
受託研究費 ※8-2	0804																		
研究開発関連有形固定資産当期取得額 ※8-3	0805																		

※8-2 「委託研究開発費(0803)、受託研究費(0804)」には、大学や他の企業との共同研究に伴う研究開発費も含めてください。

※8-3 「研究開発関連有形固定資産当期取得額(0805)」については、4ページ4(3)中の「有形固定資産の当期取得額(0441)」のうち、研究開発に係る金額を記入してください。

(3) 能力開発費　（最近決算期1年間）

区分		千億	百億	十億	億	千万	百万円
能力開発費 ※8-4	0806						

※8-4 「能力開発費(0806)」には、講師・指導員経費、教材費、外部施設使用料、研修参加費及び研修委託費、大学への派遣・留学関連費用、大学・大学院等への自費留学にあたっての授業料の助成等を含めてください。

9 技術の所有及び取引状況

年調査

(1) 特許権等の所有、使用状況

①貴社で所有している特許権・実用新案権・意匠権がありますか。該当する番号に1つだけ○を付けてください。

0900　① 特許権・実用新案権・意匠権がある　⇒　②を記入　② 特許権・実用新案権・意匠権はない　⇒　(2)へ

②特許権等の所有、使用状況　（最近決算期末現在）

内容		所有しているもの(件)	うち、使用しているもの(件) ※9-1	うち、自社開発のもの(件)
特許権	0901			
実用新案権	0902			
意匠権	0903			

※9-1 「うち、使用しているもの」には、他社に供与しているものも含めてください。

(2) 技術取引

①最近決算期間に、特許権・実用新案権・意匠権・著作権等に関わる受取又は支払がありましたか。該当する番号に1つだけ○を付けてください。

0910
① 受取と支払の両方があった　⇒　②受取金額及び③支払金額を記入
② 受取はあったが支払はなかった　⇒　②受取金額のみを記入
③ 受取はなかったが支払はあった　⇒　③支払金額のみを記入
④ 受取と支払のいずれもなかった　⇒　10へ

②受取金額　（最近決算期1年間）

内容			受取金額 ※9-3						うち、関係会社 ※9-2					
			千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円
特許権	国内	0911												
	海外	0912												
実用新案権	国内	0913												
	海外	0914												
意匠権	国内	0915												
	海外	0916												
著作権	国内	0917												
	海外	0918												
うち、ソフトウェア ※9-4	国内	0919												
	海外	0920												
その他	国内	0921												
	海外	0922												

※9-2 関係会社とは、子会社、関連会社及び親会社をいいます。

※9-3 「受取金額」、「支払金額」には、新規・継続を問わず最近決算期1年間に、国内又は海外の企業との間に技術の受入れ・提供を行った場合に記入してください。なお、貴社としての「受取金額」、「支払金額」に加え、内数としての関係会社との「受取金額」、「支払金額」について記入してください。

※9-4 「うち、ソフトウェア」とは、コンピュータ・ソフトウェアをいいます。

③支払金額　（最近決算期1年間）

内容			支払金額 ※9-3						うち、関係会社 ※9-2					
			千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円
特許権	国内	0923												
	海外	0924												
実用新案権	国内	0925												
	海外	0926												
意匠権	国内	0927												
	海外	0928												
著作権	国内	0929												
	海外	0930												
うち、ソフトウェア ※9-4	国内	0931												
	海外	0932												
その他	国内	0933												
	海外	0934												

10 企業経営の方向

(1) 取締役の人数

貴社の取締役の人数を記入してください。　（最近決算期末現在）

1001　社内取締役(人)　　社外取締役(人)

※10-1 ・監査役が1人でもいる場合は「① 監査役(会)設置会社である」に該当します。
・「④その他」には、①～③以外の場合に該当します。

(2) 貴社の機関設計について、該当する番号に○を付けてください。 ※10-1　（最近決算期末現在）

1002　① 監査役(会)設置会社である　② 指名委員会等設置会社である　③ 監査等委員会設置会社である　④ その他

(3) ストックオプション制度の実施状況について、該当する番号すべてに○を付けてください。　（最近決算期末現在）

1003　① 取締役等向けに実施 ※10-2　② 従業員向けに実施　③ 実施していない

※10-2 取締役等には、経営に従事している執行役及び執行役員を含みます。

現地

政府統計

年経済産業省企業活動基本調査

企業活動基本調査海外現地法人調査票

秘 基幹統計調査

年3月31日現在

提出期限　**年7月15日までに提出してください。**

- この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査で、調査対象となった企業は報告の義務があります。
- この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されています。
- 調査の期日は　　年3月31日現在です。記入内容は最近決算期の数値によって記入してください。
- 金額はすべて円建てとし、百万円未満を四捨五入してください。なお、記入すべき金額や数量がない場合は空欄とし、四捨五入して百万円に満たない場合は「0」を記入してください。
- 調査票の記入に当たっては、別冊の「調査票記入の手引」に従って、黒又は青のボールペンではっきりと記入してください。なお、数値は、必ず調査票に定めた単位で記入してください。
- あらかじめ印字されている（プレプリント）項目がある場合は確認の上変更があれば修正してください。

本社企業調査票の企業名称		法人番号	
記入者の氏名		所属部署名	
		電話番号	

1 現地法人の概要

101	現地法人名	（アルファベット）	
102	国・地域分類	国・地域番号	国・地域名
103	州・省分類	州・省番号	州・省名
104	業種分類	業種番号	業種名
105	設立・資本参加時期	年（西暦4桁）	月
106	決算月	月	

＊国・地域番号、国・地域名は、「調査票記入の手引」の別表1.国分類、地域分類表を参照してください。

＊州・省番号、州・省名は、102.国・地域分類が「アメリカ」あるいは「中国」の場合に「調査票記入の手引」の別表2、3の州・省分類表を参照してください。

＊業種番号、業種名は、「調査票記入の手引」の別表4.業種分類表を参照してください。なお、業種名が不明の場合は、貴社の具体的な業務内容を記入してください。

＊設立時期と資本参加時期が異なる場合は資本参加の時期を記入してください。

2 出資状況

（最近決算期末現在、百万円）

		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万
201	資本金又は出資金							

202	日本側出資比率		%

＊為替レートの変動は反映させず、出資時のレートを継続的に使用して換算してください。
増資した場合は増資をした時点のレートを使用して換算してください。

＊資本金又は出資金に占める日本側出資合計額の比率を、小数点1位まで記入してください。

備考欄（記入内容について、特記すべき事項があれば記入してください）

企業番号　この欄は、経済産業省が使用します。　－

経済産業省

裏面に続きます

3 操業状況

年3月31日現在の操業状況について、該当する「番号」に○印を付けてください。

301	操業状況	① 操業中	操業中、営業中（2.初決算前のものは除く。）の場合。	「5 雇用の状況」以降のすべての項目について記入してください。
		② 初決算前	設立後又は出資後、最初の決算期が到来していない場合。	「5 雇用の状況」以降の項目について、記入の必要はありません。
		③ 未設立・未操業	届出後まだ設立されていない場合、あるいは操業していない場合。	
		④ 休眠中	休眠中、休業中の場合。	
		⑤ 解散、撤退、出資比率の低下	解散（清算、倒産等を含む。）、撤退（売却、吸収・合併、統合、移転（他国・他地域への転居）等）により日本側合計出資比率が0%となった場合。 または、日本側合計出資比率が0%超20%未満となった場合。ただし、15%以上20%未満であっても、重要な影響を与えることができる場合は含みません。	「4 解散、撤退、出資比率の低下の時期」についてのみ記入してください。

4 解散、撤退、出資比率の低下の時期

「解散、撤退、出資比率の低下」となった時期について該当する「番号」に○印を付けてください。

411	解散、撤退、出資比率の低下の時期	①	年度 以前
		②	年度

「3 操業状況」が「5.解散、撤退、出資比率の低下」の企業は、ここまでで終わりです。次項以降には記入の必要はありません。

5 雇用の状況

（最近決算期末現在）

		総数					
		万	千	百	十	一	
501	常時従業者数						人
502	うち日本側派遣者数						人

＊有給役員、常用雇用者の合計（日本側派遣者数を含む）を記入してください。
常用雇用者とは正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者をいいます。

6 事業活動の状況

6−1. 売上高

（百万円）

	（注）割合で記入いただく場合でも「611売上高」の金額については必ずご記入ください。	年度 実績額 十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	又は割合(%) 1	0	0
611	売上高 ①+②+③											
612	日本向け輸出額 ①(A+B)											
613	親会社向け (A)											
614	その他の企業向け (B)											
615	現地販売額 ②(C+D+E)											
616	日系企業向け (C)											
617	地場企業向け (D)											
618	その他の企業向け (E)											
619	第三国向け輸出額 ③(F+G+H+I)											
620	北　米 (F)											
621	ア ジ ア (G)											
622	欧　州 (H)											
623	その他の地域 (I)											

金額で記入ができない場合は、右欄に割合を記入してください。

＊モノの輸出額は自社名義で通関手続きを行って、直接輸出した金額を記入してください。

＊モノ以外のサービス等取引についても、輸出した場合は、612～614、619～623の該当する欄に記入してください。

＊契約先と仕向先が異なる場合は仕向先で記入してください。

＊個人向けの輸出・販売は「その他の企業向け」に記入してください。

【現地販売額】
・当該現地法人の所在する国内での販売額を記入してください。
・中国本土一香港間の販売については、③第三国向け輸出額及び(G)アジアの欄に記入してください。
・地場企業：進出先現地国籍の企業。外資系企業は含めません。

【例】米国に所在する現地法人が、米国で販売した場合は、②現地販売額に、カナダで販売した場合は、③第三国向け輸出額及び(F)北米に記入してください。

＊売上高 = 日本向け輸出額 + 現地販売額 + 第三国向け輸出額
＊現地販売額 = 日系企業向け + 地場企業向け + その他の企業向けになります。

＊日本向け輸出額 = 親会社向け + その他の企業向け
＊第三国向け輸出額 = 北米+アジア+欧州+その他の地域

6−2. 仕入高

（百万円）

	（注）割合で記入いただく場合でも「624仕入高」の金額については必ずご記入ください。	年度 実績額 十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	又は割合(%) 1	0	0
624	仕入高 ④+⑤+⑥											
625	日本からの輸入額 ④(J+K)											
626	親会社から (J)											
627	その他の企業から (K)											
628	現地調達額 ⑤(L+M+N)											
629	日系企業から (L)											
630	地場企業から (M)											
631	その他の企業から (N)											
632	第三国からの輸入額 ⑥(O+P+Q+R)											
633	北　米 (O)											
634	ア ジ ア (P)											
635	欧　州 (Q)											
636	その他の地域 (R)											

金額で記入ができない場合は、右欄に割合を記入してください。

＊モノの輸入額は自社名義で通関手続きを行って、直接輸入した金額を記入してください。

＊モノ以外のサービス等取引についても、輸入した場合は、625～627、632～636の該当する欄に記入してください。

＊契約先と実際の輸入先が異なる場合は、実際の輸入先で記入してください。

＊個人からの仕入れは「その他の企業から」に記入してください。

【現地調達額】
・当該現地法人の所在する国内での仕入額を記入してください。
・中国本土一香港間の仕入れについては、⑥第三国からの輸入額及び(P)アジアの欄に記入してください。
・地場企業：進出先現地国籍の企業。外資系企業は含めません。

【例】米国に所在する現地法人が、米国から仕入れた場合は、⑤現地調達額に、カナダから仕入れた場合は、⑥第三国からの輸入額及び(O)北米に記入してください。

＊仕入高 = 日本からの輸入額 + 現地調達額 + 第三国からの輸入額
＊現地調達額 = 日系企業から + 地場企業から + その他の企業からになります。

＊日本からの輸入額 = 親会社から + その他の企業から
＊第三国からの輸入額 = 北米+アジア+欧州+その他の地域

裏面に続きます

7 費用、収益・利益処分、研究開発の状況

7−1. 費用

（百万円）

			十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万
711	営業費用	売上原価								
712		販売費・一般管理費								
713	営業費用内訳	給与総額								
714		賃借料								

＊営業費用内訳には、売上原価に属する経費と販売費・一般管理費に属する経費の合計額を記入してください。

7−2. 収益・利益処分

（百万円）

		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万
721	経常利益（△損失）								
722	法人税等								
723	当期純利益（△損失）								
724	当期内部留保額（△取崩）								
725	年度末内部留保残高（△欠損）								

＊当該国の会計原則で経常損益の概念がない場合は、税引前損益を記入してください。

＊経常利益が損失、当期純利益が損失、当期内部留保額が取崩、年度末内部留保残高が欠損の場合、頭部に「△」を付けてください。

＊法人税等には、法人税、住民税等（税引前当期純利益から控除される税金費用）として納付すべき金額を「△」を付けないで記入してください。

＊当期内部留保額 ＝ 当期純損益 − 配当金　　＊年度末内部留保残高 ＝ 自己資本 − 資本金 − 資本準備金

7−3. 出資者向け支払

（百万円）

		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万
731	日本側出資者向け支払								
732	うち配当金								
733	うちロイヤリティ								
734	日本側以外の出資者向け支払								

＊現地法人から日本側出資者への支払（配当金、ロイヤリティ、借入金利息、技術指導料等）総額を決算ベースで記入してください。ただし、日本側出資者からの仕入額は含めずに記入してください。

＊現地法人から日本以外の出資者への支払（配当金、ロイヤリティ、借入金利息、技術指導料等）総額を決算ベースで記入してください。

7−4. 研究開発費

（百万円）

		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万
741	研究開発費								

＊試験研究のための人件費、物件費に、研究関係有形固定資産の減価償却費、共同研究分担金、研究委託費を含めて記入してください。

8 設備投資の状況

（百万円）

		年度 実績額							
		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万
801	設備投資額（土地を除く）								

＊設備投資額は、当該期間中の有形固定資産（建設仮勘定を含み、土地を除く）の償却前の取得額を記入してください。

○環境省告示第二十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五条第二項の規定に基づき、御嶽山国定公園を指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この国定公園の区域を表示した図面は、環境省、長野県庁及び岐阜県庁に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和八年四月十日

環境大臣　石原　宏高

一　区域

長野県木曽郡王滝村内国有林木曽森林管理署二三二六林班から二三七二林班まで、二四一八林班から二四二〇林班まで、二四二三林班、二四二六林班から二四三〇林班まで、二四三七林班、二四三八林班、二四四〇林班、二四四五林班から二四四八林班まで、二四五二林班、二四五三林班、二五八七林班から二五九〇林班まで、二五九二林班から二六五四林班まで、二六五六林班から二七二七林班まで、二七二九林班から二七八八林班まで、二七九〇林班、二八〇四林班から二八一〇林班及び二八一一林班の全部

長野県木曽郡王滝村黒石原及び三浦貯水池の一部

長野県木曽郡木曽町内国有林木曽森林管理署八〇一林班から八八三林班までの全部

長野県木曽郡木曽町開田高原西野及び三岳の各一部

岐阜県高山市内国有林飛騨森林管理署一一八四林班から一一九一林班まで、一一九一林班から一二〇二林班まで、一二三七林班から一二三九林班まで、一二四一林班から一二四八林班まで及び一二五〇林班から一二五四林班までの全部並びに一一九〇林班及び一一九二林班の各一部

岐阜県下呂市内国有林岐阜森林管理署六四林班から八八林班まで、九〇林班から九二林班まで及び九四林班から一三四林班までの全部並びに四六林班から六三林班までの各一部

岐阜県下呂市小坂町落合の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第二十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第七条第二項の規定に基づき、御嶽山国定公園に関する公園計画を決定したので、同条第五項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

この公園計画を表示した図面は、環境省、長野県庁及び岐阜県庁に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和八年四月十日

環境大臣　石原　宏高

一　特別地域

（一）　特別保護地区

長野県木曽郡木曽町内国有林木曽森林管理署八三二林班及び八六三林班の各一部

岐阜県下呂市内国有林岐阜森林管理署八〇林班の一部

（二）　第一種特別地域

長野県木曽郡王滝村内国有林木曽森林管理署二三三〇林班、二四五二林班、二四五三林班、二六八八林班、二六九七林班及び二七六〇林班の各一部

長野県木曽郡木曽町内国有林木曽森林管理署八三二林班及び八六三林班の各一部

岐阜県高山市内国有林飛騨森林管理署一一八六林班、一一九六林班、一二〇〇林班、一二四三林班、一二四四林班及び一二四七林班の各一部

岐阜県下呂市内国有林岐阜森林管理署八〇林班の一部

（三）　第二種特別地域

長野県木曽郡王滝村内国有林木曽森林管理署二三三一林班、二三五三林班及び二三六〇林班の全部並びに二三三〇林班、二三六二林班、二四三七林班、二四三八林班、二四四五林班から二四四八林班まで、二四五二林班、二四五三林班及び二六八八林班の各一部

長野県木曽郡木曽町内国有林木曽森林管理署八二四林班、八二七林班、八三〇林班から八三二林班まで、八三七林班、八五五林班、八五七林班から八五九林班まで、八六一林班から八六三林班まで及び八七六林班の各一部

岐阜県高山市内国有林飛騨森林管理署一一八四林班及び一一八五林班の全部並びに一一八六林班、一二四一林班、一二四三林班から一二四五林班まで及び一二四八林班の各一部

岐阜県下呂市内国有林岐阜森林管理署六六林班、七八林班から八一林班まで及び一〇五林班から一〇九林班までの各一部

（四）　第三種特別地域

長野県木曽郡王滝村黒石原の一部

長野県木曽郡木曽町開田高原西野の一部

岐阜県高山市内国有林飛騨森林管理署一二五二林班の全部並びに一一八六林班、一一八七林班、一一九五林班、一一九六林班及び一二四三林班から一二四五林班までの各一部

岐阜県下呂市内国有林岐阜森林管理署七五林班の全部並びに四七林班、四九林班、五一林班、五二林班、六四林班から六七林班まで、七六林班から八二林班まで、八四林班から八六林班まで、八八林班、九〇林班、九二林班、九四林班から九六林班までの各一部

岐阜県下呂市小坂町落合の一部

二

種類	位置
単独施設	
避難小屋	長野県木曽郡王滝村（八丁ダルミ）
避難小屋	長野県木曽郡王滝村（王滝頂上）
避難小屋	長野県木曽郡王滝村（八合目、九合目）
園地	長野県木曽郡王滝村（御嶽山七合目）
休憩所	長野県木曽郡王滝村（御嶽山七合目）
博物展示施設	長野県木曽郡王滝村（黒石）
宿舎	長野県木曽郡王滝村（黒石）
野営場	長野県木曽郡王滝村（黒石）
運動場	長野県木曽郡王滝村（黒石）
スキー場	長野県木曽郡王滝村（黒石）
駐車場	長野県木曽郡王滝村（黒石）
宿舎	長野県木曽郡王滝村（中）
野営場	長野県木曽郡王滝村（黒石原）
公衆浴場	長野県木曽郡王滝村（黒石原）
宿舎	長野県木曽郡王滝村（黒石原御岳高原）
野営場	長野県木曽郡王滝村（黒石原御岳高原）
野営場	長野県木曽郡王滝村（三浦）
公衆便所	長野県木曽郡王滝村（黒石原）
宿舎	長野県木曽郡王滝村（黒石原大又）
園地	長野県木曽郡王滝村（鞍掛峠）
園地	長野県木曽郡木曽町（開田高原西野）
野営場	長野県木曽郡木曽町（開田高原西野）
スキー場	長野県木曽郡木曽町（開田高原西野）
宿舎	長野県木曽郡木曽町（開田口四合目）
野営場	長野県木曽郡木曽町（開田高原）

運動場　長野県木曽郡木曽町（開田高原）
駐車場　長野県木曽郡木曽町（開田高原）
公衆浴場　長野県木曽郡木曽町（開田高原）
園地　長野県木曽郡木曽町（開田高原西野継子岳）
避難小屋　長野県木曽郡木曽町（三岳三ノ池）
宿舎　長野県木曽郡木曽町（三岳二ノ池）
宿舎　長野県木曽郡木曽町（黒沢口八合目）
避難小屋　長野県木曽郡木曽町（黒沢口八合目）
宿舎　長野県木曽郡木曽町（黒沢口七合目）
宿舎　長野県木曽郡木曽町（三岳飯森）
宿舎　長野県木曽郡木曽町（黒沢口九合目）
園地　長野県木曽郡木曽町（三岳剣ヶ峰）
避難小屋　長野県木曽郡木曽町（黒沢口六合目）
宿舎　長野県木曽郡木曽町（三岳）
園地　長野県木曽郡木曽町（黒沢口五合目）
避難小屋　長野県木曽郡木曽町（三岳千本松）
駐車場　長野県木曽郡木曽町（三岳屋敷野）
宿舎　長野県木曽郡木曽町（百間滝）
野営場　長野県木曽郡木曽町（黒沢口四合目）
駐車場　岐阜県高山市（胡桃島）
給水施設　岐阜県下呂市（濁河）
公衆浴場　岐阜県下呂市（濁河）
公衆便所　岐阜県下呂市（濁河）
避難小屋　岐阜県下呂市（小坂口七合目、八合目）
駐車場　岐阜県下呂市（根尾の滝）
園地　岐阜県下呂市（下島向）
駐車場　岐阜県下呂市（厳立）
宿舎　岐阜県下呂市（カラ谷）
避難小屋　岐阜県下呂市（五ノ池）
宿舎　岐阜県下呂市（五ノ池）
宿舎　岐阜県下呂市（二ノ池）
避難小屋　岐阜県下呂市（二ノ池）

三　道路

（一）　車道

長野県木曽郡王滝村（大又・公園境界）から同村（田の原）まで
長野県木曽郡木曽町（開田高原西野・車道合流点）から同町（開田高原西野）まで
長野県木曽郡木曽町（開田高原西野下ノ原・公園境界）から同町（開田高原西野・車道合流点）まで
長野県木曽郡木曽町（開田高原西野・車道分岐点）から同町（開田高原西野）まで
長野県木曽郡木曽町（開田高原西野・公園境界）から同町（登山道開田口）まで、同町（開田高原西野・車道分岐点）から同町（開田高原西野・車道合流点）まで及び同町（開田高原西野・車道分岐点）から同町（開田高原西野・林道冷川合流点）まで
長野県木曽郡木曽町（開田高原西野・公園境界）から同町（開田高原西野）まで
長野県木曽郡木曽町（三岳瀬戸ノ原・公園境界）から同町（三岳鹿ノ瀬温泉・車道合流点）まで
長野県木曽郡木曽町（三岳鹿ノ瀬温泉・車道分岐点）から同町（三岳・車道合流点）まで
長野県木曽郡木曽町（三岳千本松・車道分岐点）から同町（三岳六合目上）まで
長野県木曽郡木曽町（三岳倉本・公園境界）から同町（三岳神王原）まで
長野県木曽郡木曽町（三岳屋敷野・車道合流点）から同町（三岳千本松・車道合流点）まで
長野県木曽郡木曽町（三岳倉本・寒原倉越線合流点）から同町（倉越高原）まで
長野県木曽郡木曽町（三岳屋敷野・公園境界）から同町（三岳屋敷野・車道合流点）まで
岐阜県高山市（公園境界）から同県下呂市（濁河温泉）まで
岐阜県下呂市（公園境界）から同市（県道御岳山朝日線交点）まで
岐阜県下呂市（椹谷林道起点）から同市（ミザタ）まで
岐阜県下呂市（市道落合九号線交点）から同市（落合椹谷林道終点）まで
岐阜県下呂市（濁川大橋）から同市（市道終点）まで
岐阜県下呂市（公園境界）から同市（がんだて公園）まで
岐阜県下呂市（がんだて公園）から同市（根尾の滝駐車場）まで

（二）　歩道

長野県木曽郡王滝村（大又・公園境界）から同郡木曽町（剣ヶ峰）まで、同郡王滝村（大又三社）から同村（十二大権現）まで、同村（清滝）から同村（新滝）まで、同村（田の原）から同村（御嶽崩れ）まで及び同郡木曽町（歩道分岐点）から同町（黒沢線合流点）まで
長野県木曽郡王滝村（三浦）から同郡木曽町（剣ヶ峰）まで及び同町（歩道分岐点）から同町（二ノ池）まで
長野県木曽郡王滝村（鞍掛峠・公園境界）から同村（三浦）まで
長野県木曽郡木曽町（開田高原西野開田口・公園境界）から同町（黒沢線合流点）まで及び同町（歩道分岐点）から岐阜県下呂市（飛騨頂上）まで
長野県木曽郡木曽町（三岳屋敷野）から同町（御嶽山七合目・黒沢線合流点）まで及び同町（百間滝）から同町（御嶽山六合目・黒沢線合流点）まで
長野県木曽郡木曽町（三岳黒沢口・公園境界）から同町（剣ヶ峰）まで、同町（飯森高原駅）から同町（御嶽山七合目・行場山荘）まで、同町（御嶽山八合目・黒沢線分岐点）から同町（継子岳）まで及び同町（歩道分岐点）から岐阜県下呂市（飛騨頂上）まで
岐阜県高山市（県道朝日高根線合流点）から同県下呂市（五ノ池小屋）まで
岐阜県高山市（自然教育園地歩道合流点）から同市（胡桃大滝）まで
岐阜県高山市（歩道分岐点）から同市（県道御岳山朝日線合流点）及び同市（歩道合流点）まで
岐阜県高山市（胡桃島キャンプ場）から同県下呂市（飛騨小坂口登山道合流点）まで
岐阜県下呂市（県道濁河温泉線合流点北）から同市（県道濁河温泉線合流点南）まで、同市（濁滝）から同市（御嶽山六合目）まで及び同市（歩道分岐点）から同市（県道濁河温泉線合流点）まで
岐阜県下呂市（濁河温泉北）から同市（濁河温泉南）まで
岐阜県下呂市（市道落合九号線合流点）から同市（材木滝）まで
岐阜県下呂市（濁河温泉）から長野県木曽郡木曽町（白竜避難小屋）まで及び岐阜県下呂市（歩道分岐点）から同市（御嶽山七合目歩道合流点）まで
岐阜県下呂市（根尾の滝駐車場）から同市（根尾の滝）まで
岐阜県下呂市（がんだて公園）から同市（行者橋）まで
岐阜県下呂市（行者橋）から同市（しもべり橋）まで

四　運輸施設

種類	位置又は区間
索道運送施設	長野県木曽郡木曽町（三岳鹿ノ瀬）から同町（三岳飯森高原）まで

五　自然体験活動計画

御嶽山国定公園　全域

六　公園計画を表示した図面（省略）

その他告示

○法務省厚生労働省告示第四号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）第十三条、第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第十三条、第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める講習（平成二十九年法務省厚生労働省告示第七号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年四月十日

法務大臣　平口　洋
厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

1　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習は、次の表に掲げる者が行う講習とする。

名称	所在地
（略）	
株式会社事業創造コンサルティング	神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡四丁目11番9号
（削除）	
（略）	
一般社団法人日本研修機構	福岡市中央区六本松四丁目9番10号
一般社団法人日本事業推進センター	滋賀県長浜市神照町118番地

2　規則第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習は、次の表に掲げる者が行う講習とする。

名称	所在地
（略）	
（削除）	
（略）	
一般社団法人日本研修機構	福岡市中央区六本松四丁目9番10号
一般社団法人日本事業推進センター	滋賀県長浜市神照町118番地

改正前

1　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習は、次の表に掲げる者が行う講習とする。

名称	所在地
（略）	
株式会社事業創造コンサルティング	新潟県新潟市中央区米山三丁目1番46号
株式会社アプエンテ	東京都新宿区歌舞伎町二丁目46番3号西武新宿駅前ビル8階
（略）	
（新設）	
（新設）	

2　規則第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習は、次の表に掲げる者が行う講習とする。

名称	所在地
（略）	
株式会社アプエンテ	東京都新宿区歌舞伎町二丁目46番3号西武新宿駅前ビル8階
（略）	
（新設）	
（新設）	

○財務省告示第百十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年三月二十一日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月十日　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	国庫短期証券（第1365回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
(1)	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
(1)	価格競争入札発行	額面金額で3,669,750,000,000円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,030,200,000,000円
7	払込金額	
(1)	価格競争入札発行	3,662,704,800,500円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,028,222,016,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年３月２日
11	発行価格	
(1)	価格競争入札発行	額面金額100円につき99円80銭５厘以上のそれぞれの応募価格
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円80銭８厘
12	償還期限	令和８年６月１日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和８年３月２日

○財務省告示第百十八号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年三月九日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月十日　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	国庫短期証券（第1366回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
(1)	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
(1)	価格競争入札発行	額面金額で3,603,090,000,000円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,096,900,000,000円
7	払込金額	
(1)	価格競争入札発行	3,596,216,261,800円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,094,807,114,800円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年３月９日
11	発行価格	
(1)	価格競争入札発行	額面金額100円につき99円80銭７厘以上のそれぞれの応募価格
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円80銭９厘２毛
12	償還期限	令和８年６月８日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和８年３月９日

○財務省告示第百十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年三月十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月十日

財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1367回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項並びに財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,980,080,000,000円 うち、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で800,000,000,000円、財政法第７条第１項、財政融資資金法第９条第１項並びに特別会計に関する法律第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項の規定に基づき発行した政府短期証券については、額面金額で2,180,080,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政法第７条第１項、財政融資資金法第９条第１項並びに特別会計に関する法律第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項の規定に基づき発行した政府短期証券について、額面金額で819,900,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,967,190,343,600円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	816,349,833,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年３月10日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円56銭２厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円56銭７厘
12　償還期限	令和８年９月10日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和８年３月10日

○財務省告示第百二十号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年三月十六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月十日

財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1368回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,603,070,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,096,900,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	3,596,131,069,200円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,094,787,370,600円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年３月16日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円80銭６厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円80銭７厘４毛

12　償　還　期　限	令和８年６月15日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和８年３月16日

○財務省告示第百二十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年三月二十三日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名　称　及　び　記　号	国庫短期証券（第1369回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,419,580,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で1,515,822,500,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で903,757,500,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した割引短期国債について、額面金額で680,400,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	2,394,325,160,100円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	673,296,624,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年３月23日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき98円94銭７厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき98円95銭６厘
12　償　還　期　限	令和９年３月23日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和８年３月23日

○財務省告示第百二十二号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年三月二十三日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名　称　及　び　記　号	国庫短期証券（第1370回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,673,990,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,026,000,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	3,666,610,817,400円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,023,939,792,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年３月23日

11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円79銭６厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円79銭９厘２毛
12　償還期限	令和８年６月22日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和８年３月23日

○財務省告示第百二十三号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年三月三十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年四月十日

財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1371回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,697,280,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,002,700,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	3,689,532,977,600円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,000,599,343,500円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年３月30日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円78銭７厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円79銭５毛
12　償還期限	令和８年６月29日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和８年３月30日

○国土交通省告示第五百四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　⑴　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鍛冶屋川

⑵　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県豊岡市但東町畑

字鍛冶屋	二二五三番一	一号及び二号
	二二五一番	三号及び四号
	二二五一番一	五号及び六号
	二二四六番	十七号
	二二四五番	十八号
	二二四二番	十九号
	二二三九番一	二十号
字茶ヶ谷	七八番一	七号
字鍛冶屋	八一番	八号及び九号
	八五番	十号及び十一号
	九九番	十二号
	一〇四番	十三号から十六号まで

二　⑴　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

住吉谷川（三）

⑵　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県淡路市塩尾

字西谷	一七四番二	一号及び三十四号
	一七三番	六号から八号まで
	一七〇番	十一号から十五号まで
	一六九番	十六号から十八号まで
	三三三番	二十五号
	三三二番一	二十六号から三十号まで
字妙見前	一七四番	二号から五号まで、九号及び十号
字妙見池ノ上	三二番	十二号及び三十号

三　⑴　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下モ山川

⑵　砂防法第二条の土地の表示

兵庫県養父市大薮の区域内の土地のうち、次の一点から四十二点までを順次結んだ線に囲まれた土地及び一点と四十二点を結んだ線の区域

点	北緯	東経
1	35°23′54.4703″	134°48′11.4051″
2	35°23′54.5361″	134°48′11.4233″
3	35°23′55.0355″	134°48′11.3746″
4	35°23′55.2314″	134°48′11.0629″
5	35°23′55.4918″	134°48′10.4231″
6	35°23′55.5799″	134°48′09.8514″
7	35°23′55.5913″	134°48′09.2992″
8	35°23′56.2233″	134°48′08.9490″

9	35° 23′ 56.3488″	134° 48′ 08.1822″
10	35° 23′ 56.4797″	134° 48′ 07.5186″
11	35° 23′ 56.8345″	134° 48′ 06.7310″
12	35° 23′ 57.2517″	134° 48′ 06.6516″
13	35° 23′ 57.4726″	134° 48′ 06.5166″
14	35° 23′ 58.3247″	134° 48′ 05.7066″
15	35° 23′ 58.4385″	134° 48′ 05.6267″
16	35° 23′ 58.7494″	134° 48′ 05.7136″
17	35° 23′ 59.1186″	134° 48′ 05.4947″
18	35° 23′ 59.4505″	134° 48′ 05.4488″
19	35° 23′ 59.5239″	134° 48′ 05.0592″
20	35° 23′ 59.6299″	134° 48′ 04.9853″
21	35° 23′ 59.6681″	134° 48′ 03.9522″
22	35° 24′ 00.0391″	134° 48′ 03.6933″
23	35° 24′ 00.3848″	134° 48′ 03.6333″
24	35° 24′ 01.3598″	134° 48′ 03.8915″
25	35° 24′ 01.6749″	134° 48′ 03.5327″
26	35° 24′ 02.9143″	134° 48′ 01.6616″
27	35° 24′ 03.7176″	134° 48′ 01.3370″
28	35° 24′ 03.8731″	134° 48′ 01.5169″
29	35° 24′ 03.0680″	134° 48′ 03.2091″
30	35° 24′ 04.1857″	134° 48′ 03.6932″
31	35° 24′ 04.1203″	134° 48′ 04.1439″
32	35° 24′ 01.9881″	134° 48′ 05.1009″
33	35° 24′ 01.0330″	134° 48′ 06.3605″
34	35° 23′ 58.6517″	134° 48′ 06.3005″
35	35° 23′ 57.0229″	134° 48′ 07.5158″
36	35° 23′ 56.6276″	134° 48′ 08.7826″
37	35° 23′ 56.4168″	134° 48′ 09.2668″
38	35° 23′ 55.8372″	134° 48′ 09.7802″
39	35° 23′ 55.3895″	134° 48′ 11.5854″
40	35° 23′ 55.2174″	134° 48′ 11.5661″
41	35° 23′ 54.5183″	134° 48′ 11.5786″
42	35° 23′ 54.3773″	134° 48′ 11.5615″

○国土交通省告示第五百四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西浦川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

長崎県諫早市森山町杉谷の区域内の土地のうち、次の一点から二十九点までを順次結んだ線及び一点と二十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32° 48′ 46.5966″	130° 07′ 57.5236″
2	32° 48′ 44.2516″	130° 07′ 56.5513″
3	32° 48′ 42.5660″	130° 07′ 56.8317″
4	32° 48′ 41.5029″	130° 07′ 56.2553″
5	32° 48′ 40.2514″	130° 07′ 54.4318″
6	32° 48′ 40.0486″	130° 07′ 53.4336″
7	32° 48′ 40.4095″	130° 07′ 52.5923″
8	32° 48′ 41.2314″	130° 07′ 52.1607″
9	32° 48′ 41.9871″	130° 07′ 51.2091″
10	32° 48′ 42.4884″	130° 07′ 51.8066″
11	32° 48′ 42.2294″	130° 07′ 53.2679″
12	32° 48′ 41.1509″	130° 07′ 53.6860″
13	32° 48′ 41.1058″	130° 07′ 54.1562″
14	32° 48′ 41.8998″	130° 07′ 55.1737″
15	32° 48′ 43.1602″	130° 07′ 55.6745″
16	32° 48′ 44.4315″	130° 07′ 55.4994″
17	32° 48′ 47.2835″	130° 07′ 56.1822″
18	32° 48′ 48.5171″	130° 07′ 57.1666″
19	32° 48′ 49.2890″	130° 07′ 57.0454″
20	32° 48′ 49.9806″	130° 07′ 57.2821″
21	32° 48′ 50.1724″	130° 07′ 57.7210″
22	32° 48′ 50.3586″	130° 07′ 57.8089″
23	32° 48′ 50.4935″	130° 07′ 57.4607″
24	32° 48′ 51.4609″	130° 07′ 57.8826″
25	32° 48′ 51.2967″	130° 07′ 58.5520″
26	32° 48′ 49.1185″	130° 07′ 58.4792″
27	32° 48′ 48.7279″	130° 07′ 59.3627″
28	32° 48′ 48.2387″	130° 07′ 59.4673″
29	32° 48′ 47.1301″	130° 07′ 59.3157″

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

政彦川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域（令和二年国土交通省告示第千四百十三号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33° 01′ 00.0079″	129° 04′ 24.6563″
2	33° 00′ 59.9379″	129° 04′ 24.8871″
3	33° 00′ 59.8146″	129° 04′ 25.1871″
4	33° 00′ 59.6883″	129° 04′ 25.7327″
5	33° 00′ 59.9760″	129° 04′ 25.9171″
6	33° 00′ 59.7908″	129° 04′ 26.5936″
7	33° 01′ 01.2872″	129° 04′ 27.3855″
8	33° 01′ 01.6755″	129° 04′ 28.0997″
9	33° 01′ 01.4078″	129° 04′ 28.4314″
10	33° 01′ 00.5612″	129° 04′ 27.6412″
11	33° 00′ 58.7182″	129° 04′ 27.6946″
12	33° 00′ 58.5730″	129° 04′ 27.6858″
13	33° 00′ 58.4452″	129° 04′ 25.3208″
14	33° 00′ 59.6877″	129° 04′ 24.8359″
15	33° 00′ 59.9496″	129° 04′ 24.6276″

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田尻脇川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

長崎県五島市富江町長峰の区域内の土地のうち、次の一点から五点までを順次結んだ線及び一点と五点を令和七年国土交通省告示第百七十五号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32° 36′ 34.8512″	128° 44′ 04.5625″
2	32° 36′ 34.3230″	128° 44′ 02.1964″
3	32° 36′ 34.9297″	128° 44′ 02.0727″
4	32° 36′ 35.4719″	128° 44′ 02.6330″
5	32° 36′ 36.0436″	128° 44′ 04.9914″

○国土交通省告示第五百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　萱野沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　群馬県桐生市黒保根町下田沢の区域内の土地のうち、次の一点から三十九点までを順次結んだ線及び一点と三十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 33′ 30.4626″	139° 15′ 29.4216″
2	36° 33′ 31.0660″	139° 15′ 28.9562″
3	36° 33′ 32.1816″	139° 15′ 28.8311″
4	36° 33′ 34.3267″	139° 15′ 29.6939″
5	36° 33′ 35.0181″	139° 15′ 29.1222″
6	36° 33′ 36.7574″	139° 15′ 28.6024″
7	36° 33′ 37.3457″	139° 15′ 29.0518″
8	36° 33′ 38.4053″	139° 15′ 30.9883″
9	36° 33′ 40.1028″	139° 15′ 30.4966″
10	36° 33′ 41.4648″	139° 15′ 30.8006″
11	36° 33′ 40.9475″	139° 15′ 31.4138″
12	36° 33′ 40.5023″	139° 15′ 31.4107″
13	36° 33′ 39.6893″	139° 15′ 31.3119″
14	36° 33′ 39.2510″	139° 15′ 31.5890″
15	36° 33′ 39.0441″	139° 15′ 31.6384″
16	36° 33′ 38.4047″	139° 15′ 31.5985″
17	36° 33′ 37.9029″	139° 15′ 31.4265″
18	36° 33′ 37.2632″	139° 15′ 30.7061″
19	36° 33′ 37.0467″	139° 15′ 30.1325″
20	36° 33′ 36.6268″	139° 15′ 29.7112″
21	36° 33′ 35.7250″	139° 15′ 29.7241″
22	36° 33′ 34.8196″	139° 15′ 30.4480″
23	36° 33′ 33.5616″	139° 15′ 30.8935″
24	36° 33′ 33.6272″	139° 15′ 31.0345″
25	36° 33′ 33.6477″	139° 15′ 31.3856″
26	36° 33′ 32.4631″	139° 15′ 31.4917″
27	36° 33′ 32.4113″	139° 15′ 31.5333″
28	36° 33′ 32.4119″	139° 15′ 31.7592″
29	36° 33′ 31.9563″	139° 15′ 31.9310″
30	36° 33′ 31.7687″	139° 15′ 32.0496″
31	36° 33′ 31.1843″	139° 15′ 32.0833″
32	36° 33′ 29.7952″	139° 15′ 30.5409″
33	36° 33′ 29.7471″	139° 15′ 30.3191″
34	36° 33′ 29.6853″	139° 15′ 30.1593″
35	36° 33′ 29.5261″	139° 15′ 29.8856″
36	36° 33′ 29.3860″	139° 15′ 29.6844″
37	36° 33′ 29.4426″	139° 15′ 29.5873″
38	36° 33′ 29.6957″	139° 15′ 29.6996″
39	36° 33′ 29.9002″	139° 15′ 29.2634″

○国土交通省告示第五百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和十年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　片桐松川
二　砂防法第二条の土地の表示
　長野県下伊那郡松川町元大島及び上片桐の区域内の土地のうち、次の一点から五点までを順次結んだ線及び一点と五点を平成二年建設省告示第千七百四十八号で指定した同号八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 36′ 08.8866″	137° 55′ 45.0417″
2	35° 36′ 08.5330″	137° 55′ 48.0862″
3	35° 36′ 07.7291″	137° 55′ 49.7088″
4	35° 36′ 06.9474″	137° 55′ 53.1930″
5	35° 36′ 03.3926″	137° 55′ 52.4185″

○国土交通省告示第五百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、明治三十一年内務省告示第八十八号及び百二十五号で指定した土地の区域のうち、次の土地において、令和八年度より砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　アテガ平谷
イ　岐阜県本巣市根尾板所の区域内の土地のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線及び一点から四点を平成二十九年国土交通省告示第百五十八号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 37′ 55.3098″	136° 37′ 06.5134″
2	35° 37′ 55.3261″	136° 37′ 08.2435″
3	35° 37′ 54.2500″	136° 37′ 08.5788″
4	35° 37′ 54.0956″	136° 37′ 08.3647″

ロ　岐阜県本巣市根尾板所の区域内の土地のうち、次の五点から八点までを順次結んだ線及び五点から八点を平成二十九年国土交通省告示第百五十八号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
5	35° 37′ 49.1457″	136° 37′ 08.5809″
6	35° 37′ 47.8395″	136° 37′ 09.2001″
7	35° 37′ 47.2326″	136° 37′ 07.7191″
8	35° 37′ 48.2404″	136° 37′ 07.0994″

ハ　岐阜県本巣市根尾板所の区域内の土地のうち、次の九点から十八点までを順次結んだ線及び九点から十八点を平成二十九年国土交通省告示第百五十八号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
9	35° 37′ 47.7424″	136° 37′ 05.4086″
10	35° 37′ 48.4344″	136° 37′ 05.2436″
11	35° 37′ 49.3439″	136° 37′ 05.0345″
12	35° 37′ 49.6427″	136° 37′ 04.9677″
13	35° 37′ 50.1568″	136° 37′ 04.8323″
14	35° 37′ 50.6593″	136° 37′ 04.6322″
15	35° 37′ 50.8781″	136° 37′ 04.4555″
16	35° 37′ 50.9652″	136° 37′ 04.3940″
17	35° 37′ 51.4478″	136° 37′ 04.0150″
18	35° 37′ 52.4196″	136° 37′ 04.4620″

○国土交通省告示第五百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　熱海和田川
二　砂防法第二条の土地の表示
　静岡県熱海市熱海及び青葉町の区域内の土地のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線及び一点と四点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第千八十六号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35° 04′ 57.4158″	139° 02′ 45.5829″
2	35° 04′ 56.3303″	139° 02′ 44.6644″
3	35° 04′ 56.8469″	139° 02′ 43.2880″
4	35° 04′ 57.8506″	139° 02′ 43.6348″

○国土交通省告示第五百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年四月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

崩沢

二　昭和五十一年建設省告示第九百五十二号で指定した同号五に掲げる土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°01′01.2041″	138°23′03.3315″
2	35°01′01.1206″	138°23′03.5190″
3	35°01′01.0737″	138°23′03.5138″
4	35°01′00.7718″	138°23′03.5774″
5	35°01′00.7320″	138°23′03.6899″
6	35°01′00.7287″	138°23′03.7298″
7	35°00′59.8611″	138°23′03.0747″
8	35°01′00.2344″	138°23′02.1203″
9	35°00′59.5965″	138°23′01.5652″
10	35°01′00.8999″	138°23′00.7888″
11	35°01′00.9906″	138°23′01.0198″
12	35°01′01.0440″	138°23′01.1570″
13	35°01′01.0084″	138°23′01.1749″
14	35°01′01.0643″	138°23′01.3428″
15	35°01′01.0528″	138°23′01.5456″
16	35°01′01.0566″	138°23′01.6991″
17	35°01′01.0504″	138°23′01.9389″
18	35°01′01.0616″	138°23′02.1791″
19	35°01′01.1261″	138°23′02.9721″
20	35°01′01.1061″	138°23′02.9739″
21	35°01′01.1665″	138°23′03.2052″
22	35°01′01.1583″	138°23′03.2090″

○海上保安庁告示第十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和八年四月十日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

名称　船浮港第四号立標
位置
所在地　船浮港灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の東方約二・六キロメートル
北緯　二四―二〇―三九
東経　一二三―四三―四五
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更年月日　平成三十年七月二十九日

名称　西表島白浜港水路第四号立標
位置
所在地　本成屋埼（沖縄県八重山郡竹富町）の北北東方約七七〇メートル
北緯　二四―二〇―五六
東経　一二三―四四―四七
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・一メートル
変更年月日　平成三十一年二月十三日

名称　石垣港登野城第三号立標
位置
所在地　沖縄県石垣港（石垣港登野城第二防波堤灯台の南東方約八〇〇メートル）
北緯　二四―一九―三七
東経　一二四―一〇―一〇
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・五メートル
変更年月日　平成三十一年四月五日

名称　久松港南水路第五号立標
位置
所在地　西浜埼（沖縄県宮古島市）の北方約一・三キロメートル
北緯　二四―四六―五一
東経　一二五―一五―四七
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更年月日　令和元年九月二十六日

名称　鳩間港西口第四号立標
位置
所在地　鳩間島灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の南南西方約八七〇メートル
北緯　二四―二七―五一
東経　一二三―四八―五六
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・一メートル
変更年月日　令和二年三月十二日

名称　伊是名港第二号立標
位置
所在地　伊是名島三角点（沖縄県島尻郡伊是名村）の南南西方約一・四キロメートル
北緯　二六―五四―三三
東経　一二七―五六―一六
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更年月日　令和二年四月三十日

名称　竹富島南水路第一号立標
位置
所在地　竹富島三角点（沖縄県八重山郡竹富町）の東南東方約二・九キロメートル
北緯　二四―一九―一九
東経　一二四―〇六―四五
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・三メートル
変更年月日　令和二年四月三十日

名称　鳩間港南口第六号立標
位置
所在地　鳩間島灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の南南東方約一・三キロメートル
北緯　二四―二七―三七
東経　一二三―四九―二六
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・一メートル
変更年月日　令和二年十月十四日

名称　与根港第四号立標
位置
所在地　沖縄県豊見城市（瀬長島の南方約一・六キロメートル）
北緯　二六―〇九―三八
東経　一二七―三八―三五
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・一メートル
変更年月日　令和二年十一月二十一日

名称　水納港第四号立標
位置
所在地　水納島灯台（沖縄県国頭郡本部町）の北北西方約七〇〇メートル
北緯　二六―三九―〇七
東経　一二七―四九―〇九
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更年月日　令和三年二月二十二日

名称　仲間港第二号立標
位置
所在地　仲間港南防波堤灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の南南東方約一・六キロメートル
北緯　二四―一五―二六
東経　一二三―五三―三四
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・一メートル
変更年月日　令和三年三月十三日

名称　港川港第三号立標
位置
所在地　喜屋武埼灯台（沖縄県糸満市）の東北東方約一一キロメートル
北緯　二六―〇七―二二
東経　一二七―四五―五四
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更した事項
変更年月日　令和三年三月十八日

名称　嘉手納港第四号立標
位置
所在地　残波岬灯台（沖縄県中頭郡読谷村）の南南東方約九・一キロメートル
北緯　二六―二一―四〇
東経　一二七―四四―一九
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更した事項
変更年月日　令和三年三月十九日

名称　志喜屋港第六号立標
位置
所在地　知念岬（沖縄県南城市）の南南西方約二・二キロメートル
北緯　二六―〇八―四四
東経　一二七―四八―二三
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更した事項
変更年月日　令和三年八月二十七日

名称　鳩間港南口第五号立標
位置
所在地　鳩間島灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の南南東方約一・七キロメートル
北緯　二四―二七―二八
東経　一二三―四九―三七
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・四メートル
変更した事項
変更年月日　令和四年一月十三日

名称　竹富東港第四号立標
位置
所在地　琉球観音埼灯台（沖縄県石垣市）の南南西方約三・六キロメートル
北緯　二四―二〇―〇六
東経　一二四―〇六―〇一
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・一メートル
変更した事項
変更年月日　令和四年一月十五日

名称　西表島白浜港第五号立標
位置
所在地　野底埼（沖縄県八重山郡竹富町）の南東方約一・五キロメートル
北緯　二四―二二―〇四
東経　一二三―四四―二六
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更した事項
変更年月日　令和四年九月二十日

名称　船浮港第二号立標
位置
所在地　船浮港灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の東北東方約六四〇メートル
北緯　二四―二一―〇六
東経　一二三―四二―三六
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更した事項
変更年月日　令和四年九月二十日

名称　船浮港第五号立標
位置
所在地　船浮港灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の東方約三・五キロメートル
北緯　二四―二〇―三八
東経　一二三―四四―一五
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更した事項
変更年月日　令和四年九月二十日

名称　小浜航門南口立標
位置
所在地　仲間港南防波堤灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の北東方約九・二キロメートル
北緯　二四―一九―四五
東経　一二三―五六―五四
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更した事項
変更年月日　令和四年九月二十一日

名称　仲間港第三号立標
位置
所在地　仲間港南防波堤灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の南南東方約一・三キロメートル
北緯　二四―一五―三五
東経　一二三―五三―二八
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・四メートル
変更した事項
変更年月日　令和四年九月二十一日

名称　船浦港東口第六号立標
位置
所在地　伊武田埼（沖縄県八重山郡竹富町）の東北東方約一・二キロメートル
北緯　二四―二四―四三
東経　一二三―五〇―三六
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更した事項
変更年月日　令和四年十月四日

名称　竹富島南水路第五号立標
位置
所在地　沖縄県八重山郡竹富町（竹富島三角点の南南東方約二・六キロメートル）
北緯　二四―一八―三三
東経　一二四―〇五―三一
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・四メートル
変更した事項
変更年月日　令和五年一月十九日

名称　長山港第二号立標
位置
所在地　西浜埼（沖縄県宮古島市）の西北西方約七・七キロメートル
北緯　二四―四七―〇三
東経　一二五―一一―一四
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更した事項
変更年月日　令和五年一月三十一日

名称　西表島白浜港第四号立標
位置
所在地　野底埼（沖縄県八重山郡竹富町）の東方約六七〇メートル
北緯　二四―二二―三一
東経　一二三―四四―〇六
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更した事項
変更年月日　令和六年一月十二日

名称　西表島白浜港水路第二号立標
位置
所在地　本成屋埼（沖縄県八重山郡竹富町）の北方約二七〇メートル
北緯　二四―二〇―四一
東経　一二三―四四―四〇
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・一メートル
変更した事項
変更年月日　令和六年一月十二日

名称　船浮港第六号立標
位置
所在地　船浮港灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の東南東方約三・一キロメートル
北緯　二四―二〇―二六
東経　一二三―四三―五八
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更した事項
変更年月日　令和六年一月十三日

名称　長山港東口第三号立標
位置
所在地　西浜埼（沖縄県宮古島市）の北西方約五・一キロメートル
北緯　二四―四八―一〇
東経　一二五―一三―三八
変更した事項　高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更年月日　令和六年一月十九日

名称　長山港東口第六号立標
位置
所在地　西浜埼（沖縄県宮古島市）の北西方約五・三キロメートル
北緯　二四―四七―四八
東経　一二五―一三―〇七
変更した事項　高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更年月日　令和六年一月十九日

名称　久松港南水路第四号立標
位置
所在地　西浜埼（沖縄県宮古島市）の北東方約八四〇メートル
北緯　二四―四六―三五
東経　一二五―一五―四九
変更した事項　高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更年月日　令和六年一月十九日

名称　竹富島南水路第二号立標
位置
所在地　竹富島三角点（沖縄県八重山郡竹富町）の東南東方約二・九キロメートル
北緯　二四―一九―二一
東経　一二四―〇六―四四
変更した事項　高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更年月日　令和六年二月一日

名称　竹富島南水路第四号立標
位置
所在地　竹富島三角点（沖縄県八重山郡竹富町）の南東方約二・四キロメートル
北緯　二四―一八―五八
東経　一二四―〇六―〇九
変更した事項　高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・一メートル
変更年月日　令和六年二月一日

名称　大原航路第十三号立標
位置
所在地　琉球観音埼灯台（沖縄県石垣市）の南西方約一四キロメートル
北緯　二四―一六―四三
東経　一二四―〇一―〇五
変更した事項　高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・四メートル
変更年月日　令和六年二月二日

名称　多良間港普天間第一号立標
位置
所在地　大ドゥ埼（沖縄県宮古郡多良間村）の東方約三・六キロメートル
北緯　二四―三八―三二
東経　一二四―四三―三六
変更した事項　高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・五メートル
変更年月日　令和六年三月十二日

名称　兼城港第二号立標
位置
所在地　沖縄県島尻郡久米島町（雨ノ埼の西北西方約一・三キロメートル）
北緯　二六―一九―三八
東経　一二六―四五―二〇
変更した事項　高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・一メートル
変更年月日　令和七年二月十一日

名称　兼城港第三号立標
位置
所在地　沖縄県島尻郡久米島町（雨ノ埼の西北西方約一・四キロメートル）
北緯　二六―一九―五一
東経　一二六―四五―二八
変更した事項　高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・四メートル
変更年月日　令和七年二月十一日

名称　渡名喜港第四号立標
位置
所在地　渡名喜港灯台（沖縄県島尻郡渡名喜村）の西南西方約四九〇メートル
北緯　二六―二二―一七
東経　一二七―〇八―一一
変更した事項　高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更年月日　令和七年二月十二日

名称　奥武港第五号立標
位置
所在地　沖縄県南城市（崎原埼の西方約九五〇メートル）
北緯　二六―〇七―五四
東経　一二七―四六―三六
変更した事項　高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更年月日　令和七年二月十七日

名称　金武中城港石川第三号立標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西方約一六キロメートル）
北緯　二六―二五―二九
東経　一二七―五〇―〇四
変更した事項　高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・三メートル
変更年月日　令和七年二月十九日

名称　金武中城港石川第四号立標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西方約一六キロメートル）
北緯　二六―二五―三〇
東経　一二七―五〇―一二
変更した事項　高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更年月日　令和七年二月十九日

名称　伊是名港第一号立標
位置
所在地　伊是名島三角点（沖縄県島尻郡伊是名村）の南南西方約一・五キロメートル
北緯　二六―五四―二八
東経　一二七―五六―一七
変更した事項　高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更年月日　令和七年二月二十六日

名称　前泊港立標
位置
所在地　賀陽山三角点（沖縄県島尻郡伊平屋村）の東方約一・四キロメートル
北緯　二七―〇一―四四
東経　一二七―五八―二四
変更した事項　高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・三メートル
変更年月日　令和七年二月二十六日

名称　恩納港第三号立標
位置
所在地　恩納岳（沖縄県国頭郡恩納村）の北西方約三・二キロメートル
北緯　二六―三〇―一三
東経　一二七―五一―一四
変更した事項　高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・四メートル
変更年月日　令和七年三月三日

名称　前兼久港第一号立標
位置
所在地　残波岬灯台（沖縄県中頭郡読谷村）の東方約七・六キロメートル
北緯　二六―二六―五五
東経　一二七―四七―二三
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・四メートル
変更年月日　令和七年三月三日

名称　前兼久港第三号立標
位置
所在地　残波岬灯台（沖縄県中頭郡読谷村）の東方約八・一キロメートル
北緯　二六―二六―五五
東経　一二七―四七―四〇
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・四メートル
変更年月日　令和七年三月三日

名称　嘉手納港第三号立標
位置
所在地　残波岬灯台（沖縄県中頭郡読谷村）の南南東方約九・〇キロメートル
北緯　二六―二一―四一
東経　一二七―四四―一三
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更年月日　令和七年三月四日

名称　緑剛埼灯台
位置
所在地　石川県珠洲市（緑剛埼）
北緯　三七―三一―四四
東経　一三七―一九―三五
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年六月二十四日

名称　陸奥小湊港東滝防波堤灯台
位置
所在地　青森県小湊港（東滝防波堤外端）
北緯　四〇―五七―三三
東経　一四〇―五八―五六
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年八月二十九日

名称　多良間港普天間第四号立標
位置
所在地　長埼（沖縄県宮古郡多良間村）の南東方約五・一キロメートル
北緯　二四―三八―三三
東経　一二四―四三―四一
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更年月日　令和七年八月二十九日

名称　野伏港ふ頭灯台
位置
所在地　東京都新島村（野伏港ふ頭南端）
北緯　三四―二〇―〇三
東経　一三九―一二―五九
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年九月五日

名称　阿波竹ケ島沖ＧＰＳ波浪観測施設灯
位置
所在地　阿波竹ケ島灯台（徳島県海部郡海陽町）の東南東方約一七キロメートル
北緯　三三―二八―〇四
東経　一三四―二八―三二
変更した事項
記事　一時変更
変更年月日　令和七年九月五日

名称　佐世保港口第一号灯浮標
位置
所在地　高後埼灯台（長崎県佐世保市）の南南東方約三四〇メートル
北緯　三三―〇六―〇一
東経　一二九―四〇―〇七
変更した事項
灯質　群せん緑光　毎六秒に二せん光
光度　実効光度一〇〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　令和七年十月二日

名称　宇治山田港大湊防波堤灯台
位置
所在地　三重県宇治山田港（大湊防波堤外端）
北緯　三四―三一―四五
東経　一三六―四五―三三
変更した事項
記事　この灯台の上部に簡易な灯火（赤色）が設置されている。
変更年月日　令和七年十月三日

名称　栄生灯台
位置
所在地　愛知県西尾市（生田鼻の北北西方約五・八キロメートル）
北緯　三四―四九―二七
東経　一三六―五九―四九
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル
記事　平均水面上から灯火まで六・二メートル
変更年月日　令和七年十月四日

名称　牟岐港古牟岐東防波堤灯台
位置
所在地　徳島県海部郡牟岐町（牟岐港古牟岐東防波堤外端）
北緯　三三―三九―四八
東経　一三四―二六―二七
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年十月六日

名称　阿波竹ケ島灯台（徳島県海部郡海陽町）の東南東方約一七キロメートル
位置
所在地　阿波竹ケ島灯台（徳島県海部郡海陽町）の東南東方約一七キロメートル
北緯　三三―二八―二〇
東経　一三四―二九―〇三
変更した事項
灯質　モールス符号白光　毎八秒にＵ（・・―）
光度　実効光度一五〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
変更年月日　令和七年十月一日
記事　一時撤去中のところ位置等変更のうえ復旧

名称　平戸音無瀬灯浮標
位置
所在地　下枯木島灯台（長崎県平戸市）の北北東方約二・八キロメートル
北緯　三三―一三―三四
東経　一二九―三〇―五七
変更した事項
灯質　連続急せん白光
光度　実効光度四三カンデラ
変更年月日　令和七年十月一日

名称　金武中城港チグニガ瀬灯浮標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（津堅島灯台の南西方約五・三キロメートル）
北緯　二六―一二―五〇
東経　一二七―五四―〇五
変更した事項
灯質　群せん白光　毎五秒に二せん光
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　令和七年十月一日
記事　一時消灯及び記事変更中のところ灯質等変更のうえ復旧

名称　宇治山田港大湊防波堤灯台
位置
所在地　三重県宇治山田港（大湊防波堤外端）
北緯　三四―三一―四五
東経　一三六―四五―三三
変更した事項
記事　消灯
変更年月日　令和七年十月二日
記事　一時変更

名称　出雲崎港防波堤灯台
位置
所在地　新潟県三島郡出雲崎町（出雲崎港防波堤外端）
北緯　三七―三二―三五
東経　一三八―四〇―五六
変更した事項
灯質　群せん赤光　毎五秒に二せん光
光度　実効光度二七カンデラ
変更年月日　令和七年十月六日

名称　音調津港東防波堤灯台
位置
所在地　北海道広尾郡広尾町（音調津港東防波堤外端）
北緯　四二―一三―三八
東経　一四三―一九―一六
変更した事項
灯質　群せん緑光　毎六秒に二せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル
変更年月日　令和七年十月七日

名称　中国電力三隅発電所三隅港指向灯
位置
所在地　島根県三隅港（中国電力株式会社三隅発電所専用岸壁）
北緯　三四―四七―一三
東経　一三一―五五―二四
変更した事項
灯質　不動白光（可航水路表示）
不動緑光（左舷側表示）
不動赤光（右舷側表示）
光度　昼間
白光一五、〇〇〇カンデラ
緑光一三、〇〇〇カンデラ
赤光一三、〇〇〇カンデラ
夜間
白光一八〇カンデラ
緑光一五〇カンデラ
赤光一八〇カンデラ
光達距離　昼間
白光一・五海里
緑光一・五海里
赤光一・五海里
夜間
白光六・〇海里
緑光六・〇海里
赤光六・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・三メートル
記事
一　白光は、二二四・五度を中心として幅約四・〇度で可航水路を示す。緑光（幅約五・五度）及び赤光（幅約五・五度）は、それぞれ水路の左舷側及び右舷側を示す。
二　この指向灯は船舶が入港するときに点灯する。
三　指向灯の位置を示すための標示灯（連続急せん黄光　平均水面上から灯火までの高さ九・二メートル）を点ずる。
四　中国電力株式会社三隅発電所管理
変更年月日　令和七年十月七日

名称　柏崎港西防波堤灯台
位置
所在地　新潟県柏崎港（西防波堤外端）
北緯　三七―二二―五九
東経　一三八―三二―三五
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度四二〇カンデラ
変更年月日　令和七年十月七日

名称　桂恋港南防波堤灯台
位置
所在地　北海道釧路市（桂恋港南防波堤外端）
北緯　四二―五六―四〇
東経　一四四―二六―四五
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　令和七年十月八日

名称　昆布森港第三南防波堤灯台
位置
所在地　北海道釧路郡釧路町（昆布森港第三南防波堤外端）
北緯　四二―五六―五四
東経　一四四―三一―四〇
変更した事項
灯質　群せん赤光　毎六秒に二せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　令和七年十月八日

名称　能登赤崎港防波堤灯台
位置
所在地　石川県羽咋郡志賀町（赤崎港防波堤外端）
北緯　三七―一〇―〇一
東経　一三六―四〇―二八
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
変更年月日　令和七年十月八日
記事　一時記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　厚内港突堤灯台
位置
所在地　北海道十勝郡浦幌町（厚内港突堤外端）
北緯　四二―四七―五八
東経　一四三―四九―二七
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度四二〇カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで八・四メートル
変更年月日　令和七年十月九日

名称　大樹港西防波堤灯台
位置
所在地　北海道広尾郡大樹町（大樹港西防波堤外端）
北緯　四二―二八―二三
東経　一四三―二六―〇二
変更した事項
光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
変更年月日　令和七年十月九日

名称　能生港北防波堤灯台
位置
所在地　新潟県能生港（東防波堤外端）
北緯　三七―〇六―五六
東経　一三七―五九―五七
変更した事項
灯質　群せん赤光　毎七秒に二せん光
光度　実効光度二七カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで五・三メートル
変更年月日　令和七年十月九日

名称　十勝港南防波堤灯台
位置
所在地　北海道十勝港（南防波堤外端）
北緯　四二―一八―〇八
東経　一四三―二〇―五〇
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎四秒に一せん光
高さ　地上から構造物の頂部まで九・七メートル
変更年月日　令和七年十月十日

名称　飛島港法木北防波堤灯台
位置
所在地　山形県酒田市（飛島港法木北防波堤外端）
北緯　三九―一二―一六
東経　一三九―三三―三一
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年十月十四日

名称　高豊漁港海岸沖L立標
位置
所在地　赤羽根港東防波堤灯台（愛知県田原市）の東北東方約一七キロメートル
北緯　三四―三八―五七
東経　一三七―二二―〇八
変更した事項　消灯
変更年月日　令和七年十月十四日
記事　一時変更

名称　神戸第八南防波堤東施設灯
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第七防波堤西灯台の南方約二・三キロメートル）
北緯　三四―三八―五四
東経　一三五―一五―二一
変更した事項　灯質異常
変更年月日　令和七年十月十四日
記事　一時変更

名称　対馬長崎鼻灯台
位置
所在地　長崎県対馬市（長崎鼻）
北緯　三四―二四―四〇
東経　一二九―二三―四九
変更した事項　一時消灯及び記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年十月十四日

名称　神戸第八南防波堤東施設灯
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第七防波堤西灯台の南方約二・三キロメートル）
北緯　三四―三八―五四
東経　一三五―一五―一一
変更した事項　この灯台の上部に簡易な灯火（黄色）が設置されている。
変更年月日　令和七年十月十五日
記事　一時変更

名称　友知港南防波堤灯台
位置
所在地　北海道根室市（友知港南防波堤外端）
北緯　四三―一八―五二
東経　一四五―四〇―一二
変更した事項　本灯台の改修工事の実施に伴い、緑色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年十月十六日

名称　歯舞港珸瑤瑁東防波堤灯台
位置
所在地　北海道根室市（歯舞港珸瑤瑁東防波堤外端）
北緯　四三―二二―一九
東経　一四五―四八―三三
変更した事項　本灯台の改修工事の実施に伴い、緑色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年十月十六日

名称　鵜原港A号防波堤灯台
位置
所在地　千葉県勝浦市（鵜原港A号防波堤外端）
北緯　三五―〇八―〇〇
東経　一四〇―一六―四五
変更した事項　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年十月十六日

名称　浜行川港東防波堤灯台
位置
所在地　千葉県勝浦市（浜行川港東防波堤外端）
北緯　三五―〇七―一六
東経　一四〇―一四―〇八
変更した事項　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年十月十六日

名称　衣浦港東防波堤西灯台
位置
所在地　愛知県衣浦港（東防波堤西端）
北緯　三四―四九―〇七
東経　一三六―五六―三六
変更した事項　位置
所在地　愛知県衣浦港（東防波堤西端）
北緯　三四―四九―〇九
東経　一三六―五六―四〇
灯質　群せん赤光　毎六秒に二せん光
変更年月日　令和七年十月十六日
記事　一時業務休止中のところ位置等変更のうえ復旧

名称　室津島灯台
位置
所在地　北海道奥尻郡奥尻町（室津島）
北緯　四二―〇〇―五三
東経　一三九―二七―〇七
変更した事項　灯質　単せん白光　毎五秒に一せん光
光達距離　実効光度四二〇カンデラ
分　七・五海里
弧　削除
変更年月日　令和七年十月十七日

名称　南風埼灯台
位置
所在地　長崎県平戸市（南風埼）
北緯　三三―二二―一五
東経　一二九―三四―〇六
変更した事項　本灯台の改修工事の実施に伴い、黒色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年十月十七日

名称　郷埼灯台
位置
所在地　長崎県対馬市（郷埼）
北緯　三四―一九―五二
東経　一二九―一二―一九
変更した事項　一時灯質異常及び記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年十月十七日

名称　霧多布港東防波堤灯台
位置
所在地　北海道霧多布港（東防波堤外端）
北緯　四三―〇五―〇六
東経　一四五―〇八―〇三
変更した事項　高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル
平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　令和七年十月二十日

名称　床潭港西防波堤灯台
位置
所在地　北海道厚岸郡厚岸町（床潭港西防波堤外端）
北緯　四二―五九―四三
東経　一四四―五二―〇四
変更した事項　光度　実効光度一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
変更年月日　令和七年十月二十日

名称　熊本県漁連菊池川口南西沖第一号灯浮標
位置
所在地　大正開港一号防波堤灯台（熊本県玉名市）の南西方約七・六キロメートル
北緯　三二―五〇―〇四
東経　一三〇―二七―二一
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　令和七年十月二十日

名称　熊本県漁連菊池川口南西沖第二号灯浮標
位置
所在地　大正開港一号防波堤灯台（熊本県玉名市）の南西方約七・七キロメートル
北緯　三二―四九―五九
東経　一三〇―二七―二八
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　令和七年十月二十日

名称　熊本県漁連熊本港北西沖第一号灯浮標
位置
所在地　河内灯台（熊本県熊本市）の西南西方約九・五キロメートル
北緯　三二―四七―五七
東経　一三〇―二九―〇八
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　令和七年十月二十日

名称　熊本県漁連長洲港南沖灯浮標
位置
所在地　長洲港北防波堤灯台（熊本県長洲港）の南方約六・六キロメートル
北緯　三二―五一―四八
東経　一三〇―二六―〇七
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　令和七年十月二十日

名称　稲生港浦田西防波堤灯台
位置
所在地　青森県東津軽郡平内町（稲生港浦田西防波堤外端）
北緯　四〇―五七―三四
東経　一四〇―五一―三五
変更した事項　一時記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年十月二十一日

名称　陸奥小湊港東滝防波堤灯台
位置
所在地　青森県小湊港（東滝防波堤外端）
北緯　四〇―五七―三三
東経　一四〇―五八―五六
変更した事項　一時記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年十月二十一日

名称　陸前大浜港南防波堤立標
位置
所在地　宮城県東松島市（大浜港南防波堤外端）
北緯　三八―一九―〇七
東経　一四一―〇九―五七
変更した事項　陸前大浜港南防波堤灯台
灯質　単せん赤光　毎四秒に一せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
弧　全度
明　高さ　地上から構造物の頂部まで四・八メートル
　平均水面上から灯火まで八・二メートル
記事　削除
変更年月日　令和七年十月二十一日

名称　奈半利港西防波堤灯台
位置
所在地　高知県安芸郡奈半利町（奈半利港西防波堤外端）
北緯　三三―二五―一一
東経　一三四―〇〇―四六
変更した事項　灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル
変更年月日　令和七年十月二十一日

名称　安田港東防波堤灯台
位置
所在地　高知県安芸郡安田町（安田港東防波堤外端）
北緯　三三―二六―四三
東経　一三三―五七―一七
変更した事項　灯質　単せん赤光　毎五秒に一せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九メートル
変更年月日　令和七年十月二十一日

名称　熊本県漁連赤瀬港北西沖灯浮標
位置
所在地　三角灯台（熊本県上天草市）の北東方約六・〇キロメートル
北緯　三二―三九―二六
東経　一三〇―二九―四四
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　令和七年十月二十日

名称　熊本県漁連熊本港北西沖第二号灯浮標
位置
所在地　住吉灯台（熊本県宇土市）の北西方約一四キロメートル
北緯　三二―四七―二三
東経　一三〇―二八―三五
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　令和七年十月二十一日

名称　熊本県漁連緑川口西沖第一号灯浮標
位置
所在地　赤瀬港沖防波堤北灯台（熊本県宇土市）の北北西方約七・七キロメートル
北緯　三二―四三―三二
東経　一三〇―二八―四八
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　令和七年十月二十一日

名称　熊本県漁連菊池川口南西沖第二号灯浮標
位置
所在地　大正開港一号防波堤灯台（熊本県玉名市）の南西方約七・七キロメートル
北緯　三二―四九―五九
東経　一三〇―二七―二八
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　令和七年十月二十一日

名称　牧港第六号灯浮標
位置
所在地　宜野湾港北防波堤灯台（沖縄県宜野湾市）の西南西方約七六〇メートル
北緯　二六―一六―三六
東経　一二七―四三―〇三
変更した事項　消灯
変更年月日　令和七年十月二十一日
記事　一時変更

名称　釧路港西区南防波堤西灯台
位置
所在地　北海道釧路港西区（南防波堤西端）
北緯　四二―五九―一九
東経　一四四―一八―四二

変更した事項　灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
高さ　地上から構造物の頂部まで九・七メートル
　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　令和七年十月二十二日

名称　禄剛埼灯台
位置
所在地　石川県珠洲市（禄剛埼）
北緯　三七―三一―四四
東経　一三七―一九―三五
変更した事項　一時記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年十月二十二日

名称　安芸港沖防波堤灯台
位置
所在地　高知県安芸市（沖防波堤外端）
北緯　三三―二九―五四
東経　一三三―五三―一三
変更した事項　光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル
変更年月日　令和七年十月二十三日

名称　吉川港東防波堤灯台
位置
所在地　高知県香南市（吉川港東防波堤外端）
北緯　三三―三二―〇八
東経　一三三―四一―四五
変更した事項　灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・七メートル
　平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日　令和七年十月二十三日

名称　両津港北防波堤灯台
位置
所在地　新潟県両津港（北防波堤外端）
北緯　三八―〇四―五一
東経　一三八―二七―〇一
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎四秒に一せん光
光度　実効光度四二〇カンデラ
変更年月日　令和七年十月二十三日

名称　釧路港東区北防波堤南灯台
位置
所在地　北海道釧路港東区第二区（北防波堤南端）
北緯　四二―五八―三九
東経　一四四―二一―三一
変更した事項
灯質　群せん緑光　毎六秒に二せん光
光度　実効光度二七カンデラ
変更年月日　令和七年十月二十四日

名称　真野湾消波堤灯台
位置
所在地　新潟県佐渡市（真野湾消波堤外端）
北緯　三七―五九―二二
東経　一三八―一七―〇二
変更した事項
灯質　群せん緑光　毎六秒に二せん光
光度　実効光度二七カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル
平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　令和七年十月二十四日

名称　能登中ノ島灯台
位置
所在地　石川県七尾市（中ノ島）
北緯　三七―〇九―二七
東経　一三六―五四―四六
変更した事項
灯質　単せん白光　毎四秒に一せん光
変更年月日　令和七年十月二十四日
記事　一時記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　西表島白浜港第一号灯標
位置
所在地　野底埼（沖縄県八重山郡竹富町）の北北東方約一・七キロメートル
北緯　二四―二三―二二
東経　一二三―四四―〇七
変更した事項
消灯
変更年月日　令和七年十月二十五日
記事　一時変更

名称　早津江川口灯標
位置
所在地　早津江川口西灯台（佐賀県佐賀市）の南西方約一・八キロメートル
北緯　三三―〇八―〇二
東経　一三〇―一八―三九
変更した事項
光度　実効光度二七カンデラ
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで一〇メートル
変更年月日　令和七年十月二十八日

名称　日浦岬灯台
位置
所在地　北海道函館市（日浦岬）
北緯　四一―四三―三六
東経　一四一―〇三―一二
変更した事項
灯質　単せん白光　毎五秒に一せん光
光度　実効光度四、〇〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
分弧　削除
変更年月日　令和七年十月二十九日

名称　黒島港沖防波堤東灯台
位置
所在地　長崎県佐世保市（黒島港沖防波堤東端）
北緯　三三―〇八―五〇
東経　一二九―三一―四二

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｐ十七灯）
位置
所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｃ三灯）の北西方約九七〇メートル
北緯　三四―二五―五一
東経　一三五―一六―二〇
変更した事項
高さ　平均水面上から灯火まで九・四メートル
変更年月日　令和七年十月三十日

名称　伊勢湾灯標（愛知県名古屋港第五区）の南西方約三・六キロメートル
位置
所在地　伊勢湾灯標（愛知県名古屋港第五区）の西南西方約二・七キロメートル
北緯　三四―五五―〇六
東経　一三六―四五―四〇
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、黒色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年十月三十日

名称　伊勢湾第六号灯浮標
位置
所在地　一時撤去中のところ復旧
北緯　四〇―五八―〇八
東経　一四一―二四―五四
変更した事項
変更年月日　令和七年十月三十日

名称　むつ小川原港海洋観測Ａ施設灯
位置
所在地　青森県むつ小川原港（むつ小川原港新納屋南防波堤灯台の北北東方約四・九キロメートル）
変更年月日　令和七年十月二十九日

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｐ十八灯）
位置
所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｃ二灯）の北西方約六八〇メートル
北緯　三四―二五―五二
東経　一三五―一六―二一
変更した事項
高さ　平均水面上から灯火まで九・四メートル
変更年月日　令和七年十月三十日

名称　高島港外防波堤灯台
位置
所在地　長崎県佐世保市（高島港外防波堤外端）
北緯　三三―一〇―一二
東経　一二九―三五―二〇
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、黒色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年十月三十日

名称　松島港釜ノ浦防波堤灯台
位置
所在地　長崎県西海市（松島港釜ノ浦防波堤外端）
北緯　三二―五六―二七
東経　一二九―三七―〇三
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、黒色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年十月三十日

名称　小木港内ノ澗防波堤灯台
位置
所在地　新潟県小木港（内ノ澗防波堤外端）
北緯　三七―四八―四二
東経　一三八―一六―二五
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎四秒に一せん光
光度　実効光度二七カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル
平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　令和七年十月三十日

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｐ二十一灯）
位置
所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｃ三灯）の北西方約六七〇メートル
北緯　三四―二五―四四
東経　一三五―一六―二九
変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　令和七年十月三十日

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｐ二十二灯）
位置
所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｃ二灯）の北西方約三八〇メートル
北緯　三四―二五―四五
東経　一三五―一六―二九
変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　令和七年十月三十日

名称　両津漁港沖防波堤南灯台
位置
所在地　新潟県両津港（漁港沖防波堤南端）
北緯　三八―〇五―一七
東経　一三八―二六―三〇
変更した事項　灯質　群せん赤光　毎五秒に二せん光
高さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル
変更年月日　令和七年十月三十一日

名称　伊勢湾第五号灯浮標
位置
所在地　野間埼灯台（愛知県知多郡美浜町）の西北西方約八・二キロメートル
北緯　三四―四七―四〇
東経　一三六―四六―〇一
変更した事項　光達距離　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　令和七年十月三十一日

名称　三河港蒲郡第三号灯浮標
位置
所在地　愛知県三河港（三河港蒲郡東防波堤西灯台の南南西方約六・五キロメートル）
北緯　三四―四五―二六
東経　一三七―一二―三四
変更した事項　光度　実効光度四三カンデラ
変更年月日　令和七年十一月四日

名称　三河港蒲郡第四号灯浮標
位置
所在地　愛知県三河港（三河港蒲郡東防波堤西灯台の南方約六・五キロメートル）
北緯　三四―四五―二四
東経　一三七―一二―四四
変更した事項　光度　実効光度四三カンデラ
変更年月日　令和七年十一月四日

名称　鳥羽坂手港一号防波堤灯台
位置
所在地　三重県鳥羽市（坂手港一号防波堤外端）
北緯　三四―二八―五七
東経　一三六―五一―三一
変更した事項　記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年十一月四日

名称　易国間港東防波堤灯台
位置
所在地　青森県下北郡風間浦村（易国間港東防波堤外端）
北緯　四一―二九―二四
東経　一四〇―五九―五二
変更した事項　位置　青森県下北郡風間浦村（易国間港東防波堤外端）
北緯　四一―二九―二三
東経　一四〇―五九―五三
灯質　単せん緑光　毎四秒に一せん光
高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル
変更年月日　令和七年十一月五日

名称　秋田第二南防波堤北仮設灯台
位置
所在地　秋田県秋田船川港秋田区（第二南防波堤北端）
北緯　三九―四七―〇六
東経　一四〇―〇〇―〇七
変更した事項　位置　秋田県秋田船川港秋田区（第二南防波堤北端）
北緯　三九―四七―〇七
東経　一四〇―〇〇―〇七
高さ　地上から構造物の頂部まで二・三メートル
変更年月日　令和七年十一月五日

名称　東海日本原子力発電北防波堤灯台
位置
所在地　茨城県那珂郡東海村（日本原子力発電北防波堤外端）
北緯　三六―二七―五五
東経　一四〇―三六―五八
変更した事項　一時消灯及び記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年十一月五日

名称　渡ノ瀬灯標
位置
所在地　愛媛県宇和島市（渡ノ瀬）
北緯　三三―〇六―三七
東経　一三二―二二―五六
変更した事項　灯質　群せん白光　毎五秒に二せん光
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　五・〇海里
変更年月日　令和七年十一月五日

名称　間瀬港西防波堤灯台
位置
所在地　新潟県新潟市（間瀬港西防波堤外端）
北緯　三七―四四―三九
東経　一三八―四七―三三
変更した事項　灯質　群せん赤光　毎六秒に二せん光
高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル
変更年月日　令和七年十一月五日

名称　むつ小川原港国家石油備蓄基地シーバース灯
位置
所在地　青森県むつ小川原港（陸奥塩釜灯台の北方約一六キロメートル）
北緯　四〇―五六―五二
東経　一四一―二五―一一
変更した事項　一時名称等変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年十一月六日

名称　東北電力原町火力発電所専用港指向灯
位置
所在地　福島県南相馬市（原町火力発電所専用港北防波堤中央部）
北緯　三七―四〇―二三
東経　一四一―〇一―四一

変更した事項
灯質　明六秒暗二秒（可航水路表示）
光度　単明暗白光　一六、〇〇〇カンデラ
光達距離　昼間緑光　一六、〇〇〇カンデラ
高さ　昼間白光　一六、〇〇〇カンデラ
名称　マブネ灯台
位置
所在地　愛媛県南宇和郡愛南町
北緯　三二―五八―二一
東経　一三二―三〇―一七
変更年月日　令和七年十一月六日

変更した事項
灯質　単明暗緑光　明六秒暗二秒（左舷側表示）
光度　単明暗赤光　明六秒暗二秒（右舷側表示）
光達距離　昼間白光　一六、〇〇〇カンデラ
高さ　昼間緑光　一六、〇〇〇カンデラ
名称　昼間赤光　一六、〇〇〇カンデラ
位置
所在地　昼間白光　一・五海里
北緯　昼間緑光　一・五海里
東経　昼間赤光　一・五海里
変更年月日　地上から構造物の頂部まで七・七メートル
平均水面上から灯火まで一一メートル
令和七年十一月六日

変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　地上から構造物の頂部まで一〇メートル
光達距離　平均水面上から灯火まで一二メートル
高さ　令和七年十一月六日
名称　新潟港東区西防波堤灯台
位置
所在地　新潟県新潟港東区（西防波堤外端）
北緯　三八―〇一―一一
東経　一三九―一三―五三
変更年月日　令和七年十一月六日

変更した事項
灯質　一一〇カンデラ
光度　五・五海里
光達距離
名称　友知港南防波堤灯台
位置
所在地　北海道根室市（友知港南防波堤外端）
北緯　四三―一八―五二
東経　一四五―四〇―一二
変更年月日　令和七年十一月六日

変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　令和七年十一月七日一時記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧
光達距離
名称　歯舞港珸瑤瞰東防波堤灯台
位置
所在地　北海道根室市（歯舞港珸瑤瞰東防波堤外端）
北緯　四三―二二―一九
東経　一四五―四八―三三
変更年月日　令和七年十一月七日一時記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

変更した事項
灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
光度　令和七年十一月七日一時記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧
光達距離
名称　山下灯台
位置
所在地　愛媛県宇和島市（大良島北端）
北緯　三三―一六―三二
東経　一三二―二八―三四
変更年月日　令和七年十一月七日

変更した事項
灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
名称　新潟港東区第二東防波堤灯台
位置
所在地　新潟県新潟港東区（第二東防波堤外端）
北緯　三八―〇〇―四六
東経　一三九―一四―一一
変更年月日　令和七年十一月七日

変更した事項
灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
光度　地上から構造物の頂部まで九・一メートル
光達距離　平均水面上から灯火まで一二メートル
高さ　令和七年十一月七日
名称　関根港第二西防波堤立標
位置
所在地　青森県むつ市（関根港第二西防波堤外端）
北緯　四一―二二―一七
東経　一四一―一三―四四
変更年月日　令和七年十一月七日

変更した事項
名称　関根港第二西防波堤灯台
灯質　単せん赤光　毎四秒に一せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
弧度　全度
明高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル
記事　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　削除
令和七年十一月十一日
名称　宇治山田港大湊防波堤灯台
位置
所在地　三重県宇治山田港（大湊防波堤外端）
北緯　三四―三一―四五
東経　一三六―四五―三三
変更した事項　一時消灯及び記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年十一月十一日

変更した事項
名称　鳥羽港東防波堤灯台
位置
所在地　三重県鳥羽港（防波堤（東）外端）
北緯　三四―二九―三一
東経　一三六―五〇―四九
変更した事項　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年十一月十一日

変更した事項
名称　甑中瀬灯標
位置
所在地　射手埼灯台（鹿児島県薩摩川内市）の東方約一一キロメートル
北緯　三一―五一―〇九
東経　一三〇―〇二―五六
変更した事項
灯質　群せん白光　毎五秒に二せん光
光度　実効光度四二〇カンデラ
変更年月日　令和七年十一月十二日

変更した事項
名称　二神島灯台
位置
所在地　長崎県平戸市（二神島）
北緯　三三―三六―一七
東経　一二九―三三―一〇
変更した事項　一時消灯及び記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年十一月十三日

変更した事項
名称　北狄港第二防波堤灯台
位置
所在地　新潟県佐渡市（北狄港第二防波堤外端）
北緯　三八―〇五―四〇
東経　一三八―一五―一三
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度二七カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル
変更年月日　平均水面上から灯火まで一三メートル
令和七年十一月十三日

変更した事項
名称　高瀬港沖防波堤北灯台
位置
所在地　新潟県佐渡市（高瀬港沖防波堤北端）
北緯　三七―五九―四二
東経　一三八―一三―五八
変更した事項
灯質　単明暗白光　明六秒暗二秒（可航水路表示）
光度　単明暗緑光　明六秒暗二秒（左舷側表示）
光達距離　単明暗赤光　明六秒暗二秒（右舷側表示）
高さ　昼間白光　一六、〇〇〇カンデラ
名称　昼間緑光　一六、〇〇〇カンデラ
位置
所在地　昼間赤光　一六、〇〇〇カンデラ
北緯　昼間白光　一・五海里
東経　昼間緑光　一・五海里
変更年月日　昼間赤光　一・五海里
地上から構造物の頂部まで七・七メートル
平均水面上から灯火まで一一メートル
令和七年十一月六日

変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　地上から構造物の頂部まで一〇メートル
光達距離　平均水面上から灯火まで一二メートル
高さ　令和七年十一月六日
名称　新潟港東区西防波堤灯台
位置
所在地　新潟県新潟港東区（西防波堤外端）
北緯　三八―〇一―一一
東経　一三九―一三―五三
変更年月日　令和七年十一月六日

変更した事項
灯質　一一〇カンデラ
光度　五・五海里
光達距離
名称　友知港南防波堤灯台
位置
所在地　北海道根室市（友知港南防波堤外端）
北緯　四三―一八―五二
東経　一四五―四〇―一二
変更年月日　令和七年十一月六日

名称　波渡埼灯台
位置
所在地　山形県鶴岡市（波渡埼）
北緯　三八―四一―〇九
東経　一三九―三七―四一
変更した事項　一時記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年十一月十四日

名称　久之浜港沖防波堤南灯台
位置
所在地　福島県いわき市（久之浜港沖防波堤南端）
北緯　三七―〇八―四六
東経　一四一―〇〇―三三
変更した事項　群せん赤光　毎六秒に二せん光
変更年月日　令和七年十一月十四日
記事　一時消灯及び記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　鵜原港Ａ号防波堤灯台
位置
所在地　千葉県勝浦市（鵜原港Ａ号防波堤外端）
北緯　三五―〇八―〇〇
東経　一四〇―一六―四五
変更した事項　一時記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年十一月十四日

名称　入埼灯台
位置
所在地　新潟県佐渡市（入埼）
北緯　三八―一一―四七
東経　一三八―一九―四五
変更した事項　地上から構造物の頂部まで一一メートル
　平均水面上から灯火まで五六メートル
変更年月日　令和七年十一月十四日

変更した事項　光度　実効光度二七カンデラ
　高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル
　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　令和七年十一月十三日

名称　神戸第八南防波堤東施設灯
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第七防波堤西灯台の南方約二・三キロメートル）
北緯　三四―三八―五四
東経　一三五―一五―二一
変更した事項　灯質　単せん黄光　毎四秒に一せん光
変更年月日　令和七年十一月十七日
記事　一時灯質異常及び記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　千葉港市川第一号灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港葛南区（千葉灯標の北西方約一〇キロメートル）
北緯　三五―三八―一二
東経　一三九―五八―二八
変更した事項　灯質　群急せん白光　毎一〇秒に三急せん光
　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　令和七年十一月十八日
記事　一時頭標脱落中のところ灯質等変更のうえ復旧

名称　椎名港東防波堤灯台
位置
所在地　高知県室戸市（椎名港東防波堤外端）
北緯　三三―一九―三七
東経　一三四―一一―五四
変更した事項　光度　一一〇カンデラ
　光達距離　五・五海里
変更年月日　令和七年十一月十八日

名称　三津港北防波堤灯台
位置
所在地　高知県室戸市（三津港北防波堤外端）
北緯　三三―一七―三四
東経　一三四―一一―一六

変更した事項　灯質　単せん赤光　毎六秒に一せん光
　光度　実効光度七八カンデラ
　光達距離　五・〇海里
変更年月日　令和七年十一月十八日

名称　常呂港北防波堤灯台
位置
所在地　北海道北見市（常呂港北防波堤外端）
北緯　四四―〇七―三七
東経　一四四―〇六―一九
変更した事項　本灯台の改修工事の実施に伴い、白色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年十一月十九日

名称　野伏港ふ頭灯台
位置
所在地　東京都新島村（野伏港ふ頭南端）
北緯　三四―二〇―〇三
東経　一三九―一二―五九
変更した事項　一時記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年十一月十九日

名称　小倉日明防潮堤灯台
位置
所在地　関門港小倉区（日明防潮堤外端）
北緯　三三―五四―二四
東経　一三〇―五三―一一
変更した事項　一時記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年十一月十九日

名称　佐渡二見港防波堤灯台
位置
所在地　新潟県佐渡市（二見港防波堤外端）
北緯　三七―五八―三六
東経　一三八―一五―五七
変更した事項　灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
　高さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル
　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　令和七年十一月十九日

名称　生地鼻灯台
位置
所在地　富山県黒部市（生地鼻）
北緯　三六―五三―五二
東経　一三七―二四―三九
変更した事項　灯質　単せん緑光　毎四秒に一せん光
　光度　実効光度二七カンデラ
　高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル
　平均水面上から灯火まで七・〇メートル
変更年月日　令和七年十一月十九日

名称　飛島港法木北防波堤灯台
位置
所在地　山形県酒田市（飛島港法木北防波堤外端）
北緯　三九―一二―一六
東経　一三九―三三―三一
変更した事項　光度　実効光度四、〇〇〇カンデラ
　光達距離　一二・〇海里
変更年月日　令和七年十一月十九日
記事　一時変更

名称　遠江吉田港東防波堤灯台
位置
所在地　静岡県榛原郡吉田町（吉田港東防波堤外端）
北緯　三四―四四―五七
東経　一三八―一六―〇三

名称　沢根港防波堤灯台
位置
所在地　新潟県佐渡市（沢根港防波堤外端）
北緯　三八―〇〇―一七
東経　一三八―一七―〇九
変更した事項　灯質　単せん緑光　毎四秒に一せん光
　光度　実効光度二七カンデラ
　高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル
　平均水面上から灯火まで七・〇メートル
変更年月日　令和七年十一月十九日

変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
変更年月日　令和七年十一月二十日
記事　一時記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　高豊漁港海岸沖L立標
位置
所在地　赤羽根港東防波堤灯台（愛知県田原市）の東北東方約一七キロメートル
北緯　三四―三八―五七
東経　一三七―二二―〇八
変更した事項
記事　この灯台の上部に簡易な灯火（黄色）が設置されている。
変更年月日　令和七年十一月二十日
記事　一時変更

名称　桃取港東防波堤灯台
位置
所在地　三重県鳥羽市（桃取港東防波堤外端）
北緯　三四―三〇―五一
東経　一三六―五一―〇〇
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年十一月二十日

名称　阿翁浦港沖防波堤灯台
位置
所在地　長崎県松浦市（阿翁浦港沖防波堤外端）
北緯　三三―二七―一六
東経　一二九―四五―〇六
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎四秒に一せん光
高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル
平均水面上から灯火まで九・八メートル
変更年月日　令和七年十一月二十日

名称　稲鯨港西防波堤灯台
位置
所在地　新潟県佐渡市（稲鯨港西防波堤外端）
北緯　三七―五八―一五
東経　一三八―一四―一四
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
光達距離　実効光度二七カンデラ
高さ　三・五海里
地上から構造物の頂部まで九・一メートル
平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日　令和七年十一月二十日

名称　江積港沖防波堤灯台
位置
所在地　新潟県佐渡市（江積港沖防波堤外端）
北緯　三七―五〇―一三
東経　一三八―一三―二九
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度二七カンデラ
光達距離　地上から構造物の頂部まで九・一メートル
高さ　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　令和七年十一月二十日

名称　櫃石港四号防波堤灯台
位置
所在地　香川県坂出市（櫃石港四号防波堤外端）
北緯　三四―二五―〇〇
東経　一三三―四八―三一
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル
平均水面上から灯火まで六・九メートル
変更年月日　令和七年十一月二十一日

名称　宮崎港東沖浮魚礁施設灯
位置
所在地　戸崎鼻灯台（宮崎県宮崎市）の東方約三三キロメートル
北緯　三一―四五―三七
東経　一三一―五〇―〇九
変更した事項
高さ　削除
記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　宮崎県管理
変更年月日　令和七年十一月二十一日

名称　牧港第六号灯浮標
位置
所在地　宜野湾港北防波堤灯台（沖縄県宜野湾市）の西南西方約七六〇メートル
北緯　二六―一六―三六
東経　一二七―四三―〇三
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎四秒に一せん光
変更年月日　令和七年十一月二十一日
記事　一時消灯中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　丹後竹野港防波堤灯台
位置
所在地　京都府京丹後市（竹野港防波堤外端）
北緯　三五―四四―四五
東経　一三五―〇六―四六
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、足場により覆われている。
変更年月日　令和七年十一月二十四日

名称　西表島白浜港第一号灯標
位置
所在地　野底埼（沖縄県八重山郡竹富町）の北北東方約一・七キロメートル
北緯　二四―二三―二二
東経　一二三―四四―〇七
変更した事項
記事　この灯台の上部に簡易な灯火（緑色）が設置されている。
変更年月日　令和七年十一月二十四日
記事　一時変更

名称　鳥羽港小浜南防波堤灯台
位置
所在地　三重県鳥羽港（小浜南防波堤外端）
北緯　三四―二九―五九
東経　一三六―五〇―〇八
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年十一月二十五日

名称　西郷港沖防波堤灯台
位置
所在地　島根県西郷港（沖防波堤東端）
北緯　三六―一二―〇六
東経　一三三―二〇―〇五
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年十一月二十五日

名称　平良港荷川取沖防波堤灯台
位置
所在地　沖縄県平良港（荷川取沖防波堤外端）
北緯　二四―四九―〇五
東経　一二五―一六―三六
変更した事項
灯質　群せん緑光　毎七秒に二せん光
光度　実効光度二七カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル
平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　令和七年十一月二十五日

名称　砂埼灯台
位置
所在地　北海道茅部郡森町（砂埼）
北緯　四二―〇八―一四
東経　一四〇―四二―四一
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、白色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年十一月二十六日

名称　伊予船越港船越防波堤灯台
位置
所在地　愛媛県南宇和郡愛南町（船越港船越防波堤外端）
北緯　三三―五六―四三
東経　一三二―三〇―二七
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル
変更年月日　平均水面上から灯火まで七・八メートル　令和七年十一月二十六日

名称　池間港第二防波堤灯台
位置
所在地　沖縄県宮古島市（池間港第二防波堤外端）
北緯　二四―五五―一四
東経　一二五―一五―〇〇
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル
変更年月日　平均水面上から灯火まで一一メートル　令和七年十一月二十六日

名称　平良港北防波堤灯台
位置
所在地　沖縄県平良港（北防波堤外端）
北緯　二四―四八―四九
東経　一二五―一六―一二
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル
変更年月日　平均水面上から灯火まで九・二メートル　令和七年十一月二十六日

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｐ二十五灯）
位置
所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｃ三灯）の北西方約三七〇メートル
北緯　三四―二五―三八
東経　一三五―一六―三七

変更した事項
高さ　平均水面上から灯火まで一九メートル
変更年月日　令和七年十一月二十七日

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｐ二十六灯）
位置
所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｃ二灯）の北西方約七七メートル
北緯　三四―二五―三八
東経　一三五―一六―三八
変更した事項
高さ　平均水面上から灯火まで一九メートル
変更年月日　令和七年十一月二十七日

名称　宇和島港戎山防波堤灯台
位置
所在地　愛媛県宇和島港（戎山防波堤外端）
北緯　三三―一三―三七
東経　一三二―三二―三八
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎五秒に一せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・四メートル
変更年月日　平均水面上から灯火まで一〇メートル　令和七年十一月二十七日

名称　豊岡港北防波堤灯台
位置
所在地　新潟県佐渡市（豊岡港北防波堤外端）
北緯　三七―五八―三三
東経　一三八―三一―一九
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度二七カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル
変更年月日　平均水面上から灯火まで七・五メートル　令和七年十一月二十七日

名称　佐渡浦川港東防波堤灯台
位置
所在地　新潟県佐渡市（浦川港東防波堤外端）
北緯　三八―一一―五八
東経　一三八―二九―一七
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎四秒に一せん光
光度　実効光度二七カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル
変更年月日　平均水面上から灯火まで八・六メートル　令和七年十一月二十七日

名称　氷見港北防波堤灯台
位置
所在地　富山県氷見港（北防波堤外端）
北緯　三六―五一―四八
東経　一三六―五九―三六
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年十一月二十七日

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｐ二十九灯）
位置
所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｃ三灯）の北西方約七三メートル
北緯　三四―二五―三一
東経　一三五―一六―四六
変更した事項
高さ　橋脚上部　平均水面上から灯火まで二〇メートル
橋脚下部　平均水面上から灯火まで六・三メートル
変更年月日　令和七年十一月二十八日

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｐ三十灯）
位置
所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｃ二灯）の南東方約二二〇メートル
北緯　三四―二五―三二
東経　一三五―一六―四七
変更した事項
高さ　平均水面上から灯火まで二〇メートル
変更年月日　令和七年十一月二十八日

人事異動

内閣

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　木村　直人
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）に昇任させる

（内閣官房内閣情報調査室調査官）同　相澤　孝之
内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）に昇任させる

（総務省大臣官房付）総務事務官　大川亜沙奈
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣感染症危機管理統括庁））に転任させる

（農林水産省大臣官房参事官）農林水産事務官　滝沢　将史
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（公安調査庁近畿公安調査局総務部次長）法務事務官　山口　純
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に転任させる

（防衛省大臣官房付）防衛事務官　齋藤　憲士
内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部会計課長）に採用する

（総務省大臣官房総括審議官（広報、政策担企画（主）当））総務事務官　大村　真一
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（国家サイバー統括室））に転任させる
国家安全保障局に併任する

（人事院国家公務員倫理審査会事務局参事官）人事院事務官　伊東　千尋
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））に転任させる
（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））内閣事務官　雲田　陽一
内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室）に配置換する
国家サイバー統括室の併任を解除する
国家安全保障局に併任する
内閣情報調査室に併任する
（文化庁審議官）文部科学事務官　梶山　正司
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
（内閣府大臣官房）内閣府事務官　大久保　敦
（内閣府大臣官房厚生管理官）同　髙野　仁
（内閣府大臣官房参事官（会計課担当））同　井出　英次
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する（各通）
（人事院事務総局付）人事院事務官　大林　晋
（公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課長）内閣府事務官　河野琢次郎
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　深堀　直人
（文部科学省総合教育政策局政策課長）同　田中　義恭
（文化庁文化資源政策・記念物課長）同　三輪　善英
（厚生労働省大臣官房付（医薬局）厚生労働技官　田中　大平
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　濱登　徳仁
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　池田　真
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）
（内閣府大臣官房参事官（政府広報室担当））内閣府事務官　魚井　宏泰
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））に併任する
（消防庁長官付）総務技官　中越　康友
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する
内閣官房副長官補付に併任する
（防衛省航空幕僚監部運用支援・情報部情報課付）１等空佐　辻野　展哉
内閣事務官に兼ねて任命する
内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）を命ずる
内閣官房副長官補付に併任する
（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））内閣事務官　小島　美涼
人事院に出向させる
（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））同　佐藤　勇輔
（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部会計課長）同　松尾　俊浩
内閣府に出向させる（各通）
（内閣官房内閣審議官（国家サイバー統括室））同　木村　公彦
総務省に出向させる
国家安全保障局の併任を解除する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　高村　信
総務省に出向させる
国家サイバー統括室の併任を解除する
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）付）同　高瀬　光将
公安調査庁に出向させる
（内閣官房内閣参事官（内閣感染症危機管理統括庁））同　丹菊　直子
農林水産省に出向させる
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣感染症危機管理統括庁））に併任する
（公正取引委員会事務総局官房デジタル・国際総括審議官）内閣府事務官　佐久間正哉
（公正取引委員会事務総局官房審議官（企業結合担当））同　深町　正徳
（総務省大臣官房審議官（情報流通行政局担当））総務事務官　荒井　陽一
（外務省大臣官房審議官）外務事務官　小林　出
（財務省大臣官房審議官（関税局担当））財務事務官　**廣**光　俊昭

（文化庁審議官）文部科学事務官　森友　浩史
（農林水産省大臣官房審議官）農林水産事務官　平中　隆司
（水産庁漁政部長）同　髙橋　広道
（経済産業省大臣官房審議官（商務情報政策局担当））経済産業事務官　奥家　敏和
（経済産業省大臣官房付）同　井上　学
（同）同　守山　宏道
（経済産業省通商政策局国際経済部長）同　藤澤　秀昭
（観光庁長官）国土交通事務官　村田　茂樹
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（内閣府大臣官房）内閣府事務官　春日　英二
（内閣府大臣官房厚生管理官）同　佐々木　明
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する（各通）
（人事院事務総局付）人事院事務官　琴　一也
（公正取引委員会事務総局官房参事官（デジタル担当））内閣府事務官　鈴木　健太
（公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課長）同　松本　博明
（カジノ管理委員会事務局監察官）同　上島　大輔
（カジノ管理委員会事務局総務企画部総務課長）同　大野　由希
（カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課長）同　坂井　志保
（総務省大臣官房付）総務事務官　中里　吉孝
（外務省経済局政策課長）外務事務官　**吉**廣　朋子
（文化庁文化資源活用課長）文部科学事務官　塩川　達大
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　新井　健一
（同）農林水産技官　内田　博文

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　池谷　巌
（同）経済産業技官　奥田　修司
（同）経済産業事務官　竹永　祥久
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　堀　信太朗
（観光庁国際観光部参事官）同　阿部　雄介
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　川上　敏寛
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
（内閣府大臣官房参事官（政府広報室担当））内閣府事務官　難波　康修
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））の併任を解除する
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））に転任させる
（警察庁警備局付）警視長　鈴木　邦夫
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））の併任を解除する
国家安全保障局の併任を解除する
内閣官房副長官補付の併任を解除する
（防衛省大臣官房付）防衛事務官　小松　克行
兼官を免ずる
（総務省行政管理局管理官）総務事務官　松隈　健一
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））の併任を解除する
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（以上四月一日）

特定複合観光施設区域整備推進本部事務局

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　上島　大輔
（同）同　大野　由希
（同）同　坂井　志保
（同）同　山本　要
特定複合観光施設区域整備推進本部事務局参事官の併任を解除する（各通）（四月一日）

官　告

官　庁　事　項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第６項の規定に基づき、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部を令和８年３月23日付けで次のように変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき公表する。

令和８年４月10日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の一部変更新旧対照表

（下線部は変更部分）

改　正　後	改　正　前
第１　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針 米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。 このうち、政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有してきましたが、備蓄量は32万トンとなっており、今後、需給状況等の環境が整った場合には、備蓄水準の回復を行います。	**第１　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針** 米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。 このうち、政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有してきましたが、備蓄量については、現在行っている主食用及び加工原材料用としての備蓄米の売渡予定数量を全て売り渡した場合、29.5万トンとなることから、今後、需給状況等の環境が整った場合には、備蓄水準の回復を行います。
第２　米穀の需給の見通しに関する事項 **１・２　（略）** **３　令和７／８年及び令和８／９年の需要見通し（推計値）** 令和７／８年及び令和８／９年の需要量については、近年の需要量が必ずしも減少していないことを踏まえ、直近の１人当たり消費量の実績、人口（推計値）、インバウンド需要量の動向及び精米歩留りの変動を考慮して、幅を持って設定することとします。 具体的には、 ①　令和２／３年から令和６／７年までの需要実績（精米ベース）から、それぞれ当該年のインバウンド需要量を除いた上で、それぞれ当該年の人口で除し、各年の１人当たり消費量（精米）(推計値）を算出 ②　①の１人当たり消費量（精米）(推計値）について、直近５年平均値及び直近５年最大値を算出（なお、令和７／８年の１人当たり消費量については、算出した直近５年平均値及び直近５年最大値を直近のとう精数量の実績に基づき補正） ③　②で算出した各値に、令和７年及び令和８年の人口（推計値）を乗じ、令和７／８年又は令和８／９年のインバウンド需要量（推計値）を加えて需要見通し（精米ベース）を算出 します。 需要見通し（玄米ベース）は、精米歩留りの変動を考慮し、需要見通し（精米ベース）を、令和７／８年については令和６年産精米歩留り及び令和７年産精米歩留り（見込み）で、令和８／９年については想定される精米歩留りの直近５年平均値及び直近５年最小値で除して算出します。 結果は、図１及び表３のとおりとなります。	**第２　米穀の需給の見通しに関する事項** **１・２　（略）** **３　令和７／８年及び令和８／９年の需要見通し（推計値）** 令和７／８年及び令和８／９年の需要量については、近年の需要量が必ずしも減少していないことを踏まえ、直近の１人当たり消費量の実績、人口（推計値）、インバウンド需要量の動向及び精米歩留りの変動を考慮して、幅を持って設定することとします。 具体的には、 ①　令和２／３年から令和６／７年までの需要実績（精米ベース）から、それぞれ当該年のインバウンド需要量を除いた上で、それぞれ当該年の人口で除し、各年の１人当たり消費量（精米）(推計値）を算出 ②　①の１人当たり消費量（精米）(推計値）について、直近５年平均値及び直近５年最大値を算出（なお、令和７／８年の１人当たり消費量については、算出した直近５年最大値を直近のとう精数量の実績に基づき補正） ③　②で算出した各値に、令和７年及び令和８年の人口（推計値）を乗じ、令和７／８年又は令和８／９年のインバウンド需要量（推計値）を加えて需要見通し（精米ベース）を算出 します。 需要見通し（玄米ベース）は、精米歩留りの変動を考慮し、需要見通し（精米ベース）を、想定される精米歩留りの直近５年平均値及び直近５年最小値で除して算出します。 結果は、図１及び表３のとおりとなります。

図１　令和７／８年及び令和８／９年の需要見通しの算出方法

①　令和２／３年から令和６／７年までの各年の１人当たり消費量（精米）（推計値）を算出

	需要実績（万トン）		インバウンド需要量（万精米トン）②	人口（千人）③	１人当たり消費量（精米kg／人）（①－②）÷③
	玄米	精米①			
２／３年	704.0	631.3	0.0	126,146	50.0
３／４年	701.5	632.8	0.1	125,502	50.4
４／５年	691.1	622.3	1.9	124,947	49.7
５／６年	704.9	626.2	5.1	124,352	49.9
６／７年	712.7	635.0	5.7	123,802	50.8
				５年平均	50.2

注１：需要実績の玄米は、各年の基本指針において示した値であり、精米は、玄米の値に「精米歩留りの状況調査」による精米歩留り（例えば、６／７年の場合は、需要実績（玄米）のうち、令和６年７月から令和６年８月までの２か月分は令和５年産の精米歩留り、令和６年９月から令和７年６月までの10か月分は令和６年産の精米歩留り）を乗じた値である。

注２：インバウンド需要量は、日本政府観光局「訪日外客統計」及び観光庁「インバウンド消費動向調査（旧訪日外国人消費動向調査）」を基に算出した推計値である。

注３：人口は、総務省「人口推計」の各年10月１日現在の値である。

②　①で算出した１人当たり消費量（精米）（推計値）に人口（推計値）を乗じたものにインバウンド需要量（推計値）を加えて需要見通し（精米ベース）を算出

		令和７／８年	
		下位値	上位値
令和７／８年１人当たり消費量	①	50.2精米kg／人	50.8精米kg／人
１人当たり消費量補正値	②	98.37%	98.98%
令和７／８年１人当たり消費量（補正後）	③＝①×②	49.4精米kg／人	50.3精米kg／人
令和７年人口（推計値）	④	123,210千人	123,210千人
令和７／８年消費量	⑤＝③×④	608.1万精米トン	619.9万精米トン
令和７／８年インバウンド需要量（推計値）	⑥	6.1万精米トン	6.1万精米トン
令和７／８年需要見通し（精米）	⑦＝⑤＋⑥	614.2万精米トン	626.0万精米トン

図１　令和７／８年及び令和８／９年の需要見通しの算出方法

①　令和２／３年から令和６／７年までの各年の１人当たり消費量（精米）（推計値）を算出

	需要実績（万トン）		インバウンド需要量（万精米トン）②	人口（千人）③	１人当たり消費量（精米kg／人）（①－②）÷③
	玄米	精米①			
２／３年	704.0	631.3	0.0	126,146	50.0
３／４年	701.5	632.8	0.1	125,502	50.4
４／５年	691.1	622.3	1.9	124,947	49.7
５／６年	704.9	626.2	5.1	124,352	49.9
６／７年	712.7	635.0	5.7	123,802	50.8
				５年平均	50.2

注１：需要実績の玄米は、各年の基本指針において示した値であり、精米は、玄米の値に「精米歩留りの状況調査」による精米歩留り（例えば、６／７年の場合は、需要実績（玄米）のうち、令和６年７月から令和６年８月までの２か月分は令和５年産の精米歩留り、令和６年９月から令和７年６月までの10か月分は令和６年産の精米歩留り）を乗じた値である。

注２：インバウンド需要量は、日本政府観光局「訪日外客統計」及び観光庁「インバウンド消費動向調査（旧訪日外国人消費動向調査）」を基に算出した推計値である。

注３：人口は、総務省「人口推計」の各年10月１日現在の値である。

②　①で算出した１人当たり消費量（精米）（推計値）に人口（推計値）を乗じたものにインバウンド需要量（推計値）を加えて需要見通し（精米ベース）を算出

		令和７／８年	
		下位値	上位値
令和７／８年１人当たり消費量	①	50.2精米kg／人	50.7精米kg／人
（新設）			
（新設）			
令和７年人口（推計値）	②	123,170千人	123,170千人
令和７／８年消費量	③＝①×②	618.0万精米トン	624.8万精米トン
令和７／８年インバウンド需要量（推計値）	④	6.1万精米トン	6.1万精米トン
令和７／８年需要見通し（精米）	⑤＝③＋④	624.1万精米トン	630.9万精米トン

	令和８／９年	
	下位値	上位値
令和８／９年１人当たり消費量　①	50.2精米kg／人	50.8精米kg／人
令和８年人口（推計値）　②	122,609千人	122,609千人
令和８／９年消費量　③＝①×②	615.2万精米トン	623.3万精米トン
令和８／９年インバウンド需要量（推計値）　④	6.6万精米トン	6.6万精米トン
令和８／９年需要見通し（精米）　⑤＝③＋④	621.8万精米トン	629.9万精米トン

注１：令和７／８年及び令和８／９年１人当たり消費量の下位値には、①で算出した１人当たり消費量（精米）（推計値）の直近５年平均値、上位値には、①で算出した１人当たり消費量（精米）（推計値）の直近５年最大値の値。

注２：令和７／８年の１人当たり消費量補正値は、需要実績の直近３年平均値に占める令和７／８年のとう精数量を加味した需要見込みの割合である。

注３：令和７年人口（推計値）は、「人口推計（総務省、令和７年10月公表）」の総人口（令和７年10月１日現在（概算値）。以下「令和７年10月現在人口」という。）の値。

令和８年人口（推計値）は、令和７年10月現在人口に、「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、令和５年４月公表）」の令和７年10月１日から令和８年10月１日までの総人口（出生中位・死亡中位推計）の減少率を乗じて算出した値。

注４：令和７／８年及び令和８／９年インバウンド需要量（推計値）は、訪日外国人数を政府目標（2030年に6,000万人）に向かって増加すると仮定した場合の当該期間の訪日人数に、令和６／７年の１人当たりの平均泊数、米食回数を１泊当たり２回及び１食あたり78ｇ（ＦＡＯ供給熱量データに基づき推定）を乗じて算出した値。

③　精米歩留りの変動を考慮し、需要見通し（玄米ベース）を算出

精米歩留り	
３年産	90.3%
４年産	90.0%
５年産	88.6%
６年産	89.2%
７年産	88.8%
５年平均	89.4%

注：精米歩留りは、「精米歩留りの状況調査（令和８年１月末時点）」の値である。

	令和８／９年	
	下位値	上位値
令和８／９年１人当たり消費量　①	50.2精米kg／人	50.8精米kg／人
令和８年人口（推計値）　②	122,569千人	122,569千人
令和８／９年消費量　③＝①×②	615.0万精米トン	623.0万精米トン
令和８／９年インバウンド需要量（推計値）　④	6.6万精米トン	6.6万精米トン
令和８／９年需要見通し（精米）　⑤＝③＋④	621.6万精米トン	629.6万精米トン

注１：令和７／８年及び令和８／９年１人当たり消費量の下位値には、①で算出した１人当たり消費量（精米）（推計値）の直近５年平均値、上位値には、①で算出した１人当たり消費量（精米）（推計値）の直近５年最大値の値。

なお、令和７／８年の上位値については、令和７年７月及び８月のとう精実績が直近３年平均値と比較して0.42％減少していることから、これに需要量全体に占めるとう精数量見込みの割合を乗じて得た減少率（0.20％）により、１人当たり消費量（精米）の直近５年最大値の補正を行っている（50.8精米kg／人×（１－0.20％）＝50.7精米kg／人）。

（新設）

注２：令和７年人口（推計値）は、「人口推計（総務省、令和７年９月公表）」の総人口（令和７年９月１日現在（概算値）。以下「令和７年９月現在人口」という。）の値。

令和８年人口（推計値）は、令和７年９月現在人口に、「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、令和５年４月公表）」の令和７年10月１日から令和８年10月１日までの総人口（出生中位・死亡中位推計）の減少率を乗じて算出した値。

注３：令和７／８年及び令和８／９年インバウンド需要量（推計値）は、訪日外国人数を政府目標（2030年に6,000万人）に向かって増加すると仮定した場合の当該期間の訪日人数に、令和６／７年の１人当たりの平均泊数、米食回数を１泊当たり２回及び１食あたり78ｇ（ＦＡＯ供給熱量データに基づき推定）を乗じて算出した値。

③　精米歩留りの変動を考慮し、需要見通し（玄米ベース）を算出

精米歩留り	
２年産	89.7%
３年産	90.3%
４年産	90.0%
５年産	88.6%
６年産	89.2%
５年平均	89.6%

注：精米歩留りは、「精米歩留りの状況調査（令和７年６月末時点）」の値である。

	令和７／８年	
	下位値	上位値
令和７／８年需要見通し（精米）　①	614.2万精米トン	626.0万精米トン
令和６年産精米歩留り　② （令和７年７月～令和７年８月）	89.2%	89.2%
令和７年産精米歩留り（見込み）　② （令和７年９月～令和８年６月）	88.8%	88.8%
令和７／８年需要見通し（玄米）　③＝①÷②[注1]	691.2万玄米トン	704.4万玄米トン

	令和８／９年	
	下位値	上位値
令和８／９年需要見通し（精米）　①	621.8万精米トン	629.9万精米トン
令和８年産精米歩留り（見込み）　②[注2]	89.4%	88.6%
令和８／９年需要見通し（玄米）　③＝①÷②	695.7万玄米トン	710.9万玄米トン

注１：令和７／８年需要見通し（玄米）は、令和７／８年需要見通し（精米）のうち、令和７年７月から令和７年８月までの２か月分は令和６年産精米歩留りで算出し、令和７年９月から令和８年６月までの10か月分は令和７年産精米歩留り（見込み）で算出した合計値である。

注２：令和８年産精米歩留り（見込み）の下位値には直近５年平均の値、上位値には直近５年最小値の値を用いる。

表３　令和７／８年及び令和８／９年の需要見通し（推計値）

令和７／８年	玄米ベース	691万玄米トン～704万玄米トン
	精米ベース	614万精米トン～626万精米トン
令和８／９年	玄米ベース	696万玄米トン～711万玄米トン
	精米ベース	622万精米トン～630万精米トン

	令和７／８年	
	下位値	上位値
令和７／８年需要見通し（精米）　①	624.1万精米トン	630.9万精米トン
令和６年産精米歩留り　② （令和７年７月～令和７年８月）	89.2%	89.2%
令和７年産精米歩留り（見込み）　②[注1] （令和７年９月～令和８年６月）	89.6%	88.6%
令和７／８年需要見通し（玄米）　③＝①÷②[注2]	697.4万玄米トン	711.3万玄米トン

	令和８／９年	
	下位値	上位値
令和８／９年需要見通し（精米）　①	621.6万精米トン	629.6万精米トン
令和８年産精米歩留り（見込み）　②[注1]	89.6%	88.6%
令和８／９年需要見通し（玄米）　③＝①÷②	694.1万玄米トン	710.7万玄米トン

注１：令和７年産及び令和８年産精米歩留り（見込み）の下位値には、直近５年平均の値、上位値には、直近５年最小値の値を用いる。

注２：令和７／８年需要見通し（玄米）は、令和７／８年需要見通し（精米）のうち、令和７年７月から令和７年８月までの２か月分は令和６年産精米歩留りで算出し、令和７年９月から令和８年６月までの10か月分は令和７年産精米歩留り（見込み）で算出した合計値である。

表３　令和７／８年及び令和８／９年の需要見通し（推計値）

令和７／８年	玄米ベース	697万玄米トン～711万玄米トン
	精米ベース	624万精米トン～631万精米トン
令和８／９年	玄米ベース	694万玄米トン～711万玄米トン
	精米ベース	622万精米トン～630万精米トン

４　令和７年産及び令和８年産の主食用米等の生産量の見通し（推計値）

令和７年産主食用米等の生産量の見通し（玄米ベース）は、令和７年産水稲の収穫量（主食用）（確報）のうち、生産者ふるい目幅（1.80㎜～1.90㎜）以上の収穫量718万玄米トンに、生産者ふるい目幅未満のうち主食用への供給が見込まれる29万玄米トンを加えた747万玄米トンです。

また、令和８年産主食用米等の生産量の見通し（玄米ベース）は、３により算出した令和８／９年の需要見通し（推計値）の上位値である711万玄米トンと設定します。

生産量の見通し（精米ベース）は、精米歩留りの変動を考慮し、生産量の見通し（玄米ベース）に、令和７年産については令和７年産の精米歩留り（見込み）を、令和８年産については想定される精米歩留りの直近５年最小値及び直近５年平均値を乗じて算出します。

結果は、表４のとおりとなります。

表４　令和７年産及び令和８年産の主食用米等の生産量の見通し（推計値）

令和7年産	玄米ベース	747万玄米トン
	精米ベース	663万精米トン
令和8年産	玄米ベース	711万玄米トン
	精米ベース	630万精米トン～635万精米トン

５　令和７／８年及び令和８／９年の需給見通し

令和７／８年及び令和８／９年の需給見通しは、表５のとおりです。

⑴　令和７／８年の需給見通し

【玄米ベース】

①　供給量

ア　令和７年６月末の民間在庫量（確定値）は、155万玄米トンです。

イ　令和７年産主食用米等の生産量は、747万玄米トンです。

ウ　令和７／８年の政府備蓄米供給量は、23万玄米トンの見通しです。

エ　この結果、令和７／８年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、925万玄米トンとなります。

②　需要量

令和７／８年の主食用米等の需要量の見通しは、691万玄米トンから704万玄米トンです。

③　令和８年６月末の民間在庫量

令和８年６月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して、221万玄米トンから234万玄米トンと見通されます。

４　令和７年産及び令和８年産の主食用米等の生産量の見通し（推計値）

令和７年産主食用米等の生産量の見通し（玄米ベース）は、令和７年９月25日現在の予想収穫量（主食用）のうち、生産者ふるい目幅（1.85㎜、1.90㎜等）以上の予想収穫量の715万玄米トンに、生産者ふるい目幅未満のうち主食用への供給が見込まれる32万玄米トンを加えた748万玄米トンです。

また、令和８年産主食用米等の生産量の見通し（玄米ベース）は、３により算出した令和８／９年の需要見通し（推計値）の上位値である711万玄米トンと設定します。

生産量の見通し（精米ベース）は、精米歩留りの変動を考慮し、生産量の見通し（玄米ベース）に、想定される精米歩留りの直近５年最小値及び直近５年平均値を乗じて算出します。

結果は、表４のとおりとなります。

表４　令和７年産及び令和８年産の主食用米等の生産量の見通し（推計値）

令和7年産	玄米ベース	748万玄米トン
	精米ベース	662万精米トン～670万精米トン
令和8年産	玄米ベース	711万玄米トン
	精米ベース	630万精米トン～637万精米トン

５　令和７／８年及び令和８／９年の需給見通し

令和７／８年及び令和８／９年の需給見通しは、表５のとおりです。

⑴　令和７／８年の需給見通し

【玄米ベース】

①　供給量

ア　令和７年６月末の民間在庫量（確定値）は、155万玄米トンです。

イ　令和７年産主食用米等の生産量は、748万玄米トンです。

ウ　令和７／８年の政府備蓄米供給量は、23万玄米トンの見通しです。

エ　この結果、令和７／８年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、926万玄米トンとなります。

②　需要量

令和７／８年の主食用米等の需要量の見通しは、697万玄米トンから711万玄米トンです。

③　令和８年６月末の民間在庫量

令和８年６月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して、215万玄米トンから229万玄米トンと見通されます。

【精米ベース】
① 供給量
ア　令和７年６月末の民間在庫量（確定値）は、138万精米トンです。
イ　令和７年産主食用米等の生産量は、663万精米トンです。
ウ　令和７／８年の政府備蓄米供給量は、21万精米トンの見通しです。
エ　この結果、令和７／８年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、823万精米トンとなります。
② 需要量
令和７／８年の主食用米等の需要量の見通しは、614万精米トンから626万精米トンです。
③ 令和８年６月末の民間在庫量
令和８年６月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して、197万精米トンから208万精米トンと見通されます。
⑵ 令和８／９年の需給見通し
【玄米ベース】
① 供給量
ア　令和８年６月末の民間在庫量は、221万玄米トンから234万玄米トンと見通されます。
イ　令和８年産主食用米等の生産量は、711万玄米トンと設定します。
ウ　この結果、令和８／９年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、932万玄米トンから945万玄米トンとなります。
② 需要量
令和８／９年の主食用米等の需要量の見通しは、696万玄米トンから711万玄米トンです。
③ 令和９年６月末の民間在庫量
令和９年６月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して、221万玄米トンから249万玄米トンと見通されます。
【精米ベース】
① 供給量
ア　令和８年６月末の民間在庫量は、197万精米トンから208万精米トンと見通されます。
イ　令和８年産主食用米等の生産量は、630万精米トンから635万精米トンと設定します。
ウ　この結果、令和８／９年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、826万精米トンから844万精米トンとなります。
② 需要量
令和８／９年の主食用米等の需要量の見通しは、622万精米トンから630万精米トンです。
③ 令和９年６月末の民間在庫量
令和９年６月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して、196万精米トンから222万精米トンと見通されます。
【作付意向調査（令和８年１月末時点）を踏まえた見通し】
令和８年１月末時点の作付意向では、主食用米の作付意向は136.1万ha、備蓄米の作付意向は1.4万haであり、1.70㎜ふるい目幅の直近５年中最大と最小を除く３年の平均の単収（538kg／10ａ）を用いて計算すると、主食用米の生産量は732万玄米トン、備蓄米の生産量は８万玄米トンに相当します。これに令和８年産備蓄米の買入予定数量（21万玄米トン）を考慮して算出すると、令和８年産生産量は玄米ベースでは、719万玄米トンから732万玄米トン、精米ベースでは、637万精米トンから654万精米トンの見通しとなり、これを踏まえた見通しについて、表５右に示しています。

【精米ベース】
① 供給量
ア　令和７年６月末の民間在庫量（確定値）は、138万精米トンです。
イ　令和７年産主食用米等の生産量は、662万精米トンから670万精米トンです。
ウ　令和７／８年の政府備蓄米供給量は、21万精米トンの見通しです。
エ　この結果、令和７／８年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、822万精米トンから829万精米トンとなります。
② 需要量
令和７／８年の主食用米等の需要量の見通しは、624万精米トンから631万精米トンです。
③ 令和８年６月末の民間在庫量
令和８年６月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して、191万精米トンから205万精米トンと見通されます。
⑵ 令和８／９年の需給見通し
【玄米ベース】
① 供給量
ア　令和８年６月末の民間在庫量は、215万玄米トンから229万玄米トンと見通されます。
イ　令和８年産主食用米等の生産量は、711万玄米トンと設定します。
ウ　この結果、令和８／９年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、926万玄米トンから939万玄米トンとなります。
② 需要量
令和８／９年の主食用米等の需要量の見通しは、694万玄米トンから711万玄米トンです。
③ 令和９年６月末の民間在庫量
令和９年６月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して、215万玄米トンから245万玄米トンと見通されます。
【精米ベース】
① 供給量
ア　令和８年６月末の民間在庫量は、191万精米トンから205万精米トンと見通されます。
イ　令和８年産主食用米等の生産量は、630万精米トンから637万精米トンと設定します。
ウ　この結果、令和８／９年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、821万精米トンから841万精米トンとなります。
② 需要量
令和８／９年の主食用米等の需要量の見通しは、622万精米トンから630万精米トンです。
③ 令和９年６月末の民間在庫量
令和９年６月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して、191万精米トンから220万精米トンと見通されます。
（新設）

表５　令和７／８年及び令和８／９年の主食用米等の需給見通し

			玄米ベース（万トン（玄米））	精米ベース（万トン（精米））
令和７／８年	令和7年6月末民間在庫量	A	155	138
	令和7年産主食用米等生産量	B＝C＋D	747	663
	うち生産者ふるい目幅以上	C	718	
	うち生産者ふるい目幅未満のうち、主食用米への供給見込量	D	29	
	令和7/8年政府備蓄米供給量	E	23	21
	令和7/8年主食用米等供給量計	F＝A＋B＋E	925	823
	令和7/8年主食用米等需要量	G	691～704	614～626
	令和8年6月末民間在庫量	H＝F－G	221～234	197～208

作付意向調査（令和8年1月末時点）を踏まえた見通し

			玄米ベース（万トン（玄米））	精米ベース（万トン（精米））	玄米ベース（万トン（玄米））	精米ベース（万トン（精米））
令和８／９年	令和8年6月末民間在庫量	H	221～234	197～208	221～234	197～208
	令和8年産主食用米等生産量	I	711	630～635	719～732	637～654
	令和8/9年主食用米等供給量計	J＝H＋I	932～945	826～844	940～966	834～863
	令和8/9年主食用米等需要量	K	696～711	622～630	696～711	622～630
	令和9年6月末民間在庫量	L＝J－K	221～249	196～222	229～271	204～241

注：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

なお、事前契約による令和８年産備蓄米の政府買入れは21万玄米トンを予定します。これは、上記の令和８年産主食用米等生産量には含まれていません。

また、政府備蓄米の売渡し（全体で59万トン予定）に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行います。

上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第４の２のＳＢＳ方式や枠外の民間輸入（令和６／７年：約４万実トン）による輸入米は含まれません。

上記の需給の見通しについては、今後の生産量や需要量の変動の把握に努め、必要に応じて柔軟に見直していきます。

第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

１　（略）

２　令和７／８年及び令和８／９年の備蓄運営

⑴　令和７／８年の備蓄運営

令和７年産米の備蓄米としての買入れについては、需給状況にかんがみ、中止しました。

政府備蓄米の売渡し（全体で59万トン予定）に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行います。

また、備蓄量については、主食用としての備蓄米の売渡し（59万トン）及び加工原材料用としての備蓄米の売渡し（５万トン）により、32万トンとなります。

⑵　令和８／９年の備蓄運営

令和８年産米の備蓄米としての買入れについては、21万トンを予定します。

政府備蓄米の売渡しに係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行います。

こうした状況を踏まえつつ、着実な備蓄水準の回復に向け、今後の備蓄運営を適正かつ効率的に行います。

表５　令和７／８年及び令和８／９年の主食用米等の需給見通し

			玄米ベース（万トン（玄米））	精米ベース（万トン（精米））
令和７／８年	令和7年6月末民間在庫量	A	155	138
	令和7年産主食用米等生産量	B＝C＋D	748	662～670
	うち生産者ふるい目幅以上	C	715	
	うち生産者ふるい目幅未満のうち、主食用米への供給見込量	D	32	
	令和7/8年政府備蓄米供給量	E	23	21
	令和7/8年主食用米等供給量計	F＝A＋B＋E	926	822～829
	令和7/8年主食用米等需要量	G	697～711	624～631
	令和8年6月末民間在庫量	H＝F－G	215～229	191～205

			玄米ベース（万トン（玄米））	精米ベース（万トン（精米））
令和８／９年	令和8年6月末民間在庫量	H	215～229	191～205
	令和8年産主食用米等生産量	I	711	630～637
	令和8/9年主食用米等供給量計	J＝H＋I	926～939	821～841
	令和8/9年主食用米等需要量	K	694～711	622～630
	令和9年6月末民間在庫量	L＝J－K	215～245	191～220

注：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

なお、事前契約による令和８年産備蓄米の政府買入れは21万玄米トンを予定します。これは、上記の令和８年産主食用米等生産量には含まれていません。

また、政府備蓄米の売渡し（全体で59万トン予定）に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行います。

上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第４の２のＳＢＳ方式や枠外の民間輸入（令和６／７年：約４万実トン）による輸入米は含まれません。

上記の需給の見通しについては、今後の生産量や需要量の変動の把握に努め、必要に応じて柔軟に見直していきます。

第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

１　（略）

２　令和７／８年及び令和８／９年の備蓄運営

⑴　令和７／８年の備蓄運営

令和７年産米の備蓄米としての買入れについては、需給状況にかんがみ、当面中止しています。

政府備蓄米の売渡し（全体で59万トン予定）に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行います。

また、備蓄量については、現在行っている主食用としての備蓄米の売渡予定数量（59万トン）及び加工原材料用としての備蓄米の売渡予定数量（7.5万トン）を全て売り渡した場合、29.5万トンとなります。

⑵　令和８／９年の備蓄運営

令和８年産米の備蓄米としての買入れについては、21万トンを予定します。

政府備蓄米の売渡しに係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行います。

こうした状況を踏まえた今後の備蓄運営については、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。

第４　米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成７年度からガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成５年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

１　令和７会計年度の輸入状況

令和７会計年度においては、令和７年３月の基本指針に基づき、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちＳＢＳ（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びＣＰＴＰＰ協定に基づく7,200トン（ＳＢＳ方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちＳＢＳ方式による輸入10万トン）を買い付けるとともに、ＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入についても全量を買い付けました。

２　令和８会計年度の輸入方針

令和８会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、ＷＴＯ農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちＳＢＳ方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、ＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入については、ＳＢＳ方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間7,440トンとします。

太平洋広域漁業調整委員会指示第五十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十一条第一項の規定に基づき、きんめだい底刺し網漁業について、次のとおり指示する。

令和八年二月十七日

太平洋広域漁業調整委員会　会長　北門　利英

太平洋広域漁業調整委員会によるきんめだい底刺し網漁業の承認に係る委員会指示

１　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　「規制海域」　北緯三十五度の緯線が本州東岸の最大高潮時海岸線と接する点から正東の線以南、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）

ア　和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

イ　東経百三十三度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

⑵　「きんめだい底刺し網漁業」　次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であって、動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業

イ　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六十条第五項に規定する共同漁業

ロ　法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ハ　法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業

２　操業の承認

規制海域において令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間で、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

３　承認証の交付及び備付け義務

⑴　委員会は、２の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

⑵　前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

４　承認番号の表示

２の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る漁業に使用してはならない。

５　漁獲成績報告書

２の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

６　取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

７　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年二月十七日から令和九年五月三十一日までとする。

第４　米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成７年度からガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成５年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

１　令和６会計年度の輸入状況

令和６会計年度においては、令和６年３月の基本指針に基づき、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちＳＢＳ（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びＣＰＴＰＰ協定に基づく6,960トン（ＳＢＳ方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちＳＢＳ方式による輸入10万トン）を買い付けるとともに、ＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入についても全量を買い付けました。

２　令和７会計年度の輸入方針

令和７会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、ＷＴＯ農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちＳＢＳ方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、ＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入については、ＳＢＳ方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間7,200トンとします。

別記様式第一号

きんめだい底刺し網漁業承認証

承認番号				
漁業者	住　所			
	氏名又は名称			
船舶	船名		総トン数	
	漁船 登録番号		使用権の 種類	
漁業根拠地				
操業承認期間	年　月　日から　　年　月　日まで			

年　月　日

太平洋広域漁業調整委員会会長

別記様式第二号

太広委底〇〇〇

備考各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

（１）〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。

（２）大きさは15センチメートル以上、太さは３センチメートル以上、間隔は４センチメートル以上とする。

（３）文字及び数字は黒色とする。

（記載例）

太広委底１



太平洋広域漁業調整委員会指示第五十四号

漁業法第百二十一条第一項の規定に基づき、太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号の一部を次のように改正する。

令和八年二月十七日

太平洋広域漁業調整委員会　会長　北門　利英

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　定義 （略） 二　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 （略） 三　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 1　遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を、次に掲げる期間ごとに、一人一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。 (一)　四月及び五月 (二)　六月及び七月 (三)　八月及び九月 (四)　十月及び十一月 (五)　十二月及び一月 (六)　二月及び三月 2　（略） 3　（略） 四　報告 （略） 五　指示の有効期間 （略） 六　その他 （略）	一　定義 （略） 二　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 （略） 三　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 1　遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。 2　（略） 3　（略） 四　報告 （略） 五　指示の有効期間 （略） 六　その他 （略）

附　則

1　この指示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この指示の施行の日前に漁業法第百二十条第四項において読み替えて準用する同法第百二十条第十一項の規定により命ぜられた事項については、この指示による改正後の太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号の三の1の規定にかかわらず、改正前の三の1の規定を適用する。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十一条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

令和八年二月二十六日

日本海・九州西広域漁業調整委員会　会長　田中　栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による九州・山口北西海域とらふぐはえ縄漁業の承認・届出及び操業期間の制限等に係る委員会指示

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「規制海域」　東経百三十一度四十一分三十五秒の線以西の海域のうち、熊本県天草市魚貫崎から長崎県五島市富江町笠山崎に至る直線、長崎県五島市富江町笠山崎正西の線及び熊本県天草市魚貫崎正東の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋、瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。

(2)　「とらふぐはえ縄漁業」　動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業

(3)　「浮縄」　とらふぐはえ縄漁業において、海中を移動するはえ縄を用いて操業する漁法

(4)　「底縄」　とらふぐはえ縄漁業において、海中に固定するはえ縄を用いて操業する漁法

2　操業の承認

規制海域において、令和八年五月一日から令和九年四月三十日の間に総トン数五トン以上の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3　承認隻数の上限

次の表の上欄に掲げる県ごとに、下欄に掲げる承認隻数の上限を定める。

県名	承認隻数上限
山口県	五十八　隻
福岡県	八十六　隻
佐賀県	二十二　隻
長崎県	九十五　隻
熊本県	一　隻
広島県	九　隻

4　承認証の交付及び備付け義務

(1)　委員会は、２の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

(2)　前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

5　承認番号の表示

２の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業に使用してはならない。

6　承認の取消

委員会は、２の承認を受けた者が、この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

7　操業の届出

規制海域において、総トン数五トン未満の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、委員会へ届け出なければならない。

8　操業期間の制限

規制海域においてとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる漁法ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、操業をしてはならない。

区域	漁法	期間
A海域 北緯三十四度四十分四十．三秒、東経百三十一度四十一分三十五秒の点から北西の線以東の海域	浮縄	令和八年五月一日から十二月九日まで及び令和九年三月二十一日から四月三十日まで
	底縄	令和八年五月一日から八月三十一日まで及び令和九年四月一日から四月三十日まで
B海域 次に掲げる線以東の規制海域。ただし、A海域を除く。 一　東経百二十九度四十分の線と長崎県壱岐市湯本湾の最大高潮時海岸線との交点（次号において「A点」という。）から正北の線 二　A点から長崎県壱岐市筒城崎に至る直線及び長崎県壱岐市筒城崎から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎に至る直線を結んだ線	浮縄	令和八年五月一日から十一月三十日まで及び令和九年三月二十一日から四月三十日まで
	底縄	令和八年五月一日から八月三十一日まで及び令和九年四月一日から四月三十日まで
C海域 規制海域のうち、A海域、B海域、D海域、E海域を除く海域	浮縄	令和八年五月一日から九月三十日まで及び令和九年三月二十一日から四月三十日まで
	底縄	令和八年五月一日から九月三十日まで及び令和九年四月一日から四月三十日まで
D海域 次に掲げる線によって囲まれた海域 一　北緯三十三度四分の線 二　北緯三十三度三十分の線 三　東経百二十九度十分の線 四　東経百二十九度二十分の線	浮縄	令和八年五月一日から十月三十一日まで及び令和九年四月一日から四月三十日まで
	底縄	令和八年五月一日から十月三十一日まで及び令和九年四月一日から四月三十日まで
E海域 次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海域 一　長崎県長崎市権現山三角点から同県同市大立神灯台に至る直線 二　長崎県長崎市大立神灯台から熊本県天草市魚貫崎に至る直線 三　長崎県南島原市瀬詰崎から熊本県天草市天神山に至る直線	浮縄	令和八年五月一日から十一月五日まで及び令和九年四月六日から四月三十日まで
	底縄	令和八年五月一日から十一月五日まで及び令和九年四月六日から四月三十日まで

（表中の緯度・経度は日本測地系）

9　小型魚の再放流

とらふぐはえ縄漁業を営む者は、規制海域においては全長三十センチメートル以下のとらふぐは、直ちに放流しなければならない。

10　漁獲成績報告書

２の承認を受けた者及び7の届出をした者は、当該承認又は届出に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

11　取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認及び届出等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

12　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年五月一日から令和九年五月三十一日までとする。

別記様式第一号

とらふぐはえ縄漁業承認証

承認番号				
漁　業　者	住　　所			
	氏名又は名称			
船　　舶	船　　名		総トン数	
	漁船登録番号		使用権の種類	
漁業の方法				
漁業根拠地				
承認期間				

年　　月　　日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長

（記載例）

とらふぐはえ縄漁業承認証

承認番号	広委第１００１号			
漁　業　者	住　　所	山口県萩市山川町１番２号		
	氏名又は名称	山口太郎		
船　　舶	船　　名	山口丸	総トン数	１０トン
	漁船登録番号	ＹＧ２－１２３	使用権の種類	自己所有船
漁業の方法	底縄			
漁業根拠地	山口県萩市			
承認期間	令和８年施行日から令和９年４月３０日まで			

令和　　年　　月　　日

（※施行日）

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長

別記様式第二号

広委○○○

備考　各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

（１）○○○の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。

（２）大きさは１２センチメートル大以上、太さは２．４センチメートル以上、間隔は３．２センチメートル以上とする。

（３）文字及び数字は黒色とする。

（４）船舶の規模によっては、二段書きによる承認番号の表示も可とする。

（記載例１）　（記載例２）

広委１００２　　広委
１００２

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十一条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

令和八年二月二十六日　　日本海・九州西広域漁業調整委員会　会長　田中　栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による有明海がざみため網その他すくい網の採捕禁止期間に係る委員会指示

1　指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条第一項に規定する有明海において、令和八年六月一日から同年六月十五日までの間は、ため網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十六号

漁業法第百二十一条第一項の規定に基づき、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十六日　　日本海・九州西広域漁業調整委員会　会長　田中　栄次

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　定義 （略） 二　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 （略） 三　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 1　遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ（大型魚）を、次に掲げる期間ごとに、一人一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。 (一)　四月及び五月 (二)　六月及び七月 (三)　八月及び九月 (四)　十月及び十一月 (五)　十二月及び一月 (六)　二月及び三月 2　（略） 3　（略） 四　報告 （略） 五　指示の有効期間 （略） 六　その他 （略）	一　定義 （略） 二　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 （略） 三　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 1　遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。 2　（略） 3　（略） 四　報告 （略） 五　指示の有効期間 （略） 六　その他 （略）

附　則

1　この指示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この指示の施行の日前に漁業法第百二十条第四項において読み替えて準用する同法第百二十条第十一項の規定により命ぜられた事項については、この指示による改正後の日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号の三の1の規定にかかわらず、改正前の三の1の規定を適用する。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十一条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和八年三月五日　瀬戸内海広域漁業調整委員会　会長　脇田　和美

瀬戸内海広域漁業調整委員会によるさわらを対象とした漁業に係る委員会指示

1　定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	大阪湾
次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一　和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 二　大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 三　兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 四　小鳴門水道東口小鳴門橋	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一　大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 二　兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線

播磨灘	備讃瀬戸	燧灘	安芸灘	伊予灘
次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一　兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 二　兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 三　小鳴門水道東口小鳴門橋 四　岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 五　香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一　岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 二　香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線 三　広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一　広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線 二　広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 三　広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線	次に掲げる海域一及び二を合わせた海域 一　次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭埼灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線 エ：愛媛県松山市興居島頭埼灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線 オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線 カ：愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線 キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線 ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線 ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島櫛崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線 二　一の線イ、次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、広島県海域 コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一　広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 二　広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線

	三　愛媛県佐田岬灯台と大分県関埼灯台を結んだ線 四　山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 五　山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線
周防灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一　山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 二　山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三　山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司埼灯台を結んだ線

2　網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3　区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあって、下欄に掲げる制限を設ける。

区域	期間	制限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで（ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで）	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで（ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで）	さわらを目的とした操業の禁止（ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く）
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長（以下「委員会会長」という。）が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで（ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで）	さわらを目的とした操業の禁止
燧灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
		さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする
安芸灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
伊予灘	五月十六日から六月十五日まで	さわらを目的とした操業の禁止
周防灘	五月一日から五月三十一日まで	さわらを目的とした操業の禁止

4　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十三号

漁業法第百二十一条第一項の規定に基づき、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号の一部を次のように改正する。

令和八年三月五日　瀬戸内海広域漁業調整委員会　会長　脇田　和美

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　定義 （略） 二　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 （略） 三　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 1　遊漁者は、瀬戸内海において採捕したくろまぐろ（大型魚）を、次に掲げる期間ごとに、一人一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。 (一)　四月及び五月 (二)　六月及び七月 (三)　八月及び九月 (四)　十月及び十一月 (五)　十二月及び一月 (六)　二月及び三月 2　（略） 3　（略） 四　報告 （略） 五　指示の有効期間 （略） 六　その他 （略）	一　定義 （略） 二　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 （略） 三　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 1　遊漁者は、瀬戸内海において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。 2　（略） 3　（略） 四　報告 （略） 五　指示の有効期間 （略） 六　その他 （略）

附　則

1　この指示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この指示の施行の日前に漁業法第百二十条第四項において読み替えて準用する同法第百二十条第十一項の規定により命ぜられた事項については、この指示による改正後の瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号の三の1の規定にかかわらず、改正前の三の1の規定を適用する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

会社その他の公告

解散公告

当法人は、令和八年三月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

北海道千歳市文京一丁目一番地の四ウイングス五―一二一

特定非営利活動法人高森道場

清算人　高森　浩義

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

北海道上川郡清水町字羽帯南四線八八番地

佐藤農業株式会社

代表清算人　佐藤　裕一

解散公告

当社は、令和八年一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

札幌市南区藤野二条五丁目八番六号スイートC

パワーリフト株式会社

代表清算人　ペスカ真由美

解散公告

当社は、令和八年三月十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

北海道小樽市入船四丁目三五番二〇号

吉祥株式会社

代表清算人　長堀オリガヨシヤーソブナ

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

岩手県盛岡市中野二丁目五番一八号

有限会社古谷建設

清算人　古谷　幸夫

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

仙台市宮城野区出花二丁目四番地の五

株式会社ビルキャスト

代表清算人　佐々木喜信

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年三月二十五日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

宮城県加美郡色麻町大字下本町三六番地

有限会社ロック・グリーン

清算人　高橋　三夫

解散公告

当法人は、令和八年二月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

秋田県能代市畠町一〇番二号

特定非営利活動法人ノースウインド

清算人　納谷　雅胤

解散公告

当会社は、令和八年一月八日開催の臨時株主総会の決議により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

山形県鶴岡市播磨字助郷九番地

有限会社パンハウス庄内

清算人　佐藤　治久

解散公告

当法人は、令和八年二月七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

山形市立谷川二丁目四八六番地の一四

一般社団法人当たり前グランプリ

代表清算人　植村　義弘

解散公告

当組合は、存続期間の満了により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

茨城県行方市手賀七八六―三

有限責任事業組合コイ種苗生産グループ

清算人　理﨑　茂男

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

埼玉県朝霞市三原二―四―三三

ＯＫＡ　Ｐｅｒｆｕｍｅ株式会社

代表清算人　齋藤　久美

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

埼玉県狭山市大字北入曽一五〇八番地の四

八フラワーヒル七三―一二

株式会社藤原耐震設計

代表清算人　藤原　英雄

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

埼玉県飯能市新町三〇番三号

株式会社武久

代表清算人　武久　正子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

埼玉県さいたま市中央区下落合六丁目一九番三号

株式会社ジャロック

代表清算人　牧野　宜子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

埼玉県草加市氷川町二一六六番四パティオ・フローラ一七号室

ミライズ株式会社

代表清算人　沢目　正也

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

千葉県八千代市八千代台西五丁目一番地六

株式会社フェイスフル

代表清算人　保坂　美夏

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都新宿区下宮比町一番四号

一般社団法人ジェイ・エイチ・キュー

代表清算人　河原　洋一

解散公告

当社は、令和八年三月二十九日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都千代田区霞が関三丁目三番一号尚友会館六階

ＤＳＣ開発株式会社

代表清算人　本間　徹

解散公告

当社は、令和八年三月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都中央区日本橋本町一丁目四番九号

株式会社フラワー

代表清算人　宮坂　文一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都新宿区下宮比町一番四号

株式会社ＥＳ５６

代表清算人　大串　啓介

解散公告

当社は、令和八年二月一日総社員の同意により同日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都港区南青山五丁目一七番二号

合同会社ＩＮＮＯＶＥＸ

清算人　鈴木　準

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都新宿区下宮比町一番四号

合同会社ジェイ・エス・イー

清算人　神永　信吾

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和八年四月十日

東京都港区北青山一丁目三番一号

株式会社ＳＨＯＢＥ

代表清算人　西川　貴紀

解散公告

当協会は、令和八年三月二十六日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当協会に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都新宿区住吉町一番一五号

一般社団法人東京都自動車事業振興協会

代表清算人　緑川　和男

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都新宿区下宮比町一番四号

一般社団法人ジェイ・エイチ・エヌ

代表清算人　河原　洋一

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都新宿区新宿一丁目三六番二号新宿第七葉山ビル三階

イングリッシュファクトリ合同会社

清算人　斎藤　晃

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都江東区塩浜一丁目一番一三―八〇一号

有限会社ラマーノ

清算人　中川　謙

解散公告

当法人は、令和七年十二月五日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都千代田区神田錦町三丁目二一番地

特定非営利活動法人さとのば

清算人　信岡　良亮

解散公告

当社は、令和八年三月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都豊島区長崎二丁目六番一三号

株式会社匠建設

代表清算人　加藤　千香

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都新宿区下宮比町一番四号

合同会社ジェイ・イー・エヌ

清算人　神永　信吾

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ

ＦＬＹＩＮＧ　ＰＥＡＣＥ合同会社

清算人　藤元　翔平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都港区南青山二丁目二番一五―八二五号

丸平産業株式会社

代表清算人　鈴木　大亮

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都練馬区旭丘一丁目五七番一五号

株式会社藤太郎企画

代表清算人　辻　裕一

解散公告

当社は、令和八年三月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都港区浜松町二丁目三番一号

千葉アイエスイソ株式会社

代表清算人　廣澤　徳幸

解散公告

当社は、令和八年一月二十一日開催の社員総会にて、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都港区南青山二―二―一五

Ｓｏｌｕｔｉｏｎ―Ｘ合同会社

代表清算人　若杉　健一

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都豊島区千川一丁目二一番八号

株式会社田口ガラス巧芸

代表清算人　篠木　功

解散公告

当社は、令和八年四月一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都台東区浅草一丁目一三番四号

有限会社山田あづま屋

清算人　山田　誠

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都目黒区洗足二丁目一六番一九号

合同会社シャロンテック草加

清算人　福山　博之

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一六番一〇号渋谷ＤＴビル八Ｆ

株式会社ＢｉＳＨ

代表清算人　佐藤　毅

解散公告

当社は、令和八年三月三十日開催の臨時株主総会の決議により同年三月三十一日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都港区元赤坂一丁目五番五号

株式会社ＭＨＤ

代表清算人　平田　竜史

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都千代田区二番町九番三号

合同会社アイコング

清算人　上米良　亮

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都港区赤坂二丁目一四番五号

垂水ソーラーソリューションズ合同会社

清算人　Ｖｏｌｔａｉｙｏ株式会社

職務執行者　伊藤　雅哉

解散公告

当社は、令和八年三月二十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都千代田区神田練塀町三番地

六ヶ所村蓄電所合同会社

清算人　長澤　幹央

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都渋谷区広尾三丁目一二番一七号

株式会社アーキテクトクラブ

代表清算人　建部　大

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人１８

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　エスティ１８合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

Ｄｉｓｃｏｖｅｒｙ3合同会社

清算人　ワタナベ・マーク・ユウゾウ

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都港区新橋六丁目一五番四号

一般社団法人芝家具協会

代表清算人　加藤　雅己

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都港区赤坂九丁目二番一三号

Ｂｌｉｓｓ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ

株式会社　代表清算人　ケビン　ツイ

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都港区海岸一丁目二番三号汐留芝離宮ビルディング二一階

株式会社コロンブスのたまご

代表清算人　飯田　清隆

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都中央区日本橋二丁目一番一七号丹生ビル二階

株式会社アンバーインターナショナルジャパン

代表清算人　三留　正大

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都港区浜松町二丁目四番一号

合同会社ＯＨＭ

清算人　丸山　大輔

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都練馬区大泉町一丁目三番三八号

有限会社コジマ建装

清算人　小嶋　恭子

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都文京区本郷四丁目一二番一六号

有限会社セットジャパン

清算人　関　初美

解散公告

当社は、令和八年三月二十六日開催の株主総会の決議により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

横浜市旭区川井本町七〇番五号

日本ウォルフラム株式会社

代表清算人　小林　直記

解散公告

当社は、令和八年三月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

横浜市港北区篠原西町九番四七号

株式会社アート建築設計事務所

代表清算人　八木　眞

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

神奈川県横浜市緑区上山二丁目二五番一五号

愛三化工有限会社

清算人　石原　学

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

神奈川県藤沢市鵠沼東八番一号

藤沢市民会館サービス・センター株式会社

代表清算人　岡本　洋三

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

横浜市青葉区美しが丘三丁目四一番地八

有限会社テクノパテントサービス

清算人　塚本　正

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

神奈川県横浜市神奈川区星野町八番地一

ＭＧＴ－二四〇四　株式会社三映地研

代表清算人　伊瀬　孝廣

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

富山県高岡市戸出町三丁目二一番二三号

有限会社北電興業社工事部

清算人　松本　彰廣

解散公告

当社は、令和八年三月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

富山県南砺市野尻六六五番地

ＮＴテクノ株式会社

代表清算人　得能　年久

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年三月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

富山県高岡市材木町一番地一二

中越エコプロダクツ株式会社

代表清算人　佐野　欽一

解散公告

当社は、令和八年三月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

福井県鯖江市下野田町第二八号四三番地三

株式会社ＮＡＬＥＲ

代表清算人　橋本　美幸

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

静岡県富士宮市羽鮒一九〇五番地の二

有限会社佐野機械工業

清算人　佐野　宏二

解散公告

当社は、令和八年一月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

静岡県清水区渋川四七八番地の一

株式会社ベリーベリー

代表清算人　望月　久永

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日付け株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

愛知県瀬戸市陶原町三丁目三二（二階）

春禾株式会社

代表清算人　劉　春菊

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

三重県松阪市嬉野小原町一五〇五番地二

株式会社マナ建

代表清算人　山下　純一

解散公告

当社は、令和八年三月十七日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

滋賀県栗東市小野二二三番地一一三

有限会社シマダ

清算人　島田　逸雄

解散公告

当社は、令和八年四月九日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

滋賀県長浜市木之本町黒田一一二四番地五

株式会社常照院

代表清算人　高藤啓太郎

解散公告

当社は、令和八年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

京都府宇治市羽拍子町四七番地の四五

株式会社エコテック・コーポレーション

代表清算人　須田　昌明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

京都市伏見区深草小久保町一五六番地二

合同会社ラヴィ

清算人　山口喜美子

解散公告

当法人は、令和八年三月二十二日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

大阪市中央区谷町九丁目一番二七号

ＮＰＯ法人ユビキ見守りプロジェクト

清算人　伊藤　隆行

解散公告

当社は、令和八年三月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

大阪府堺市堺区寺地町西三―二―七

株式会社丸九

代表清算人　励　国栄

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

大阪市東住吉区中野四丁目一番一六号リベラルオリエンテ中野七〇四Ｂ

一新株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

大阪市東成区大今里三丁目一五番六号Ｉｍａｚａｔｏｔｏｗｅｒ一〇五Ｂ

捷隆株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

大阪府東大阪市長田西四丁目三番三八号

有限会社名阪空調設備

代表清算人　稲垣　富義

解散公告

当社は、令和八年三月十九日開催の株主総会の決議により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

大阪市北区堂島二丁目三番二号

有限会社ビッグイシュー日本

清算人　水越　洋子

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年四月十日

大阪市旭区清水三丁目三二番一六号

株式会社平和商会

代表清算人　河合　邦明

解散公告

当組合は、令和八年三月二十四日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

大阪市住吉区千躰一丁目四番二五号

住吉区不動産事業協同組合

代表清算人　奥野　誠一

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

大阪府摂津市千里丘東四丁目二〇番二九号

有限会社エムテクニカ

清算人　西田　正樹

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

兵庫県西宮市上甲東園一丁目一九番一〇号

甲東健食株式会社

代表清算人　座間　泰明

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

兵庫県尼崎市椎堂一丁目一五番三一号

株式会社あいむつみ会

代表清算人　岡田　睦子

解散公告

当社は、令和八年三月二十四日開催の株主総会の決議により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

兵庫県洲本市塩屋二丁目四番一一号

株式会社淡路建設会館

代表清算人　森　宏文

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

神戸市中央区下山手通二―一三―一一トアロードビル五〇二

株式会社デューイ

代表清算人　五代　友則

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

奈良県天理市稲葉町七三番地の一

株式会社レントオール天理

代表清算人　前川　誠司

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

和歌山県和歌山市八番丁九

特定非営利活動法人和歌山ツーリズム協会

清算人　大澤　健

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

島根県益田市美都町山本イ四番地三

特定非営利活動法人山本五五会

清算人　杉島　逸朗

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

島根県松江市浜佐田町一〇九七番地一七

株式会社ライフワークス

代表清算人　引野　篤

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

広島県三次市吉舎町三玉五一三番地の二

有限会社駅前タクシー

清算人　中村　典子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

広島市東区**曙**五丁目五番五号

廣島電機リース株式会社

代表清算人　大久保近晴

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

広島市東区上温品四丁目二五番七号

有限会社ヤマズミ

清算人　金井　包徳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

広島県庄原市東城町久代一七七九番地一

有限会社瀬尾工務店

清算人　瀬尾　寿美

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

山口県下関市小月南町八番一二号

㈲回泠社NeverForget

代表清算人　鹿嶋　啓太

解散公告

当社は、令和五年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

徳島市佐古六番町六番二〇号

有限会社米澤園

清算人　寳上　弘善

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

香川県仲多度郡まんのう町長尾一五九四番地

特定非営利活動法人フォレスターズかがわ

清算人　増田　孝夫

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

香川県観音寺市本大町一六七三番地二

株式会社ヘルス

代表清算人　三谷　洋介

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

福岡市東区馬出四丁目四―二五

ＭＴ　ＧＲＯＵＰ合同会社

清算人　レ・タン・マン

解散公告

当社は、令和八年三月二十一日開催の株主総会において、令和八年三月三十一日に解散することを決議し、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

福岡県福岡市博多区須崎町七番四―六号

株式会社ミスターフローリング

代表清算人　平安　文子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

福岡県宗像市陵厳寺四丁目七番一号

宗像西鉄タクシー株式会社

清算人　中倉　淳一

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

北九州市戸畑区明治町九番一三号

株式会社協力ビル管理

代表清算人　池田　康幸

解散公告

当法人は、令和七年五月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

福岡県三潴郡大木町大字蛭池三一番地

一般社団法人日本周波数アソシエーション

代表清算人　島　良介

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

長崎県大村市富の原一丁目一五二八番地二

長崎電設株式会社

代表清算人　鶴田　幸尚

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

宮崎県延岡市野田二―八―五

合同会社ＡＬＧＯ

清算人　荒川ゆうこ

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

札幌市中央区南一条東一丁目五番地　大通バスセンタービル1号館三階

医療法人社団平林メンタルクリニック

清算人　平林　良登

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年三月二十三日札幌市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

札幌市中央区南八条西三丁目一番地二

ＫＮビルマンション敷地売却組合

清算人　齋藤　工

解散公告（第一回）

宗教法人光照寺は解散することになりましたので、債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

福井県福井市味見河内町二三号四二番地

宗教法人光照寺

代表清算人　土屋　宗尭

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月十六日開催の責任役員会の決議並びに香川県知事の認可により令和八年三月十三日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

香川県丸亀市幸町二丁目六番二八号

カトリック・スペイン外国宣教会

清算人　齊藤　信也

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月三十一日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和八年三月三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

北九州市小倉南区守恒本町一丁目一二番一号　医療法人守恒レディースクリニック

清算人　吉村　誠

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十一月二十八日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和八年三月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

北九州市八幡東区春の町五丁目一三番八号

医療法人オカダ医院

清算人　加登本　拡

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年三月二十四日佐賀県知事の認可を受けて解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

佐賀県武雄市朝日町大字中野六九四四番地一

黒尾生産森林組合

代表清算人　山口　仁司

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月十日佐賀地方裁判所唐津支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

佐賀県唐津市南城内一番一号　大手口センタービル四階四〇五号室　稲津高大法律事務所

清算人　弁護士　岩城　直明

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月十九日開催の臨時社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和八年三月四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

埼玉県蓮田市東五丁目二番一三号蓮田ＮＫＢ三Ｆ

医療法人秀憲会

清算人　兼松　憲子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月二十八日開催の理事会及び評議員会の議決により令和八年四月一日東京都知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都西東京市西原町四丁目五番八五号

学校法人日本文華学園

清算人　田中　康弘

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都杉並区阿佐谷北四丁目二二番七号

職業訓練法人東京都理容美容協会

清算人　渡部　丈夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月十八日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和八年三月二日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

兵庫県西宮市高松町一一番一〇号

医療法人社団相馬胃腸科医院

清算人　相馬　淑子

解散公告（第二回）

当社は、平成十三年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

兵庫県相生市古池二丁目六番八号

有限会社ワタナベ

清算人　渡邊　保之

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議並びに令和八年三月一日付、北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

札幌市東区北二十一条東十六丁目一番一一号

医療法人社団もとまちデンタルオフィス

清算人　佐々木　勉

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月二十八日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

青森県十和田市大字相坂字高見一一三番地一

農事組合法人六日町

清算人　村舘　強

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月二十四日に解散をしたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

東京都足立区足立一丁目二〇番一〇号

医療法人財団協和会

清算人　五十嵐正樹

解散公告（第三回）

当組合は解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

名古屋市中川区春田五丁目五五番地

農事組合法人江松施設園芸組合

清算人　小塚　繁広

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月二日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和八年三月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年四月十日

三重県伊勢市西豊浜町八七番地

医療法人堤内科クリニック

清算人　堤　孝子

解散公告（第三回）

当組合は、桑名市長より令和八年三月三十一日に解散の認可を受けたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

三重県桑名市桑栄町二番地

桑栄ビルマンション敷地売却組合

代表清算人　水谷新左衛門

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月九日責任役員の定数の全員の議決により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

滋賀県米原市志賀谷一四八一番地

宗教法人梅林庵

清算人　木船　法円

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月十四日の理事会決議により令和八年三月三十一日広島県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

広島県呉市上山田町二番二八号

学校法人信楽学園

清算人　信楽　晃仁

公益信託農林中金森林再生基金第十二期決算公告

一、事業概要

国内の民有林の公益性を発揮させることを目的とした活動を行った十団体に対し、合計一七八、七九二、〇〇〇円の助成金を交付した。

二、財産目録

令和八年二月二十八日現在

資産合計　三三〇、四九三、二〇二円

負債合計　〇円

正味信託財産　三三〇、四九三、二〇二円

令和八年四月十日

東京都千代田区神田錦町二丁目二番地一

公益信託農林中金森林再生基金

受託者　農中信託銀行株式会社

公益信託ＪＡ・静岡県信連民俗芸能振興基金第二十七期決算公告

一、事業概要

民俗芸能の保存・伝承活動事業について静岡県内の十三団体に対し、合計三、二五〇、〇〇〇円の助成金を交付した。

二、財産目録

令和八年二月二十八日現在

資産合計　一三、六〇六、一三五円

負債合計　〇円

正味信託財産　一三、六〇六、一三五円

令和八年四月十日

東京都千代田区神田錦町二丁目二番地一

公益信託ＪＡ・静岡県信連民俗芸能振興基金　受託者　農中信託銀行株式会社

第 28 期 決 算 公 告

令和８年４月10日

埼玉県所沢市坂之下17番地１号
株式会社グローバンネット
代表取締役　玉置　義議

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,294,356	流動負債	1,058,266
固定資産	1,493,567	（うち賞与引当金）	(24,120)
		固定負債	1,728,379
		株主資本	1,001,278
		資本金	13,000
		資本剰余金	1,247
		資本準備金	1,247
		利益剰余金	987,030
		利益準備金	2,002
		その他利益剰余金	985,028
		（うち当期純利益）	(342,720)
資産合計	**3,787,924**	**負債・純資産合計**	**3,787,924**

第 44 期 決 算 公 告

令和８年３月19日　埼玉県比企郡吉見町大字長谷1913番地
ブリヂストンプラントエンジニアリング株式会社
代表取締役社長　國武　輝男

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,693,331	流動負債	7,323,412
固定資産	4,661,639	固定負債	1,824,575
		負債合計	**9,147,987**
		株主資本	8,206,983
		資本金	100,000
		資本剰余金	3,956,334
		資本準備金	3,000
		その他資本剰余金	3,953,334
		利益剰余金	4,150,648
		利益準備金	70,077
		その他利益剰余金	4,080,571
		（うち当期純利益）	(653,825)
		純資産合計	**8,206,983**
資産合計	**17,354,971**	**負債・純資産合計**	**17,354,971**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年４月10日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①シービーアールイー株式会社　②国土交通大臣⑸1075　③代表取締役　辻貴史　④東京都千代田区丸の内二丁目１番１号　明治安田生命ビル17、18、21階　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番15号　横浜ＳＴビル９階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区丸の内二丁目１番１号　シービーアールイー株式会社　代表取締役　辻貴史

①朝日住宅株式会社　②国土交通大臣⑸6185　③代表取締役　金子平八郎　④東京都新宿区西新宿一丁目８番１号　廃止した従たる事務所　東京都台東区上野２―13―10　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿一丁目８番１号　朝日住宅株式会社　代表取締役　金子平八郎

①清水住研　②兵庫県知事⑴第300626号　③清水憲二　④兵庫県三田市あかしあ台３－１―16　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦兵庫県三田市あかしあ台３－１―16　清水住研　清水憲二

第 25 期 決 算 公 告

令和８年３月25日
群馬県伊勢崎市堀口町92番地１
株式会社ユーティーワン
代表取締役社長　桑原　博之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,442,492
	固定資産	165,256
	資産合計	1,607,748
負純資債及産のび部	流動負債	584,980
	固定負債	53,273
	株主資本	969,494
	資本金	10,000
	利益剰余金	959,494
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	956,994
	（うち当期純利益）	(513,013)
	負債・純資産合計	1,607,748

第 33 期 決 算 公 告

令和８年３月17日
茨城県鹿嶋市大字光４番地
中電興産株式会社
代表取締役　椙山　弘明

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	136,890
	固定資産	24,554
	合計	161,444
負純資債及産のび部	流動負債	29,960
	株主資本	131,484
	資本金	10,000
	利益剰余金	121,484
	（利益準備金）	(2,500)
	（うち当期純利益）	(21,287)
	合計	161,444

第 72 期決算公告

令和８年３月23日
札幌市西区八軒10条西12丁目１番20号
北斗工機株式会社
代表取締役　須藤　聡

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,193,366
	固定資産	1,019,377
	合計	3,212,743
負純資債及産のび部	流動負債	657,541
	固定負債	80,261
	株主資本	2,474,940
	資本金	48,000
	利益剰余金	2,426,940
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	2,402,440
	（うち当期純損失）	(46,062)
	合計	3,212,743

第 38 期決算公告

令和８年４月10日
埼玉県川口市戸塚２丁目18番18号
株式会社泰成重機
代表取締役　佐藤　誠

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	290
	固定資産	1,202
	資産合計	1,493
負純資債及産のび部	流動負債	312
	（うち賞与引当金）	(1)
	固定負債	1,067
	（うち退職給付引当金）	(0)
	株主資本	112
	資本金	5
	利益剰余金	107
	その他利益剰余金	107
	（うち当期純損失）	(10)
	負債・純資産合計	1,493

第 25 期 決 算 公 告

令和８年３月25日
群馬県伊勢崎市堀口町92番地１
株式会社ジェイプイエス
代表取締役社長　桑原　博之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	188,252
	固定資産	8,648
	資産合計	196,899
負純資債及産のび部	流動負債	30,886
	固定負債	5,961
	株主資本	160,052
	資本金	10,000
	利益剰余金	150,052
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	147,552
	（うち当期純利益）	(14,176)
	負債・純資産合計	196,899

第 30 期 決 算 公 告

令和８年３月25日
群馬県伊勢崎市堀口町92番地１
株式会社ユニオントラスト
代表取締役社長　小堀　裕康

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,652,189
	固定資産	3,280,113
	資産合計	8,932,301
負純資債及産のび部	流動負債	6,442,430
	固定負債	1,434,968
	株主資本	1,054,904
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,014,904
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,004,904
	（うち当期純利益）	(99,731)
	負債・純資産合計	8,932,301

第 53 期決算公告

令和８年４月10日
千葉県柏市大井1877－１
千葉リース工業株式会社
代表取締役　西岡　量生

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,378
	固定資産	3,649
	資産合計	6,028
負純資債及産のび部	流動負債	933
	（内賞与引当金）	(8)
	固定負債	991
	（内退職給付引当金）	(98)
	株主資本	4,102
	資本金	50
	利益剰余金	4,052
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	4,039
	（内当期純利益）	(306)
	負債・純資産合計	6,028

第 11 期 決 算 公 告

令和８年４月10日
千葉県八千代市緑が丘一丁目２番地１
日本ＢＳＬ株式会社
代表取締役　劉　愛平

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,425,864
	固定資産	6,873,346
	繰延資産	674,013
	資産合計	14,973,225
負純資債及産のび部	流動負債	6,829,781
	固定負債	4,873,347
	株主資本	3,270,096
	資本金	20,000
	利益剰余金	3,250,096
	その他利益剰余金	3,250,096
	（うち当期純利益）	(1,084,895)
	負債・純資産合計	14,973,225

第 38 期 決 算 公 告

令和８年４月10日
埼玉県戸田市笹目１丁目４番１号
株式会社メトロテック
代表取締役　矢部　友康

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	193,541
	固定資産	31,586
	合計	225,128
負純資債及産のび部	流動負債	57,233
	固定負債	15,832
	株主資本	152,062
	資本金	30,000
	利益剰余金	122,062
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	114,562
	（うち当期純損失）	(5,176)
	合計	225,128

※令和８年４月１日吸収合併により消滅

第 54 期 決 算 公 告

令和８年２月27日
東京都新宿区新宿三丁目３番９号
アイタックインターナショナルジャパン株式会社
代表取締役　藤本　進

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,377,849
	固定資産	18,891
	資産合計	1,396,740
負純資債及産のび部	流動負債	358,262
	株主資本	1,038,477
	資本金	340,000
	利益剰余金	855,617
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	845,617
	（うち当期純利益）	(59,475)
	自己株式	△157,140
	負債・純資産合計	1,396,740

第 29 期決算公告

令和８年３月18日
東京都品川区東品川四丁目13番14号
株式会社タジマ
代表取締役社長　大﨑　章司

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	736,400
	固定資産	502,798
	合計	1,239,198
負純資債及産のび部	流動負債	2,041,804
	賞与引当金	44,037
	固定負債	392,094
	退職給付引当金	231,516
	株主資本	△1,194,700
	資本金	50,000
	利益剰余金	△1,244,700
	利益準備金	4,750
	その他利益剰余金	△1,249,450
	（うち当期純損失）	(54,560)
	合計	1,239,198

第５期決算公告

令和８年４月10日
千葉県船橋市浜町二丁目６番25号三井不動産ロジスティクスパーク船橋Ⅱ２階
株式会社ＢｕｙＳｅｌｌ　Ｌｉｎｋ
代表取締役　辻　良和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	61,239
	繰延資産	—
	合計	61,239
負純資債及産のび部	流動負債	28,137
	固定負債	—
	株主資本	33,101
	資本金	10,000
	利益剰余金	23,101
	その他利益剰余金	23,101
	（うち当期純利益）	(22,389)
	合計	61,239

第５期決算公告　令和８年４月10日
東京都新宿区西新宿八丁目11番10号
星野ビルディング３階
オープンオフィス西新宿駅前
スマートストリーム・テクノロジーズ株式会社
代表取締役　リチャード・ボウラー
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	17,706,911
	固定資産	1
	資産合計	17,706,912
負純資産及び債のび部	流動負債	5,166,376
	有給休暇引当金	220,742
	株主資本	12,540,536
	資本金	100,000
	利益剰余金	12,440,536
	その他利益剰余金	12,440,536
	（うち当期純利益）	(2,944,601)
	負債・純資産合計	17,706,912

第１期決算公告
令和８年４月10日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
Sayari Japan株式会社
代表取締役　草羽　宏和
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,000,000
	資産合計	10,000,000
負純資産及び債のび部	株主資本	10,000,000
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	0
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	10,000,000

第11期決算公告　令和８年３月13日
東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
メリットメディカル・ジャパン株式会社
代表取締役　櫻井　雅俊
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,285
	固定資産	253
	資産合計	2,538
負純資産及び債のび部	流動負債	1,192
	賞与・年金引当金	53
	売上返品引当金	12
	その他	1,126
	固定負債	531
	株主資本	816
	資本金	50
	利益剰余金	766
	その他利益剰余金	766
	（うち当期純利益）	(156)
	負債・純資産合計	2,538

第26期決算公告
令和８年４月10日
東京都千代田区大手町２丁目２番２号
株式会社ジャーボアジャパン
代表取締役　宮田　郷史
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,596
	固定資産	76
	資産合計	1,672
負純資産及び債のび部	流動負債	117
	固定負債	28
	株主資本	1,527
	資本金	10
	利益剰余金	1,517
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	1,514
	（うち当期純利益）	(218)
	負債・純資産合計	1,672

第11期決算公告　令和８年３月17日
東京都新宿区西新宿二丁目６番１号
新宿住友ビル48階
株式会社いえらぶパートナーズ
貸借対照表の要旨（令和７年12月25日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,182,317
	固定資産	515,673
	資産合計	3,697,990
負純資産及び債のび部	流動負債	2,098,546
	（賞与引当金）	(18,800)
	（ポイント引当金）	(15,957)
	固定負債	90,870
	株主資本	1,504,260
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,404,260
	その他利益剰余金	1,404,260
	（うち当期純利益）	(448,624)
	評価・換算差額等	4,314
	負債・純資産合計	3,697,990

第４期決算公告
令和８年４月10日
東京都港区南青山二丁目24番11号
株式会社パンテウムパートナーズ
代表取締役
ヒュー・イドリス・アブドゥラ
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	116,874,367
	固定資産	111,755,675
	資産合計	228,630,042
負純資産及び債のび部	流動負債	177,013,806
	株主資本	51,616,236
	資本金	2,500,000
	資本剰余金	2,500,000
	資本準備金	2,500,000
	利益剰余金	46,616,236
	その他利益剰余金	46,616,236
	（うち当期純利益）	(11,747,622)
	負債・純資産合計	228,630,042

第16期決算公告
令和８年４月10日
東京都新宿区新小川町８番７号
株式会社デプロＭＰ
代表取締役　本多　豊明
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	110,018
	固定資産	10
	合計	110,028
負純資産及び債のび部	流動負債	189,722
	株主資本	△79,694
	資本金	5,000
	利益剰余金	△84,694
	その他利益剰余金	△84,694
	（うち当期純損失）	(28,022)
	合計	110,028

第13期決算公告　令和８年４月10日
東京都港区三田１丁目３番33号
三田ネクサスビル３階
アイ・ディー・エス株式会社
代表取締役　ヤン・ハートマン
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	131,580
	固定資産	4,383
	合計	135,964
負純資産及び債のび部	流動負債	158,382
	株主資本	△22,417
	資本金	3,000
	利益剰余金	△25,417
	その他利益剰余金	△25,417
	（うち当期純利益）	(20,143)
	合計	135,964

第31期決算公告　令和８年４月10日
東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
城山トラストタワー東京赤坂法律事務所内
ターガスジャパン株式会社
代表取締役　ルーカス・オリバーフロスト
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	34,149
	固定資産	300
	合計	34,449
負純資産及び債のび部	流動負債	2,083
	有給休暇引当金	511
	株主資本	32,366
	資本金	99,000
	資本剰余金	121,500
	資本準備金	121,500
	利益剰余金	△188,133
	その他利益剰余金	△188,133
	（うち当期純利益）	(482)
	合計	34,449

第19期決算公告
令和８年３月25日
東京都港区新橋１－９－５
パシフィックリーグマーケティング株式会社
代表取締役　成田健太郎
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,903
	固定資産	407
	合計	4,310
負純資産及び債のび部	流動負債	2,682
	株主資本	1,628
	資本金	30
	資本剰余金	30
	資本準備金	30
	利益剰余金	1,568
	その他利益剰余金	1,568
	（うち当期純利益）	(136)
	合計	4,310

第27期決算公告　令和８年３月24日
東京都千代田区岩本町三丁目10番４号
ＡＧＣグリーンテック株式会社
代表取締役　増田　達也
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	860,455
	固定資産	40,792
	合計	901,247
負純資産及び債のび部	流動負債	403,509
	固定負債	19,869
	（うち退職給付引当金）	(19,118)
	株主資本	477,869
	資本金	100,000
	利益剰余金	377,869
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	352,869
	（うち当期純利益）	(60,483)
	合計	901,247

第43期決算公告　令和８年４月10日
東京都新宿区新小川町９番22号
株式会社ユニブライト
代表取締役　島田　和幸
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	605
	固定資産	228
	繰延資産	3
	合計	837
負純資産及び債のび部	流動負債	321
	株主資本	516
	資本金	3
	資本剰余金	21
	資本準備金	21
	利益剰余金	491
	その他利益剰余金	491
	（うち当期純利益）	(61)
	合計	837

第 18 期 決 算 公 告

令和８年４月10日
東京都港区芝公園一丁目７番６号
株式会社タイムレス
代表取締役社長　馬場　浩太

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,781,221
	固定資産	1,081,497
	合計	7,862,719
負純資産及のび部	流動負債	1,602,642
	固定負債	119,143
	株主資本	6,140,933
	資本金	105,000
	利益剰余金	6,035,933
	その他利益剰余金	6,034,683
	（うち当期純利益）	(2,447,135)
	合計	7,862,719

第 21 期 決 算 公 告

令和８年４月10日
東京都中野区中野三丁目33番３号
エス・ビー・エス・アライアンス株式会社
代表取締役　高山　素彦

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	37,760
	固定資産	4,157
	合計	41,917
負純資産及のび部	流動負債	25,670
	株主資本	16,246
	資本金	15,000
	利益剰余金	1,246
	利益準備金	765
	その他利益剰余金	481
	（うち当期純損失）	(21,804)
	合計	41,917

※令和８年１月１日吸収合併により消滅

第 28 期決算公告

令和８年４月10日
東京都千代田区神田錦町一丁目19番地１
株式会社ワキタケアネット
代表取締役　橋口　茂博

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	2,689
	固定資産	473
	資産合計	3,162
負純資産及のび部	流動負債	583
	（内賞与引当金）	(43)
	固定負債	298
	（内退職給付引当金）	(59)
	株主資本	2,281
	資本金	220
	利益剰余金	2,061
	利益準備金	52
	その他利益剰余金	2,008
	（内当期純利益）	(185)
	負債・純資産合計	3,162

第 11 期決算公告

令和８年４月10日
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目１番32号
株式会社日晃堂
代表取締役　金田　裕基

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	892,260
	固定資産	72,266
	資産合計	964,527
負純資産及のび部	流動負債	328,248
	固定負債	3,863
	株主資本	632,414
	資本金	1,000
	利益剰余金	631,414
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	631,164
	（うち当期純利益）	(302,022)
	負債・純資産合計	964,527

第 73 期決算公告

令和８年４月10日
横浜市金沢区福浦２―13―18
株式会社ワキタ・ヤマケイ
代表取締役　佐藤　聡

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	239
	固定資産	644
	資産合計	883
負純資産及のび部	流動負債	340
	（内賞与引当金）	(1)
	固定負債	583
	（内退職給付引当金）	(21)
	株主資本	△ 39
	資本金	10
	利益剰余金	△ 49
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	△ 53
	（内当期純利益）	(33)
	負債・純資産合計	883

第 26 期 決 算 公 告

2026年３月19日
神奈川県横須賀市夏島町19番地
住重フォージング株式会社
代表取締役　稲垣　真人

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	13,588,547
	固定資産	2,766,471
	合計	16,355,018
負純資産及のび部	流動負債	4,946,170
	株主資本	11,492,812
	資本金	300,000
	利益剰余金	11,192,812
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	11,117,812
	（うち当期純利益）	(1,995,793)
	評価・換算差額等	△83,964
	繰延ヘッジ損益	△83,964
	合計	16,355,018

第 12 期決算公告

2026年３月16日
静岡県富士市津田260番地の12
静岡ガス＆パワー株式会社
代表取締役　藤田　猛

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,242,701
	固定資産	21,867,161
	資産合計	25,109,863
負純資産及のび部	流動負債	2,632,550
	固定負債	15,127,561
	株主資本	7,062,673
	資本金	495,000
	資本剰余金	495,000
	資本準備金	495,000
	利益剰余金	6,072,673
	その他利益剰余金	6,072,673
	（うち当期純利益）	(1,011,230)
	評価・換算差額等	287,078
	負債・純資産合計	25,109,863

第 20 期 決 算 公 告

令和８年４月10日
静岡県沼津市岡一色195番地１
綿仁株式会社
代表取締役　神杉　卓

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	747,509
	固定資産	648,984
	合計	1,396,493
負純資産及のび部	流動負債	240,587
	（うち賞与引当金）	(6,840)
	固定負債	954,601
	株主資本	201,304
	資本金	50,000
	利益剰余金	151,304
	その他利益剰余金	151,304
	（うち当期純利益）	(34,543)
	合計	1,396,493

第 41 期決算公告

令和８年３月24日
新潟県長岡市西陵町221番35
株式会社太陽工機
代表取締役社長　渡辺　剛

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	5,584
	固定資産	2,719
	資産合計	8,303
負純資産及のび部	流動負債	1,695
	うち製品保証引当金	194
	株主資本	6,607
	資本金	90
	資本剰余金	1,060
	資本準備金	387
	その他資本剰余金	672
	利益剰余金	5,457
	その他利益剰余金	5,457
	（うち当期純損失）	(122)
	負債・純資産合計	8,303

第 27 期決算公告

令和８年３月19日
大阪府大阪市北区西天満５丁目１番３号
タテ・コーポレーション株式会社
代表取締役　楯　忠義

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	106,918
	固定資産	19,149
	合計	126,067
負純資産及のび部	流動負債	44,615
	固定負債	8,182
	退職給付引当金	8,182
	株主資本	73,270
	資本金	10,000
	利益剰余金	63,270
	利益準備金	700
	その他利益剰余金	62,570
	（うち当期純利益）	(9,186)
	合計	126,067

第 21 期決算公告

令和８年４月10日
京都市伏見区竹田田中殿町95―１
サンネットワークリブ株式会社
代表取締役　須佐　淳一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,374
	固定資産	935
	資産合計	2,309
負純資産及のび部	流動負債	454
	（うち賞与引当金）	(10)
	固定負債	303
	（うち退職給付引当金）	(45)
	株主資本	1,551
	資本金	20
	利益剰余金	1,531
	その他利益剰余金	1,531
	（うち当期純利益）	(174)
	負債・純資産合計	2,309

第 6 期決算公告

2026年４月10日
三重県伊勢市黒瀬町1425番地
株式会社壽幸
代表取締役社長　御木本光彦

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	46,549
	固定資産	9,216
	合計	55,765
負純資産及のび部	流動負債	13,230
	固定負債	23,300
	株主資本	19,235
	資本金	19,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	235
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	235
	（うち当期純利益）	(17,603)
	評価・換算差額等	0
	合計	55,765

第２期決算公告　令和８年４月10日
広島県福山市沼隈町大字常石1083番地
Ｉｎｔｅｇｒｅａｔ株式会社
代表取締役社長　髙橋　賢次
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	133,959
	固定資産	430,945
	繰延資産	12,785
	合計	577,690
負純資債産及のび部	流動負債	11,342
	固定負債	484,758
	株主資本	81,589
	資本金	70,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△ 38,410
	その他利益剰余金	△ 38,410
	（うち当期純損失）	(35,629)
	合計	577,690

第12期決算公告　令和８年４月10日
大阪市東成区中本三丁目10番６号
株式会社ＲＥＧＡＴＥ
代表取締役　福島　道子
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,162,214
	固定資産	822,555
	合計	3,984,770
負純資債産及のび部	流動負債	2,730,065
	固定負債	62,235
	株主資本	1,192,469
	資本金	110,000
	利益剰余金	1,082,469
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,074,969
	（うち当期純利益）	(826,868)
	合計	3,984,770

第83期決算公告　令和８年４月10日
大阪市西区江戸堀１丁目３番20号
株式会社コルディア
代表取締役　近藤　高志
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	104
	固定資産	4
	資産合計	108
負純資債産及のび部	流動負債	3
	株主資本	105
	資本金	86
	資本剰余金	81
	資本準備金	81
	利益剰余金	△ 63
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	△ 66
	（うち当期純利益）	(17)
	負債・純資産合計	108

第18期決算公告　2026年３月24日
千葉県船橋市浜町二丁目６番25号
株式会社エル・ロジスティクス
代表取締役社長　小山　誠之
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	222,342
	固定資産	371,046
	資産合計	593,389
負純資債産及のび部	流動負債	100,054
	（賞与引当金）	(4,100)
	固定負債	143,208
	株主資本	350,126
	資本金	30,000
	利益剰余金	320,126
	利益準備金	7,640
	その他利益剰余金	312,486
	（うち当期純利益）	(28,901)
	負債・純資産合計	593,389

第33期決算公告　2026年３月21日
岩手県大船渡市立根町字前谷地13―４
株式会社ラボ・オーフナト
代表取締役社長　中沢　光隆
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	19,701
	固定資産	31,180
	資産合計	50,881
負純資債産及のび部	流動負債	8,443
	固定負債	10,275
	株主資本	32,163
	資本金	3,000
	資本剰余金	34,814
	その他資本剰余金	34,814
	利益剰余金	△5,650
	その他利益剰余金	△5,650
	（うち当期純損失）	(6,160)
	負債・純資産合計	50,881

第47期決算公告　令和８年４月10日
愛媛県西条市今在家1501番地
住重アテックス株式会社
代表取締役　権田　勲
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,253
	固定資産	6,055
	合計	8,308
負純資債産及のび部	流動負債	645
	固定負債	950
	株主資本	6,713
	資本金	200
	資本剰余金	200
	利益剰余金	6,313
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	6,263
	（うち当期純利益）	(519)
	合計	8,308

第30期決算公告　2026年４月10日
東京都港区南青山一丁目２番６号
株式会社アカシック
代表取締役　松本　欣大
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	480,524
	固定資産	54,974
	資産合計	535,498
負純資債産及のび部	流動負債	208,613
	（賞与引当金）	(60,739)
	固定負債	6,557
	（退職給付引当金）	(6,557)
	株主資本	320,327
	資本金	100,000
	利益剰余金	220,327
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	195,327
	（うち当期純利益）	(47,847)
	負債・純資産合計	535,498

第２期決算公告　令和８年３月31日
東京都港区赤坂９丁目７番１号
ミッドタウン・タワー43階
株式会社海上パワーグリッド
代表取締役社長　大西　英之
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	98,870
	固定資産	39
	合計	98,910
負純資債産及のび部	流動負債	184,781
	株主資本	△185,870
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△195,870
	その他利益剰余金	△195,870
	（うち当期純損失）	(192,581)
	新株予約権	100,000
	合計	98,910

第10期決算公告　令和８年４月10日
東京都豊島区東池袋一丁目25番６号
ＰＭＯ池袋７Ｆ
ボッシュサービスソリューションズ株式会社
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	130,951
	固定資産	62,324
	資産合計	193,275
負純資債産及のび部	流動負債	89,638
	株主資本	103,637
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	53,637
	その他利益剰余金	53,637
	（うち当期純利益）	(43,947)
	負債・純資産合計	193,275

第８期決算公告
令和８年４月10日
東京都千代田区神田神保町二丁目40番５号
株式会社スキルアップＮｅＸｔ
代表取締役　田原　眞一
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,077,419
	固定資産	310,983
	資産合計	1,388,402
負純資債産及のび部	流動負債	658,011
	固定負債	202,976
	株主資本	527,414
	資本金	63,000
	資本剰余金	60,000
	資本準備金	60,000
	利益剰余金	404,414
	その他利益剰余金	404,414
	（うち当期純利益）	(153,644)
	負債・純資産合計	1,388,402

第35期決算公告
令和８年３月27日
東京都板橋区舟渡一丁目８番３号
株式会社空調服
代表取締役　市ヶ谷弘司
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,368,556
	固定資産	943,405
	資産合計	5,311,961
負純資債産及のび部	流動負債	554,431
	固定負債	89,978
	株主資本	4,667,552
	資本金	70,000
	利益剰余金	4,692,163
	利益準備金	18,622
	その他利益剰余金	4,673,541
	（うち当期純利益）	(800,945)
	自己株式	△94,612
	負債・純資産合計	5,311,961

第15期決算公告　2026年３月21日
東京都港区赤坂八丁目５番30号
株式会社ルックモード
代表取締役社長　坂井　一元
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	755,556
	固定資産	26,162
	資産合計	781,719
負純資債産及のび部	流動負債	258,270
	（賞与引当金）	(4,300)
	固定負債	433,476
	（退職給付引当金）	(28,168)
	（株式給付引当金）	(5,308)
	株主資本	89,972
	資本金	50,000
	利益剰余金	39,972
	その他利益剰余金	39,972
	（うち当期純利益）	(17,594)
	負債・純資産合計	781,719

第27期決算公告

令和８年４月10日
東京都新宿区新宿三丁目１番13号
株式会社リカレント
代表取締役　松田　直之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,290,549
	固定資産	184,072
	合計	1,474,621
負債及び純資産の部	流動負債	651,739
	賞与引当金	15,427
	固定負債	337,148
	役員退職慰労引当金	291,116
	株主資本	485,733
	資本金	50,000
	利益剰余金	435,733
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	423,233
	（うち当期純利益）	(117,632)
	合計	1,474,621

第２期決算公告

令和８年３月30日
東京都千代田区丸の内１丁目11番１号
フィナップ株式会社
代表取締役社長　田村　啓樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,148
	固定資産	13,454
	資産合計	23,602
負債及び純資産の部	流動負債	63,329
	株主資本	△39,726
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△49,726
	その他利益剰余金	△49,726
	（うち当期純損失）	(46,625)
	負債・純資産合計	23,602

第11期決算公告

令和８年３月27日
東京都千代田区内神田一丁目１番７号
株式会社レンタルバスターズ
代表取締役　佐川　一平

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,045,075
	固定資産	715,667
	資産合計	1,760,742
負債及び純資産の部	流動負債	618,519
	賞与引当金	11,366
	固定負債	23,168
	株主資本	1,119,055
	資本金	66,500
	資本剰余金	33,500
	資本準備金	33,500
	利益剰余金	1,019,055
	その他利益剰余金	1,019,055
	（うち当期純利益）	(267,036)
	負債・純資産合計	1,760,742

第46期決算公告

令和８年４月10日
埼玉県加須市志多見70番地
八洲商会株式会社
代表取締役　亀谷　聡

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,603	流動負債	122
固定資産	104	（うち賞与引当金）	(1)
		固定負債	4
		株主資本	1,579
		資本金	30
		資本剰余金	32
		その他資本剰余金	32
		利益剰余金	1,516
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	1,509
		（うち当期純利益）	(139)
資産合計	1,707	負債・純資産合計	1,707

第10期決算公告

令和８年４月10日
埼玉県さいたま市見沼区大字蓮沼483番地
株式会社高須自動車
代表取締役　村井　永二

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,556,109	流動負債	445,585
固定資産	1,516,306	（うち賞与引当金）	(18,360)
		固定負債	993,561
		株主資本	1,633,270
		資本金	20,000
		資本剰余金	1,235,619
		資本準備金	1,235,619
		利益剰余金	377,650
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	372,650
		（うち当期純利益）	(249,195)
資産合計	3,072,416	負債・純資産合計	3,072,416

第５期決算公告

令和８年４月10日　東京都千代田区有楽町一丁目７番１号
セントリア・リアル・エステート株式会社
代表取締役　朴　弘烈

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	198,957,354	流動負債	55,726,525
固定資産	46,404,258	固定負債	685,407,500
繰延資産	26,024	負債合計	741,134,025
		株主資本	△495,746,389
		資本金	50,050,000
		資本剰余金	50,000,000
		資本準備金	50,000,000
		利益剰余金	△595,796,389
		その他利益剰余金	△595,796,389
		（うち当期純損失）	(170,861,268)
		純資産合計	△495,746,389
資産合計	245,387,636	負債・純資産合計	245,387,636

第41期決算公告

令和８年４月10日
埼玉県所沢市大字松郷210番地の３
株式会社泉リース
代表取締役　眞野　高広

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	194	流動負債	396
固定資産	743	（うち賞与引当金）	(1)
		固定負債	15
		（うち退職給付引当金）	(10)
		（うち役員退職慰労引当金）	(5)
		株主資本	525
		資本金	10
		利益剰余金	515
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	515
		（うち当期純利益）	(39)
資産合計	938	負債・純資産合計	938

第49期決算公告

令和８年４月10日
東京都足立区六木三丁目32番18号203号室
ビコーオペレーションシステム株式会社
代表取締役　濱邉　主之

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	436	流動負債	190
固定資産	177	固定負債	229
		株主資本	194
		資本金	46
		資本剰余金	3
		資本準備金	3
		利益剰余金	156
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	151
		（うち当期純利益）	(37)
		自己株式	△11
資産合計	614	負債・純資産合計	614

第67期決算公告

令和８年３月17日
東京都小平市御幸町32番地
株式会社ＨＹＳエンジニアリングサービス
代表取締役　伊藤　明男

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	12,046	流動負債	3,512
固定資産	1,371	固定負債	2,664
有形固定資産	111	株主資本	7,241
無形固定資産	21	資本金	100
投資その他の資産	1,239	資本剰余金	6,682
		その他資本剰余金	6,682
		利益剰余金	459
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	434
		（うち当期純利益）	(1,405)
資産合計	13,417	負債・純資産合計	13,417

第 5 期 決 算 公 告

令和８年４月10日　　東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
モデルナ・ジャパン株式会社
代表取締役　金田　けい

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,023	流動負債	5,566
固定資産	34	（うち賞与引当金）	(277)
		固定負債	133
		（うち退職給付引当金）	(133)
		株主資本	△642
		資本金	28
		資本剰余金	28
		資本準備金	28
		利益剰余金	△697
		その他利益剰余金	△697
		（うち当期純損失）	(97)
資産合計	5,057	負債・純資産合計	5,057

第 20 期 決 算 公 告

令和８年４月10日　　東京都多摩市乞田1251番地サークビル
株式会社ワキタＣＳＳ技術開発
代表取締役　小林　　光

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	962	流動負債	297
固定資産	839	（うち賞与引当金）	(15)
		固定負債	102
		（うち退職給付引当金）	(20)
		株主資本	1,402
		資本金	90
		資本剰余金	913
		資本準備金	495
		その他資本剰余金	418
		利益剰余金	398
		その他利益剰余金	398
		（うち当期純利益）	(98)
資産合計	1,801	負債・純資産合計	1,801

第 47 期 決 算 公 告

令和８年４月10日　　長野県上田市常入１丁目14番５号
信陽機材リース販売株式会社
代表取締役　外山　博久

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,260	流動負債	618
固定資産	2,041	（うち賞与引当金）	(6)
		固定負債	353
		（うち退職給付引当金）	(26)
		株主資本	2,328
		資本金	28
		利益剰余金	2,300
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	2,293
		（うち当期純利益）	(302)
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
資産合計	3,301	負債・純資産合計	3,301

第 8 期 決 算 公 告

令和８年４月10日　　神奈川県藤沢市村岡東二丁目26番地の１
モデルナ・エンザイマティクス株式会社
代表取締役　ネディム・エミル・アルタラス

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	306	流動負債	1,968
固定資産	1,895	（うち賞与引当金）	(86)
		固定負債	21
		（うち退職給付引当金）	(21)
		株主資本	212
		資本金	100
		資本剰余金	1,305
		資本準備金	1,305
		利益剰余金	△1,193
		その他利益剰余金	△1,193
		（うち当期純損失）	(42)
資産合計	2,201	負債・純資産合計	2,201

第 57 期 決 算 公 告

令和８年４月10日
愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北山158―89
中本アドバンストフィルム株式会社
代表取締役社長　奥出　誓一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,882,296	流動負債	634,621
固定資産	1,096,558	固定負債	11,200
		株主資本	3,333,034
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,577,203
		資本準備金	1,150,310
		その他資本剰余金	426,893
		利益剰余金	1,975,706
		利益準備金	193,500
		その他利益剰余金	1,782,206
		（うち当期純利益）	(171,018)
		評価・換算差額等	△319,876
資産合計	3,978,855	負債・純資産合計	3,978,855

第 68 期 決 算 公 告

令和８年４月10日　　静岡県浜松市中央区半田町18番地
サクラ工業株式会社
代表取締役社長　平野　貴大

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	14,236	流動負債	2,718
固定資産	6,230	賞与引当金	125
有形固定資産	3,328	固定負債	26
無形固定資産	33	負債合計	2,744
投資その他の資産	2,868	株主資本	17,722
		資本金	100
		資本剰余金	459
		利益剰余金	17,163
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	17,143
		（うち当期純利益）	(2,225)
		純資産合計	17,722
資産合計	20,467	負債・純資産合計	20,467

第 58 期 決 算 公 告

令和８年４月10日
滋賀県守山市十二里町250番地の５
大喜産業株式会社
代表取締役　中村　邦光

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	252	流動負債	116
固定資産	325	（うち賞与引当金）	(1)
		固定負債	278
		（うち役員退職慰労引当金）	(16)
		株主資本	182
		資本金	10
		利益剰余金	192
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	189
		（うち当期純損失）	(6)
		自己株式	△ 20
資産合計	577	負債・純資産合計	577

第 118 期 決 算 公 告

2026年４月10日　　三重県伊勢市黒瀬町1425番地
御木本製薬株式会社
代表取締役社長　小川　雅也

貸借対照表の要旨　(2025年12月31日現在)　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,731,906	流動負債	1,070,545
固定資産	3,231,961	固定負債	215,751
		株主資本	7,677,571
		資本金	90,000
		資本剰余金	485
		利益剰余金	7,587,085
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	7,564,585
		（うち当期純利益）	(377,428)
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
資産合計	8,963,868	負債・純資産合計	8,963,868

第 64 期 決 算 公 告

令和８年４月10日　大阪府寝屋川市点野４丁目11番７号
大裕株式会社
代表取締役　飯田　浩二

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	930	流動負債	210
固定資産	292	（内賞与引当金）	(31)
		（内製品保証引当金）	(15)
		固定負債	109
		（内退職給付引当金）	(29)
		（内役員退職慰労引当金）	(29)
		株主資本	903
		資本金	15
		利益剰余金	888
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	884
		（内当期純利益）	(181)
資産合計	1,223	負債・純資産合計	1,223

第 79 期 決 算 公 告

令和８年４月10日　大阪市北区中津３丁目25番16号
株式会社サッパボイラ
代表取締役　颯波　郁子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	340,605	流動負債	179,968
固定資産	452,167	固定負債	302,081
		負債合計	482,049
		株主資本	310,723
		資本金	66,000
		資本剰余金	54,179
		資本準備金	54,179
		利益剰余金	245,934
		利益準備金	13,900
		その他利益剰余金	232,034
		（うち当期純利益）	(3,927)
		自己株式	△ 55,389
		純資産合計	310,723
資産合計	792,773	負債・純資産合計	792,773

第 38 期 決 算 公 告

令和８年４月10日　福岡県糟屋郡須恵町大字植木字草切原765番
株式会社グランドアース九州
代表取締役社長　浦山　勝吉

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	800	流動負債	474
固定資産	468	（うち賞与引当金）	(2)
		固定負債	219
		（うち退職給付引当金）	(39)
		（うち役員退職慰労引当金）	(23)
		株主資本	574
		資本金	20
		資本剰余金	20
		その他資本剰余金	20
		利益剰余金	534
		その他利益剰余金	534
		（うち当期純利益）	(134)
資産合計	1,268	負債・純資産合計	1,268

第 5 期 決 算 公 告

令和８年４月10日
香川県高松市観光通二丁目２番15号
四国三菱ふそう販売株式会社
代表取締役　小松　孝二

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,069,162	流動負債	4,945,385
固定資産	3,685,276	（賞与引当金）	(101,000)
繰延資産	66,594	固定負債	4,708,540
		株主資本	2,167,106
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,705,664
		その他資本剰余金	1,705,664
		利益剰余金	361,442
		その他利益剰余金	361,442
		（うち当期純利益）	(183,673)
資産合計	11,821,033	負債・純資産合計	11,821,033

第 11 期 決 算 公 告

2026年４月10日　東京都港区南青山一丁目２番６号
アーティス株式会社
代表取締役　松本　欣大

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	577,109	流動負債	756,549
固定資産	514,070	（賞与引当金）	(4,157)
		固定負債	112,500
		株主資本	222,130
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	55,380
		利益準備金	35
		その他利益剰余金	55,345
		（うち当期純利益）	(85,162)
		自己株式	△33,250
資産合計	1,091,179	負債・純資産合計	1,091,179

第 144 期 決 算 公 告

令和８年４月10日　群馬県桐生市仲町三丁目６番32号
桐生瓦斯株式会社
代表取締役　塚越　隆史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,512,906	流動負債	1,190,914
固定資産	3,844,037	固定負債	1,378,763
		退職給付引当金	15,257
		退職慰労引当金	65,200
		その他固定負債	1,298,306
		株主資本	2,787,266
		資本金	150,000
		資本剰余金	2,742
		資本準備金	2,742
		利益剰余金	2,634,524
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	2,597,024
		（うち当期純利益）	(156,301)
資産合計	5,356,944	負債・純資産合計	5,356,944

第 34 期 決 算 公 告

2026年３月24日　東京都港区赤坂八丁目５番30号
A. P. C. Japan株式会社
代表取締役社長　木村　寛

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,191,609	流動負債	436,949
固定資産	859,573	（賞与引当金）	(12,600)
		固定負債	405,140
		（退職給付引当金）	(34,318)
		（株式給付引当金）	(5,595)
		株主資本	2,209,093
		資本金	10,000
		利益剰余金	2,199,093
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	2,196,593
		（うち当期純利益）	(347,711)
資産合計	3,051,183	負債・純資産合計	3,051,183

第 28 期 決 算 公 告

2026年４月10日　東京都港区南青山一丁目２番６号
株式会社アーティスソリューションズ
代表取締役　松本　欣大

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	762,813	流動負債	977,371
固定資産	618,857	（賞与引当金）	(52,462)
		固定負債	—
		株主資本	404,299
		資本金	100,000
		資本剰余金	143,885
		資本準備金	34,875
		その他資本剰余金	109,010
		利益剰余金	160,414
		利益準備金	26,241
		その他利益剰余金	134,172
		（うち当期純利益）	(47,836)
資産合計	1,381,671	負債・純資産合計	1,381,671

第 33 期 決 算 公 告

2026年４月10日

東京都港区虎ノ門四丁目３番12号
株式会社日経ビーピーサービス
代表取締役　野崎勇次郎

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	414,164	流動負債	63,362
固定資産	5,496	役員賞与引当金	600
		固定負債	191,929
		退職給付引当金	188,219
		役員退職慰労引当金	3,710
		株主資本	164,368
		資本金	10,000
		利益剰余金	154,368
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	151,868
		（うち当期純利益）	（34,253）
資産合計	419,660	負債・純資産合計	419,660

第 12 期 決 算 公 告

令和８年２月26日

東京都港区芝五丁目29番11号
スマートキャンプ株式会社
代表取締役　林　　詩音

貸借対照表の要旨　（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,148,651	流動負債	1,077,630
固定資産	1,456,563	賞与引当金	3,960
		役員賞与引当金	1,800
		固定負債	806,927
		株主資本	720,657
		資本金	100,082
		資本剰余金	82
		資本準備金	82
		利益剰余金	620,492
		その他利益剰余金	620,492
		（うち当期純利益）	（78,496）
資産合計	2,605,215	負債・純資産合計	2,605,215

第 16 期 決 算 公 告

令和８年４月10日　　東京都港区南青山四丁目１番６号
株式会社ＪＹＰエンターテインメント・ジャパン
代表取締役　宋　　知恩

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,634,679	流動負債	4,841,039
固定資産	514,481	固定負債	427,343
		退職給付引当金	42,501
		賞与引当金	348,132
		その他	36,710
		株主資本	3,880,778
		資本金	30,000
		利益剰余金	3,850,778
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	3,843,278
		（うち当期純利益）	（1,353,485）
資産合計	9,149,160	負債・純資産合計	9,149,160

第 79 期 決 算 公 告

令和８年４月10日　　東京都港区芝公園一丁目３番12号
株式会社アロイ
代表取締役　西田　光作

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,506,228	流動負債	4,120,497
固定資産	1,420,290	固定負債	1,691,160
		株主資本	1,114,861
		資本金	100,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	3,219
		その他資本剰余金	6,780
		利益剰余金	1,139,071
		利益準備金	24,280
		その他利益剰余金	1,114,791
		（うち当期純損失）	（66,894）
		自己株式	△134,210
合計	6,926,518	合計	6,926,518

第 38 期 決 算 公 告

令和８年３月30日　　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
ユーシービージャパン株式会社
代表取締役　菊池加奈子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	37,851	流動負債	14,374
固定資産	5,710	損害補償損失引当金	158
有形固定資産	1,945	有給休暇引当金	711
無形固定資産	663	固定負債	13,574
投資その他の資産	3,101	退職給付引当金	238
		役員退職慰労引当金	32
		株主資本	15,613
		資本金	3,499
		利益剰余金	12,114
		利益準備金	874
		その他利益剰余金	11,239
資産合計	43,561	負債・純資産合計	43,561

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	51,205
売上原価	26,607
売上総利益	24,598
販売費及び一般管理費	21,662
営業利益	2,935
営業外収益	226
営業外費用	184
経常利益	2,977
特別利益	311
特別損失	158
税引前当期純利益	3,131
法人税、住民税及び事業税	1,745
法人税等調整額	△712
当期純利益	2,097

第 11 期決算公告

令和８年４月10日
東京都千代田区大手町１丁目２番１号
Ｏｔｅｍａｃｈｉ　Ｏｎｅタワー
ＵＢＳジャパン・アドバイザーズ株式会社
代表取締役社長　Keith　Truelove

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	513,612
	固定資産	31,991
	資産合計	545,603
負債及び純資産の部	流動負債	43,063
	株主資本	502,540
	資本金	110,000
	資本剰余金	355,360
	資本準備金	355,360
	利益剰余金	37,179
	その他利益剰余金	37,179
	（うち当期純利益）	（110,242）
	負債・純資産合計	545,603

第 6 期 決 算 公 告

令和８年４月10日
東京都港区元赤坂一丁目１番７―1006号
セントリア特定目的会社
取締役　菊地　耕平

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	18,854	流動負債	205
流動資産	629	固定負債	14,972
固定資産	18,224	負債合計	15,177
その他資産	573	純資産の部	
流動資産	534	社員資本	4,250
固定資産	30	特定資本金	0
繰延資産	8	優先資本金	4,030
		剰余金	220
		当期未処分利益	220
		純資産合計	4,250
資産合計	19,428	負債・純資産合計	19,428

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,085
営業費用	864
営業利益	220
営業外収益	1
営業外費用	0
経常利益	221
税引前当期純利益	221
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等調整額	0
当期純利益	220

第 23 期 決 算 公 告

令和８年４月10日
東京都新宿区西新宿三丁目２番11号
新宿三井ビル２号館12階
CITIC Telecom International CPC Japan株式会社
代表取締役　高橋　隆敏

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	494,229,346
	固定資産	26,053,710
	資産合計	520,283,056
負債及び純資産の部	流動負債	95,777,890
	株主資本	424,505,166
	資本金	10,000,000
	資本準備金	2,500,000
	利益剰余金	412,005,166
	その他利益剰余金	412,005,166
	（うち当期純利益）	（126,601,997）
	負債・純資産合計	520,283,056

第 27 期決算公告

2026年３月27日
東京都中央区日本橋本町一丁目９番13号
日本橋本町一丁目ビル５階
株式会社アパレルウェブ
代表取締役　小平　勝也

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	460,632
	固定資産	120,563
	資産合計	**581,196**
負純資債及産のび部	流動負債	124,142
	固定負債	225,010
	株主資本	232,044
	資本金	100,000
	利益剰余金	132,044
	利益準備金	95,828
	その他利益剰余金	36,215
	（うち当期純利益）	（14,877）
	負債・純資産合計	**581,196**

第 9 期 決 算 公 告

令和８年４月10日
東京都港区元赤坂一丁目１番７―1006号
PJMF Investments特定目的会社
取締役　菊地　耕平

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	6,576	流動負債	37
流動資産	137	固定負債	4,760
固定資産	6,439	**負債合計**	**4,797**
その他の資産	275	**純資産の部**	
流動資産	245	社員資本	2,054
繰延資産	30	特定資本金	0
		優先資本金	2,250
		剰余金	△196
		当期未処理損失	196
		純資産合計	**2,054**
資産合計	**6,851**	**負債・純資産合計**	**6,851**

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	197
営業費用	186
営業利益	11
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	11
税引前当期純利益	11
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	10
前期繰越損失	206
当期未処理損失	196

第 19 期決算公告

令和８年４月10日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
ＫＩＡトラスト株式会社
代表取締役　矢野　雅士

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	357,495,699
	固定資産	38,210,751
	資産合計	**395,706,450**
負純資債及産のび部	流動負債	204,853,254
	負債合計	**204,853,254**
	株主資本	190,853,196
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	140,853,196
	その他利益剰余金	140,853,196
	（うち当期純利益）	（49,654,108）
	純資産合計	**190,853,196**
	負債・純資産合計	**395,706,450**

第 4 期 決 算 公 告

令和８年４月10日
東京都港区虎ノ門一丁目１番21号
虎ノ門実業会館２階
特定目的会社レジプロパティーズフォー
取締役　赤津　忠祐

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	10,669	流動負債	39
流動資産	108	固定負債	7,328
固定資産	10,561	**負債合計**	**7,368**
有形固定資産	10,561	社員資本	3,903
その他の資産	602	特定資本金	3
流動資産	531	優先資本金	3,936
固定資産	42	剰余金	△35
投資その他の資産	42	当期未処理損失	35
繰延資産	28	**純資産合計**	**3,903**
資産合計	**11,271**	**負債・純資産合計**	**11,271**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	74
営業費用	107
営業損失	33
営業外収益	0
経常損失	33
税引前当期純損失	33
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	33
前期繰越損失	1
当期未処理損失	35

第５期決算公告

令和８年４月10日
東京都品川区東品川二丁目６番４号
株式会社ＭＡＧＵＳ
代表取締役　小池　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	94,419
	固定資産	13,625
	繰延資産	2,066
	資産合計	**110,110**
負純資債及産のび部	流動負債	165,802
	株主資本	△55,692
	資本金	80,000
	資本剰余金	236,000
	資本準備金	158,000
	その他資本剰余金	78,000
	利益剰余金	△371,692
	その他利益剰余金	△371,692
	（うち当期純損失）	（73,810）
	負債・純資産合計	**110,110**

第 91 期 決 算 公 告

令和８年４月10日
東京都港区新橋６丁目20番11号
日本馬匹輸送自動車株式会社
代表取締役社長　谷﨑　潤

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,868	流動負債	274
固定資産	1,043	（賞与引当金）	（15）
有形固定資産	776	固定負債	761
無形固定資産	24	（役員退職慰労引当金）	（11）
投資その他の資産	243	（退職給付引当金）	（749）
		株主資本	1,875
		資本金	36
		利益剰余金	1,839
		利益準備金	9
		その他利益剰余金	1,830
資産合計	**2,911**	**負債・純資産合計**	**2,911**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	2,391
売上原価	2,054
売上総利益	337
販売費及び一般管理費	176
営業利益	161
営業外収益	9
営業外費用	0
経常利益	170
特別利益	11
特別損失	0
税引前当期純利益	182
法人税、住民税及び事業税	79
法人税等調整額	△2
当期純利益	105

第 70 期決算公告

令和８年３月24日
東京都台東区元浅草二丁目６番７号
コンビ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,584,428
	固定資産	3,758,753
	資産合計	**11,343,182**
負純資債及産のび部	流動負債	6,145,661
	賞与引当金	205,175
	固定負債	600,908
	役員退職慰労引当金	211,480
	株主資本	4,542,750
	資本金	100,000
	利益剰余金	4,442,750
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	4,417,750
	（うち当期純損失）	（361,216）
	評価・換算差額等	53,862
	負債・純資産合計	**11,343,182**

第 47 期決算公告

令和８年４月10日
北海道白老郡白老町字石山７番地53
株式会社太陽
代表取締役　貫山　準

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,240
	固定資産	30,044
	繰延資産	904
	合計	**42,189**
負純資債及産のび部	流動負債	27,036
	固定負債	18,322
	株主資本	△3,170
	資本金	12,000
	利益剰余金	△15,170
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	△15,270
	（うち当期純利益）	（72）
	合計	**42,189**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十日

北海道白老郡白老町字石山七番地五三
株式会社太陽
代表取締役　貫山　準

第 30 期決算公告　令和８年４月10日
東京都新宿区揚場町１番21号
セントラル開発株式会社
代表取締役　升本　和彦
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,606
	固定資産	11,731
	資産合計	**13,337**
負純資産及び債の部	流動負債	372
	固定負債	6,466
	株主資本	6,498
	資本金	400
	資本剰余金	16
	その他資本剰余金	16
	利益剰余金	6,082
	利益準備金	14
	その他利益剰余金	6,068
	（うち当期純利益）	(287)
	負債・純資産合計	**13,337**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十八日であり、株主総会の決議は、令和八年三月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月十日
東京都新宿区揚場町一番二一号
セントラル開発株式会社
代表取締役　升本　和彦

第 28 期決算公告　令和８年３月23日
東京都新宿区新宿一丁目12番５号
Ｕｎｉ－ｗｏｒｋｓ新宿御苑３階
株式会社ナノオプト・メディア
代表取締役　大嶋　康彰
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,937,622
	固定資産	64,510
	資産合計	**2,002,132**
負純資産及び債の部	流動負債	1,356,867
	（うち賞与引当金）	(9,539)
	固定負債	34,000
	株主資本	611,265
	資本金	100,000
	利益剰余金	511,265
	利益準備金	3,753
	その他利益剰余金	507,513
	（うち当期純利益）	(267,515)
	負債・純資産合計	**2,002,132**

決　算　公　告
令和８年４月10日
岐阜県羽島市正木町曲利1026番地
株式会社ＭＴＣ
代表取締役　山中　俊一
貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,414
	固定資産	13,891
	合計	**28,306**
負純資産及び債の部	流動負債	21,045
	固定負債	19,934
	株主資本	△12,673
	資本金	10,000
	利益剰余金	△22,673
	その他利益剰余金	△22,673
	（うち当期純利益）	(5,946)
	合計	**28,306**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億千百九万九千四十五円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年三月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十日
岐阜県羽島市正木町曲利一〇二六番地
株式会社ＭＴＣ
代表取締役　山中　俊一

第 16 期 決 算 公 告
2026年３月26日
東京都新宿区西新宿一丁目23番７号
ホームエコ・ロジスティクス株式会社
代表取締役　大島　洋一
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	934,476
	固定資産	49,115
	繰延資産	20,627
	資産合計	**1,004,218**
負純資産及び債の部	流動負債	1,108,139
	固定負債	65,102
	株主資本	△169,022
	資本金	10,000
	利益剰余金	△179,022
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△181,522
	（うち当期純損失）	(103,289)
	負債・純資産合計	**1,004,218**

第 52 期 決 算 公 告
2026年４月10日
三重県尾鷲市港町４番１号
尾鷲石川商工株式会社
代表取締役　石川　浩
貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	413,154
	固定資産	574,210
	繰延資産	95
	合計	**987,461**
負純資産及び債の部	流動負債	407,121
	固定負債	400,250
	株主資本	180,089
	資本金	10,000
	利益剰余金	170,089
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	167,589
	（うち当期純利益）	(1,383)
	合計	**987,461**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月十日
三重県尾鷲市港町四番一号
(甲) 尾鷲石川商工株式会社
代表取締役　石川　浩
三重県尾鷲市港町四番一号
(乙) 東紀州商事有限会社
代表取締役　石川　浩

第 18 期決算公告　2026年３月26日
東京都千代田区大手町一丁目３番２号
ジャパンバイオエナジーホールディング株式会社
代表取締役社長　相場　主税
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,419
	固定資産	51,500
	資産合計	**63,919**
負純資産及び債の部	流動負債	171
	負債合計	**171**
	株主資本	63,748
	資本金	51,500
	利益剰余金	12,248
	利益準備金	12,875
	その他利益剰余金	△626
	（うち当期純利益）	(102,278)
	純資産合計	**63,748**
	負債・純資産合計	**63,919**

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	392
	固定資産	40,000
	資産合計	**40,393**
負純資産及び債の部	流動負債	100
	（賞与引当金）	(2)
	固定負債	700
	負債合計	**800**
	株主資本	39,580
	資本金	0
	資本剰余金	40,100
	その他資本剰余金	40,100
	利益剰余金	△519
	その他利益剰余金	△519
	（うち当期純損失）	(467)
	新株予約権	12
	純資産合計	**39,593**
	負債・純資産合計	**40,393**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少し三万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月十日
大阪市中央区南本町三丁目六番一四号
株式会社トライグループホールディングス　代表取締役　物部　晃之

第 24 期決算公告　令和８年４月10日
三重県伊賀市三田字東大町410番地の７
上野キヤノンマテリアル株式会社
代表取締役社長　神崎　治文
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	5,311
	固定資産	776
	資産合計	**6,088**
負純資産及び債の部	流動負債	4,611
	固定負債	1,026
	株主資本	449
	資本金	80
	資本剰余金	65
	資本準備金	20
	その他資本剰余金	45
	利益剰余金	303
	その他利益剰余金	303
	（うち当期純利益）	(304)
	負債・純資産合計	**6,088**

第３期決算公告

令和８年３月26日
岡山県玉野市田井６丁目９番１号
株式会社PowerX Manufacturing
代表取締役　池添　通則

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	500
	固定資産	140
	合計	641
負債及び純資産の部	流動負債	43
	賞与引当金	12
	株主資本	597
	資本金	300
	資本剰余金	300
	資本準備金	300
	利益剰余金	△2
	その他利益剰余金	△2
	（うち当期純利益）	(7)
	合計	641

第38期決算公告

令和８年４月10日
福岡県直方市大字頓野3229番地１
株式会社丸徳商事
代表取締役　徳山　恒平

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	93,046
	固定資産	2,534,323
	合計	2,627,369
負債及び純資産の部	流動負債	471,867
	固定負債	1,427,419
	株主資本	728,083
	資本金	5,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	723,083
	その他利益剰余金	723,083
	（うち当期純利益）	(330,395)
	合計	2,627,369

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することについて、各社の株主総会の承認決議は、甲については令和八年三月五日、乙については令和八年四月十日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年四月十日
福岡県直方市大字頓野三二二九番地一
（甲）代表取締役　株式会社丸徳商事　徳山　恒平
（乙）代表取締役　有限会社丹陽六　徳山　恒平

第64期決算公告

令和８年３月25日
福岡県糟屋郡久山町大字久原字野添3776番地の14
一品香食品株式会社
代表取締役　大野　貴弘

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,356,641
	固定資産	2,577,521
	資産合計	3,934,163
負債及び純資産の部	流動負債	721,815
	固定負債	964,045
	株主資本	2,248,301
	資本金	35,000
	利益剰余金	2,213,301
	利益準備金	8,750
	その他利益剰余金	2,204,551
	（うち当期純利益）	(220,595)
	負債・純資産合計	3,934,163

第20期決算公告

令和８年４月10日
福岡県久留米市長門石一丁目11番３号
株式会社元創
代表取締役　酒見　民子

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	73,606
	固定資産	94,866
	繰延資産	478
	資産合計	168,950
負債及び純資産の部	流動負債	23,811
	固定負債	96,818
	株主資本	48,321
	資本金	3,000
	利益剰余金	45,321
	その他利益剰余金	45,321
	（うち当期純利益）	(3,852)
	負債・純資産合計	168,950

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の売買、賃貸借仲介、斡旋及び管理業務の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることについたしましたので公告いたします。この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。なお、最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十日
福岡県久留米市長門石一丁目一一番三号
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	0
	固定資産	0
	繰延資産	0
	資産合計	0
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	0
	資本金	0
	利益剰余金	0
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	0

久留米市長門石一丁目一一番三号
代表取締役　株式会社SAKEMIホールディングス　酒見　薫
株式会社元創　酒見　民子

第11期決算公告

令和８年４月10日
岩手県盛岡市中央通一丁目11番17号
株式会社インタラック北日本
代表取締役　西山　邦徳

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	677
	固定資産	5
	資産合計	683
負債及び純資産の部	流動負債	242
	賞与引当金	3
	株主資本	441
	資本金	60
	利益剰余金	381
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	366
	（うち当期純利益）	(136)
	負債・純資産合計	683

第29期決算公告

2026年３月31日
東京都中央区京橋一丁目７番１号
カタール石油開発株式会社
代表取締役社長　金子　利信

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,954	流動負債	1,931
		（賞与引当金）	(3)
		固定負債	238
		負債合計	2,169
		株主資本	△214
		資本金	3,148
		利益剰余金	△3,362
		利益準備金	787
		その他利益剰余金	△4,149
		純資産合計	△214
資産合計	1,954	負債・純資産合計	1,954

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	0
売上原価	0
売上総利益	0
販売費及び一般管理費	145
営業損失	145
営業外収益	56
営業外費用	45
経常損失	133
特別利益	517
特別損失	238
税引前当期純利益	145
法人税、住民税及び事業税	10
当期純利益	135

第11期決算公告

令和８年４月10日
千葉県千葉市中央区新町１番地17
株式会社インタラック関東北
代表取締役　二ノ宮直也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	751
	固定資産	13
	資産合計	765
負債及び純資産の部	流動負債	435
	賞与引当金	6
	固定負債	1
	株主資本	328
	資本金	60
	利益剰余金	268
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	253
	（うち当期純利益）	(109)
	負債・純資産合計	765

第53期決算公告

2026年４月10日　東京都港区赤坂五丁目３番１号
ジャパン石油開発株式会社
代表取締役社長　仙石　雄三

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	194,307	流動負債	54,067
固定資産	283,012	固定負債	97,382
		負債合計	151,449
		株主資本	325,869
		資本金	5,532
		資本剰余金	47,504
		資本準備金	47,504
		利益剰余金	272,832
		その他利益剰余金	272,832
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
		純資産合計	325,870
資産合計	477,319	負債・純資産合計	477,319

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	580,973
売上原価	194,764
売上総利益	386,208
販売費及び一般管理費	1,008
営業利益	385,200
営業外収益	4,470
営業外費用	3,883
経常利益	385,787
税引前当期純利益	385,787
法人税及び住民税	336,171
法人税等調整額	△12,266
当期純利益	61,882

第 28 期 決 算 公 告

2026年３月23日　東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

株式会社ペイメントフォー

代表取締役　山﨑祐一郎

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	17,623,511	流動負債	16,233,542
固定資産	402,938	（賞与引当金）	(38,800)
		（セキュリティ対応引当金）	(43,700)
		株主資本	1,792,907
		資本金	1,134,780
		資本剰余金	50,000
		（資本準備金）	(50,000)
		利益剰余金	608,126
		（利益準備金）	(70,000)
		（その他利益剰余金）	(538,126)
資産合計	18,026,450	負債・純資産合計	18,026,450

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	3,068,181
売上原価	293,634
売上総利益	2,774,546
販売費及び一般管理費	2,104,056
営業利益	670,489
営業外収益	20,005
営業外費用	5,953
経常利益	684,542
特別利益	—
特別損失	318,904
税引前当期純利益	365,637
法人税、住民税及び事業税	109,477
法人税等調整額	87,218
当期純利益	168,941

第 1 期 決 算 公 告

2026年４月10日

東京都港区浜松町二丁目13番10号

株式会社メドフォリオ

代表取締役　奥村雄一郎

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	41,283
	固定資産	137
	合計	41,421
負債及び純資産の部	流動負債	2,433
	株主資本	38,987
	資本金	50,000
	利益剰余金	△11,012
	その他利益剰余金	△11,012
	（うち当期純損失）	(11,012)
	合計	41,421

第 34 期 決 算 公 告

令和８年４月10日

東京都千代田区丸の内二丁目２番３号

常盤橋インベストメント特定目的会社

取締役　平本　正和

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	159,370	流動負債	651
その他の資産	2,356	固定負債	25,000
流動資産	2,252	負債合計	25,651
固定資産	—	社員資本	136,076
繰延資産	103	特定資本金	0
		優先資本金	136,600
		剰余金	△524
		純資産合計	136,076
資産合計	161,727	負債・純資産合計	161,727

損益計算書の要旨
（自　令和７年８月１日　至　令和８年１月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	522
営業損失	522
営業外収益	—
営業外費用	—
経常損失	522
税引前当期純損失	522
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	524
前期繰越利益	0
当期未処理損失	524

第 22 期決算公告　令和８年４月10日

東京都中央区銀座四丁目12番15号
歌舞伎座タワー

株式会社リンクダイニング

代表取締役　堀岡亜紀子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	27
	固定資産	11
	資産合計	38
負債及び純資産の部	流動負債	181
	役員賞与引当金	0
	固定負債	0
	株主資本	△143
	資本金	50
	利益剰余金	△193
	その他利益剰余金	△193
	（うち当期純損失）	(7)
	負債・純資産合計	38

第 24 期 決 算 公 告

令和８年４月10日

東京都港区赤坂九丁目７番２号

エクイニクス・ハイパースケール１・ジャパン特定目的会社

取締役　ドナルド・キャンベル

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	**107,027**	**流動負債**	**1,991**
有形固定資産	106,999	**固定負債**	**99,700**
無形固定資産	27		
特定資産合計	**107,027**	**負債合計**	**101,691**
その他の資産	**13,106**	**社員資本**	**18,441**
流動資産	12,249	特定資本金	1,200
固定資産	856	優先資本金	29,164
		剰余金	△11,922
その他の資産合計	**13,106**	**純資産合計**	**18,441**
合計	**120,133**	**合計**	**120,133**

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	12,823
営業費用	13,988
営業外収益	5
営業外費用	4
経常損失	1,164
税引前当期純損失	1,164
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	1,165
前期繰越損失	10,757
当期未処理損失	11,922

第 21 期 決 算 公 告

令和８年４月10日

東京都中央区銀座四丁目12番15号
歌舞伎座タワー15階

ジャパンストラテジックファイナンス株式会社

代表取締役　堀場　俊史

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	134
	固定資産	3
	合計	138
負債及び純資産の部	流動負債	17
	株主資本	120
	資本金	10
	利益剰余金	110
	その他利益剰余金	110
	（うち当期純利益）	(27)
	合計	138

2025年12月期決算公告

2026年４月10日　東京都中央区京橋二丁目14番１号

リンクステック株式会社

代表取締役　ヤン・チーユン

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,514	流動負債	24,533
固定資産	22,046	固定負債	4,138
		（退職給付引当金）	(1,529)
		株主資本	1,888
		資本金	310
		資本剰余金	739
		資本準備金	310
		その他資本剰余金	429
		利益剰余金	839
		その他利益剰余金	839
資産合計	30,560	負債・純資産合計	30,560

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	17,024
売上原価	13,939
売上総利益	3,084
販売費及び一般管理費	1,975
営業利益	1,109
営業外収益	254
営業外費用	446
経常利益	917
特別利益	446
特別損失	803
税引前当期純利益	560
法人税、住民税及び事業税	12
法人税等調整額	△291
当期純利益	839

第 22 期 決 算 公 告

令和８年４月10日

東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
ＪＰタワー14階

Greenwich Associates Japan株式会社

代表取締役　ゴーラブ・アローラ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	69,677
	固定資産	17,821
	資産合計	87,498
負債及び純資産の部	流動負債	43,711
	（賞与引当金）	(22,836)
	株主資本	43,787
	資本金	10,000
	利益剰余金	33,787
	その他利益剰余金	33,787
	（うち当期純利益）	(5,651)
	負債・純資産合計	87,498

第３期決算公告

令和８年４月10日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内13階
Ultrabulk Japan株式会社
代表取締役
ハンス・クリスチャン・オルセン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	15,033
	固定資産	1,918
	合計	16,951
負債及び純資産の部	流動負債	6,847
	株主資本	10,104
	資本金	3,600
	利益剰余金	6,504
	その他利益剰余金	6,504
	（うち当期純利益）	(3,354)
	合計	16,951

第４期決算公告

令和８年４月10日
東京都千代田区大手町一丁目９番７号
大手町フィナンシャルシティサウスタワー15階
イートンリアルエステート株式会社
代表取締役　平谷　浩三

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,055,891	流動負債	4,197,584
固定資産	37,746,270	賞与引当金	73,941
繰延資産	38,504	役員賞与引当金	17,000
		固定負債	108,771
		退職給付引当金	45,688
		負債合計	4,306,355
		株主資本	35,534,310
		資本金	34,720,100
		利益剰余金	814,210
		その他利益剰余金	814,210
		純資産合計	35,534,310
資産合計	39,840,666	負債・純資産合計	39,840,666

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,227,160
営業費用	746,138
営業利益	481,021
営業外収益	126
営業外費用	88,213
経常利益	392,933
税引前当期純利益	392,933
法人税、住民税及び事業税	130,552
法人税等調整額	13,868
当期純利益	248,512

第７期決算公告

令和８年４月10日
東京都港区六本木六丁目15番１号
六本木ヒルズけやき坂テラス４階
Starwood Capital Japan株式会社
代表取締役　ニック・アントノポウロス

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,784,205
	固定資産	32,868
	合計	1,817,074
負債及び純資産の部	流動負債	1,625,484
	固定負債	49,753
	退職給付引当金	49,753
	株主資本	141,837
	資本金	5,000
	利益剰余金	136,837
	その他利益剰余金	136,837
	（うち当期純利益）	(43,982)
	合計	1,817,074

第３期決算公告

令和８年４月10日
東京都港区六本木一丁目６番１号
泉ガーデンタワーＫＰＭＧ税理士法人内
元赤坂特定目的会社
取締役　髙橋　通彰

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債の部	
特定資産	5,306,938	流動負債	145,688
固定資産	5,306,938	固定負債	29,198
その他の資産	835,014	負債合計	174,887
流動資産	832,910	純資産の部	
固定資産	516	社員資本	5,967,065
繰延資産	1,587	特定資本金	100
		優先資本金	6,000,000
		剰余金	△33,034
		当期未処理損失	33,034
		純資産合計	5,967,065
資産合計	6,141,953	負債・純資産合計	6,141,953

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	75,353
営業費用	105,895
営業損失	30,541
営業外収益	6
営業外費用	1,289
経常損失	31,824
税引前当期純損失	31,824
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	33,034

第18期決算公告

令和８年４月10日
東京都港区西新橋一丁目１番１号
日比谷フォートタワー16階
ＰＮＢアセット・マネジメント・ジャパン株式会社
代表取締役　モハマッド・カミル・ビン・イブラヒム

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	102
	固定資産	10
	合計	112
負債及び純資産の部	流動負債	0
	株主資本	112
	資本金	50
	利益剰余金	62
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	50
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	112

第９期決算公告

令和８年４月10日
東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー
オリンピア１特定目的会社
取締役　髙橋　通彰

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	25,662	流動負債	334
流動資産	373	固定負債	21,577
固定資産	25,289	負債合計	21,911
その他の資産	796	純資産の部	
流動資産	471	社員資本	4,547
固定資産	8	特定資本金	0
繰延資産	317	優先資本金	4,681
		剰余金	△134
		当期未処理損失	134
		純資産合計	4,547
資産合計	26,458	負債・純資産合計	26,458

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,170
営業費用	1,223
営業損失	53
営業外収益	5
営業外費用	—
経常損失	49
税引前当期純損失	49
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	50
前期繰越損失	84
当期未処理損失	134

第11期決算公告

令和８年４月10日
神奈川県横浜市中区長者町五丁目85番地
株式会社インタラック関東南
代表取締役　石川　和希

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,363
	固定資産	14
	資産合計	1,377
負債及び純資産の部	流動負債	577
	賞与引当金	6
	固定負債	0
	株主資本	799
	資本金	40
	資本剰余金	20
	利益剰余金	739
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	729
	（うち当期純利益）	(170)
	負債・純資産合計	1,377

第６期決算公告

令和８年４月10日
東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー
ケンジントン特定目的会社
取締役　髙橋　通彰

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	12,067	流動負債	137
流動資産	162	固定負債	6,459
固定資産	11,905	負債合計	6,596
その他の資産	329	純資産の部	
流動資産	231	社員資本	5,800
固定資産	3	特定資本金	0
繰延資産	95	優先資本金	5,788
		剰余金	12
		当期未処分利益	12
		純資産合計	5,800
資産合計	12,396	負債・純資産合計	12,396

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	357
営業費用	330
営業利益	27
営業外収益	6
営業外費用	—
経常利益	33
税引前当期純利益	33
法人税、住民税及び事業税	2
当期純利益	31
前期繰越損失	19
当期未処分利益	12

第　5　期　決　算　公　告

令和８年４月10日
東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー
メリルボーン特定目的会社
取締役　髙橋　通彰

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	23,669	流動負債	352
流動資産	302	固定負債	20,550
固定資産	23,367	負債合計	20,903
その他の資産	1,037	純資産の部	
流動資産	786	社員資本	3,804
固定資産	187	特定資本金	0
繰延資産	64	優先資本金	3,896
		剰余金	△93
		当期未処理損失	93
		純資産合計	3,804
資産合計	24,707	負債・純資産合計	24,707

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,076
営業費用	1,172
営業損失	95
営業外収益	4
営業外費用	—
経常損失	92
税引前当期純損失	92
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	93
前期繰越利益	—
当期未処理損失	93

第 11 期決算公告　令和８年４月10日

静岡県浜松市中央区伝馬町311番地の14
株式会社インタラック関西東海
代表取締役　三室　明弘

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	528
	固定資産	4
	資産合計	532
負債及び純資産の部	流動負債	259
	賞与引当金	5
	株主資本	273
	資本金	60
	利益剰余金	213
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	198
	（うち当期純利益）	(52)
	負債・純資産合計	532

第　24　期　決　算　公　告

令和８年４月10日
東京都港区愛宕二丁目５番１号
愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー19階
アウロラ債権回収株式会社
代表取締役社長　清水　浩之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,485,399	流動負債	666,142
固定資産	98,227	賞与引当金	8,199
有形固定資産	4,569	固定負債	762,825
無形固定資産	5,652	役員退職慰労引当金	70,380
投資その他の資産	88,005	負債合計	1,428,967
		株主資本	1,154,658
		資本金	500,000
		利益剰余金	654,658
		利益準備金	5,600
		その他利益剰余金	649,058
		純資産合計	1,154,658
資産合計	2,583,626	負債・純資産合計	2,583,626

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,269,415
売上原価	183,445
売上総利益	1,085,969
販売費及び一般管理費	854,842
営業利益	231,126
営業外収益	3,015
営業外費用	83,776
経常利益	150,365
税引前当期純利益	150,365
法人税、住民税及び事業税	64,789
法人税等調整額	603
当期純利益	84,972

第 72 期決算公告　令和８年４月10日

愛知県刈谷市神明町六丁目100番地
株式会社サーテックカリヤ
代表取締役　竹内　弘一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,610,431
	固定資産	12,342,462
	合計	15,952,893
負債及び純資産の部	流動負債	6,504,712
	（うち賞与引当金）	(267,306)
	固定負債	3,841,844
	株主資本	5,606,337
	資本金	100,000
	利益剰余金	5,506,337
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	5,481,337
	（うち当期純利益）	(△434,038)
	合計	15,952,893

第　16　期　決　算　公　告

令和８年４月10日
東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
鉄鋼ビルディング４階
Tokyo17特定目的会社
取締役　山本　祐紀

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債の部	
特定資産	—	流動負債	833,706
固定資産	—	負債合計	833,706
その他の資産	44,285,309	純資産の部	
流動資産	44,285,309	社員資本	43,451,602
		特定資本金	100
		優先資本金	7,185,900
		剰余金	36,265,602
		当期未処分利益	36,265,602
		純資産合計	43,451,602
資産合計	44,285,309	負債・純資産合計	44,285,309

損益計算書の要旨
（自　令和７年12月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	77,201,621
営業費用	42,006,513
営業利益	35,195,107
営業外収益	12,911
営業外費用	24,120
経常利益	35,183,898
特別利益	619,886
特別損失	51,018
税引前当期純利益	35,752,766
法人税、住民税及び事業税	149
当期純利益	35,752,616

第　2　期　決　算　公　告

令和８年４月10日
京都市右京区太秦安井西裏町５－３
株式会社和寂
代表取締役　チュウ・リョウヘイ

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	10,444,778
	固定資産	698,362
	繰延資産	1,071,603
	合計	12,214,743
負債及び純資産の部	流動負債	2,893,970
	株主資本	9,320,773
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	4,320,773
	その他利益剰余金	4,320,773
	（うち当期純利益）	(5,565,898)
	合計	12,214,743

第　92　期　決　算　公　告

2026年３月26日　名古屋市中村区名駅南二丁目13番４号
井上護謨工業株式会社
代表取締役　三輪信太郎

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	212,650	流動負債	198,786
固定資産	94,014	固定負債	42,696
		株主資本	55,159
		資本金	145
		資本剰余金	9
		資本準備金	9
		利益剰余金	55,049
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	54,999
		自己株式	△44
		評価・換算差額等	10,023
		その他有価証券評価差額金	10,023
資産合計	306,663	負債・純資産合計	306,663

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	8,813
売上原価	5,400
売上総利益	3,413
販売費及び一般管理費	2,451
営業利益	962
営業外損益	6,856
経常利益	7,819
特別損益	△350
税引前当期純利益	7,468
法人税、住民税及び事業税	1,283
法人税等調整額	116
当期純利益	6,069

第 23 期決算公告　令和８年４月10日

兵庫県宝塚市旭町三丁目９番１号
株式会社ポラリス
代表取締役　森　　剛士

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	591,477
	固定資産	569,761
	合計	1,161,239
負債及び純資産の部	流動負債	308,491
	固定負債	1,763,741
	株主資本	△910,993
	資本金	50,000
	資本剰余金	319,959
	資本準備金	319,959
	利益剰余金	△1,280,953
	その他利益剰余金	△1,280,953
	（うち当期純損失）	(63,612)
	合計	1,161,239

第11期決算公告

令和８年４月10日
福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目17番38号
株式会社インタラック西日本
代表取締役　岡元　正久

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	497
	固定資産	4
	資産合計	502
負債及び純資産の部	流動負債	238
	賞与引当金	3
	株主資本	264
	資本金	60
	利益剰余金	204
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	189
	（うち当期純利益）	（59）
	負債・純資産合計	502

第73期決算公告

2026年３月26日　名古屋市中村区名駅南二丁目13番４号
株式会社イノアックコーポレーション
代表取締役　野村　泰

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目	金額		科目	金額
流動資産	224,241		流動負債	70,234
固定資産	115,856		固定負債	32,371
			株主資本	225,454
			資本金	720
			資本剰余金	9
			資本準備金	9
			利益剰余金	224,724
			利益準備金	180
			その他利益剰余金	224,544
			評価・換算差額等	12,038
			その他有価証券評価差額金	12,038
資産合計	340,098		負債・純資産合計	340,098

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	205,509
売上原価	189,124
売上総利益	16,384
販売費及び一般管理費	12,606
営業利益	3,777
営業外損益	7,189
経常利益	10,967
特別損益	△344
税引前当期純利益	10,623
法人税、住民税及び事業税	2,058
法人税等調整額	321
当期純利益	8,243

第５期決算公告

令和８年３月23日
東京都中央区日本橋二丁目３番４号
フェローテック・セミコンダクター・マテリアル株式会社
代表取締役　中田　雅已

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	493,068
	固定資産	13,599
	資産合計	506,667
負債及び純資産の部	流動負債	237,866
	固定負債	0
	負債合計	237,866
	株主資本	268,801
	資本金	350,000
	利益剰余金	△81,199
	その他利益剰余金	△81,199
	（うち当期純損失）	（17,526）
	純資産合計	268,801
	負債・純資産合計	506,667

第２期決算公告

令和８年４月10日
大分県大分市大字中ノ洲２番地
クラサスケミカル株式会社
代表取締役社長　福田　浩嗣

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	99,447	流動負債	88,850
固定資産	58,110	（修繕引当金）	（4,381）
有形固定資産	45,201	（賞与引当金）	（425）
無形固定資産	1,249	固定負債	6,370
投資その他の資産	11,660	株主資本	51,599
		資本金	110
		資本剰余金	49,795
		その他資本剰余金	49,795
		利益剰余金	1,694
		その他利益剰余金	1,694
		評価・換算差額等	10,738
		土地再評価差額金	10,738
資産合計	157,557	負債・純資産合計	157,557

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	264,648
売上原価	255,068
売上総利益	9,580
販売費及び一般管理費	8,675
営業利益	905
営業外収益	1,907
営業外費用	960
経常利益	1,852
特別利益	203
特別損失	123
税引前当期純利益	1,932
法人税、住民税及び事業税	878
法人税等調整額	△640
当期純利益	1,694

第91期決算公告

2026年３月26日
石川県鹿島郡中能登町徳前壱弐部46番地
マルオリグループ株式会社
代表取締役社長　宮本　智行

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,989,501
	固定資産	10,119,517
	合計	15,109,018
負債及び純資産の部	流動負債	887,702
	固定負債	127,458
	株主資本	14,093,857
	資本金	50,000
	資本剰余金	7,170,780
	その他資本剰余金	7,170,780
	利益剰余金	6,873,076
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	6,860,576
	（うち当期純利益）	（9,585）
	合計	15,109,018

決算公告

令和８年４月10日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号
山王パークタワー４階
株式会社ＪＣペイロール
代表取締役　永峰　潤

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,305
	合計	9,305
負債及び純資産の部	流動負債	202
	株主資本	9,103
	資本金	10,000
	利益剰余金	△896
	その他利益剰余金	△896
	（うち当期純損失）	（190）
	合計	9,305

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し一百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十日
東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー四階
株式会社ＪＣペイロール
代表取締役　永峰　潤

第70期決算公告

2026年３月26日
石川県鹿島郡中能登町久乃木井部15番地
丸井織物株式会社
代表取締役社長　宮本　智行

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	7,925,444
	固定資産	4,986,941
	合計	12,912,385
負債及び純資産の部	流動負債	2,081,787
	固定負債	452,155
	（うち役員退職慰労引当金）	（351,654）
	株主資本	10,378,442
	資本金	57,184
	利益剰余金	10,321,258
	利益準備金	15,275
	その他利益剰余金	10,305,983
	（うち当期純利益）	（954,663）
	合計	12,912,385

第５期決算公告

令和８年４月10日
愛知県津島市東柳原町三丁目17番地
株式会社清芳屋ホールディングス
代表取締役　稲垣　宏高

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	177,467
	固定資産	1,677,304
	合計	1,854,772
負債及び純資産の部	流動負債	112,778
	固定負債	200,382
	株主資本	1,541,612
	資本金	10,000
	資本剰余金	923,598
	その他資本剰余金	923,598
	利益剰余金	608,013
	その他利益剰余金	608,013
	（うち当期純利益）	（9,095）
	合計	1,854,772

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の投資運用部門に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和八年四月十日
愛知県津島市東柳原町三丁目一七番地
（甲）ＨＴＨ株式会社
代表取締役　稲垣　宏高
愛知県津島市東柳原町三丁目一七番地
（乙）株式会社清芳屋ホールディングス
代表取締役　稲垣　宏高

決　算　公　告

令和８年４月10日
徳島市北沖洲四丁目１番38号
大光青果株式会社
代表取締役　宮城　幸子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	82,912
	固定資産	6,910
	合計	89,822
負純資産及び部	流動負債	92,116
	賞与引当金	100
	固定負債	3,456
	株主資本	△5,750
	資本金	10,000
	利益剰余金	△15,750
	利益準備金	400
	別途積立金	150
	繰越利益剰余金	△16,300
	（うち当期純損失）	(4,131)
	合計	89,822

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の青果物の仲卸販売に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)確定した最終事業年度はありません。
(乙)左記のとおりです。
令和八年四月十日
徳島市南沖洲四丁目三一五番一号
(甲)大光青果株式会社
代表取締役　濱口　敦嗣
徳島市北沖洲四丁目一番三八号
(乙)大光青果株式会社
代表取締役　宮城　幸子

第 54 期 決 算 公 告

令和８年４月10日

東京都中央区日本橋人形町２丁目14番10号
アーバンネット日本橋ビル

デーナ・ジャパン株式会社

代表取締役　パトリック・マーロウ・ウィリアムス

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	469,878
	固定資産	385,365
	資産合計	855,244
負債及び純資産の部	流動負債	76,437
	納税引当金	21,648
	賞与積立金	26,066
	その他	29,030
	固定負債	31,327
	退職給与引当金	31,018
	負債合計	107,764
	株主資本	747,479
	資本金	200,000
	資本剰余金	298,347
	資本準備金	168,347
	その他資本剰余金	130,000
	利益剰余金	249,131
	その他利益剰余金	249,131
	（うち当期純利益）	(90,087)
	純資産合計	747,479
	負債・純資産合計	855,244

第 65 期 決 算 公 告

令和８年４月10日
大分県宇佐市大字長洲3980番地
株式会社長浦製網所
代表取締役　長浦　善徳

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	228,250,097
	固定資産	170,132,507
	資産合計	398,382,604
負純資産及び部	流動負債	126,494,768
	固定負債	361,783,209
	株主資本	△ 89,895,373
	資本金	19,800,000
	利益剰余金	△109,695,373
	利益準備金	15,000,000
	その他利益剰余金	△ 124,695,373
	（うち当期純損失）	(22,020,041)
	負債・純資産合計	398,382,604

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む全事業に関する一切の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)確定した最終事業年度はありません。
(乙)左記のとおりです。
令和八年四月十日
大分県宇佐市大字江須賀二九九八番地
(甲)株式会社ナガウラ
代表取締役　長浦　善朝
大分県宇佐市大字長洲三九八〇番地
(乙)株式会社長浦製網所
代表取締役　長浦　善徳

第 35 期 決 算 公 告

令和８年４月10日

茨城県つくば市上境992番地
つくば航空株式会社
代表取締役　中田　俊之

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	327,416	流動負債	201,596
固定資産	1,320,810	賞与引当金	11,687
繰延資産	14,931	固定負債	1,135,763
		株主資本	325,798
		資本金	100,000
		資本剰余金	300,000
		資本準備金	150,000
		その他資本剰余金	150,000
		利益剰余金	△74,201
		その他利益剰余金	△74,201
		（うち当期純利益）	(52,138)
資産合計	1,663,157	負債・純資産合計	1,663,157

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し一億円とすることにいたしました。
効力発生日は令和八年五月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年三月六日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりですが、期中に増資を行い現在の資本金の額は一億五千万円となっております。
令和八年四月十日
茨城県つくば市上境九九二番地
つくば航空株式会社
代表取締役　中田　俊之

第 25 期 決 算 公 告

令和８年４月10日

名古屋市千種区今池四丁目７番11号
株式会社ＥＭＣ
代表取締役　藏原　郁智

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,234	流動負債	6,387
固定資産	4,171	固定負債	29,516
		株主資本	△29,496
		資本金	18,050
		資本剰余金	9,050
		資本準備金	8,800
		その他資本剰余金	250
		利益剰余金	△56,249
		その他利益剰余金	△56,249
		（うち当期純損失）	(2,299)
		自己株式	△347
資産合計	6,406	負債・純資産合計	6,406

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百二万五千円減少し九百二万五千円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年四月十日
名古屋市千種区今池四丁目七番一一号
株式会社ＥＭＣ
代表取締役　藏原　郁智

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十日

茨城県桜川市友部四八八―一

茨城商事株式会社

代表取締役　大吉　誠

第 47 期 決 算 公 告

令和８年４月10日

茨城県桜川市友部488―１

茨城商事株式会社

代表取締役　大吉　誠

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,550
	固定資産	12,765
	合計	16,315
負純資産の債及び部	流動負債	185
	株主資本	16,130
	資本金	20,000
	利益剰余金	△3,869
	利益準備金	3,500
	その他利益剰余金	△7,369
	（うち当期純利益）	(408)
	合計	16,315

第 60 期決算公告　2026年３月26日

石川県鹿島郡中能登町能登部上甲部２―１

良川サイジング株式会社

代表取締役社長　石訳　弘一

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	719,612
	固定資産	508,320
	繰延資産	17
	合計	1,227,950
負純資産の債及び部	流動負債	356,807
	株主資本	871,143
	資本金	35,000
	資本剰余金	10,395
	利益剰余金	850,308
	利益準備金	1,211
	その他利益剰余金	849,097
	（うち当期純利益）	(4,068)
	自己株式	△24,559
	合計	1,227,950

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十日

札幌市豊平区月寒西三条六丁目二番一号

（甲）株式会社アリヤス設計コンサルタント

代表取締役　河村　守人

札幌市中央区南二条西二十四丁目二番一〇号

（乙）株式会社メイ・プラン・コンサル

代表取締役　河村　有泰

第 24 期決算公告　令和８年４月10日

札幌市中央区南二条西二十四丁目２番10号

株式会社メイ・プラン・コンサル

代表取締役　河村　有泰

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	476
	固定資産	161
	資産合計	637
負純資産の債及び部	流動負債	40
	固定負債	37,637
	株主資本	△37,040
	資本金	8,000
	利益剰余金	△45,040
	その他利益剰余金	△45,040
	（うち当期純利益）	(168)
	負債・純資産合計	637

第 57 期決算公告　令和８年４月10日

札幌市豊平区月寒西三条六丁目２番１号

株式会社アリヤス設計コンサルタント

代表取締役　河村　守人

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	298,078
	固定資産	23,333
	資産合計	321,411
負純資産の債及び部	流動負債	47,638
	固定負債	217,167
	株主資本	56,606
	資本金	30,000
	利益剰余金	26,606
	利益準備金	80
	その他利益剰余金	26,526
	（うち当期純利益）	(1,951)
	負債・純資産合計	321,411

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十日

千葉県市川市鬼高四丁目八番八号

（甲）株式会社ホンダベルノ市川

代表取締役　中川　史昭

千葉県松戸市松戸新田五五七番地

（乙）株式会社ホンダカーズ西千葉

代表取締役　恩田　佳次

第 17 期決算公告　令和８年４月10日

千葉県松戸市松戸新田557番地

株式会社ホンダカーズ西千葉

代表取締役　恩田　佳次

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,474,760
	固定資産	308,491
	資産合計	1,783,252
負純資産の債及び部	流動負債	1,276,462
	固定負債	125,453
	株主資本	381,336
	資本金	50,000
	資本剰余金	39,134
	資本準備金	39,134
	利益剰余金	292,202
	利益準備金	14,119
	その他利益剰余金	278,082
	（うち当期純利益）	(129,412)
	負債・純資産合計	1,783,252

第 48 期決算公告　令和８年４月10日

千葉県市川市鬼高四丁目８番８号

株式会社ホンダベルノ市川

代表取締役　中川　史昭

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,348,848
	固定資産	7,065,470
	資産合計	10,414,319
負純資産の債及び部	流動負債	3,746,379
	固定負債	3,148,216
	株主資本	3,519,724
	資本金	50,000
	資本剰余金	14,375
	資本準備金	14,375
	利益剰余金	3,455,349
	利益準備金	13,319
	その他利益剰余金	3,442,029
	（うち当期純利益）	(461,007)
	負債・純資産合計	10,414,319

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十日

大阪府高槻市城西町一一番一六号

（甲）株式会社フューチャーデザイン

代表取締役　髙木　祐樹

滋賀県大津市柳川二丁目一〇番一号

（乙）株式会社高木工業所大津

代表取締役　中園　志繁

第 51 期決算公告　令和８年４月10日

滋賀県大津市柳川二丁目10番１号

株式会社高木工業所大津

代表取締役　中園　志繁

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	157,392,076
	固定資産	34,423,597
	繰延資産	750,000
	合計	192,565,673
負純資産の債及び部	流動負債	66,326,826
	固定負債	40,259,848
	株主資本	85,978,999
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	65,978,999
	利益準備金	3,850,000
	その他利益剰余金	62,128,999
	（うち当期純利益）	(1,973,108)
	合計	192,565,673

第 23 期決算公告　令和８年４月10日

大阪府高槻市城西町11番16号

株式会社フューチャーデザイン

代表取締役　髙木　祐樹

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	32,733,411
	固定資産	460,012,556
	合計	492,745,967
負純資産の債及び部	流動負債	20,110,201
	固定負債	393,358,160
	株主資本	79,277,606
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	77,777,606
	利益準備金	250,000
	その他利益剰余金	77,527,606
	（うち当期純利益）	(10,547,731)
	自己株式	△ 1,500,000
	合計	492,745,967

第 6 期 決 算 公 告

令和８年４月10日　　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号

Swedish Orphan Biovitrum Japan株式会社

代表取締役　金　哲　大

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	618,664	流動負債	895,433
固定資産	509,281	（賞与引当金）	(117,045)
		（有給休暇引当金）	(56,593)
		固定負債	74,816
		株主資本	157,696
		資本金	5,000
		資本剰余金	5,000
		資本準備金	5,000
		利益剰余金	147,696
		その他利益剰余金	147,696
		（うち当期純利益）	(73,614)
資産合計	1,127,946	負債・純資産合計	1,127,946

第 15 期 決 算 公 告

令和８年４月10日

東京都港区赤坂九丁目７番１号ミッドタウン・タワー

リンクトイン・ジャパン株式会社

代表取締役　ヘンリー・チニン・フォン

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,065,972	流動負債	1,848,513
固定資産	1,489,610	固定負債	242,621
		株主資本	464,447
		資本金	50
		資本剰余金	1,070,198
		資本準備金	50
		その他資本剰余金	1,070,148
		利益剰余金	△605,801
		その他利益剰余金	△605,801
		（うち当期純損失）	(72,904)
資産合計	2,555,582	負債・純資産合計	2,555,582

第 7 期 決 算 公 告

令和８年４月10日　　東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
丸の内トラストタワー本館21階

サムティホテルコンサルティング株式会社

代表取締役社長　江連　慎二

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	51,842	流動負債	4,858
固定資産	150	固定負債	—
		負債合計	4,858
		株主資本	47,134
		資本金	10,000
		資本剰余金	10,010
		利益剰余金	27,124
		利益準備金	21,959
		その他利益剰余金	5,164
		（うち当期純利益）	(2,931)
		純資産合計	47,134
資産合計	51,992	負債・純資産合計	51,992

第 51 期 決 算 公 告

令和８年４月10日　　香川県観音寺市柞田町丙2066番地１

株式会社フードレック

代表取締役　安永　　勝

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,870	流動負債	1,296
固定資産	2,297	賞与引当金	45
		固定負債	205
		退職給付引当金	200
		株主資本	2,667
		資本金	38
		資本剰余金	23
		資本準備金	23
		利益剰余金	2,606
		利益準備金	34
		その他利益剰余金	2,572
		（うち当期純利益）	(176)
資産合計	4,167	負債・純資産合計	4,167

令 和 7 年 度 決 算 公 告

令和８年４月10日　　仙台市泉区実沢字立田屋敷17番地の１

医療法人松田会

理事長　松田　泰史

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,006	流動負債	3,095
固定資産	6,865	賞与引当金	69
有形固定資産	5,826	その他	3,026
無形固定資産	80	固定負債	3,686
投資その他の資産	958	退職給付引当金	602
		その他	3,084
		負債合計	6,781
		出資金	50
		積立金	3,846
		任意積立金	2,100
		繰越利益積立金	1,746
		評価・換算差額等	193
		その他有価証券評価差額金	193
		純資産合計	4,089
資産合計	10,871	負債・純資産合計	10,871

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日
至　令和７年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
事業収益	12,755	経常利益	305
（うち本来業務）	(10,827)	特別利益	5
（うち附帯業務）	(1,927)	特別損失	76
事業費用	12,533	税引前当期純利益	233
（うち本来業務）	(10,821)	法人税、住民税及び事業税	70
（うち附帯業務）	(1,711)	法人税等調整額	△25
事業利益	221	当期純利益	189
事業外収益	147		
事業外費用	63		

第 22 期 決 算 公 告

令和８年３月27日　　東京都品川区西五反田七丁目21番11号

アライドテレシス株式会社

代表取締役　サチエ　オオシマ

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	18,007,018	流動負債	15,187,196
固定資産	2,514,888	賞与引当金	494,589
		その他	14,692,606
		固定負債	366,237
		退職給付引当金	336,221
		その他	30,016
		負債合計	15,553,434
		株主資本	4,968,472
		資本金	1,987,000
		資本剰余金	403,238
		その他資本剰余金	403,238
		利益剰余金	2,578,234
		利益準備金	496,750
		繰越利益剰余金	2,081,484
		純資産合計	4,968,472
資産合計	20,521,907	負債・純資産合計	20,521,907

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日
至　令和７年12月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	33,263,331	経常利益	2,944,703
売上原価	20,081,952	税引前当期純利益	2,944,703
売上総利益	13,181,379	法人税、住民税及び事業税	814,346
販売費及び一般管理費	10,142,451	法人税等調整額	49,567
営業利益	3,038,928	当期純利益	2,080,789
営業外収益	2,267		
営業外費用	96,492		

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百四十五万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十八日であり、株主総会の決議は、令和八年三月十七日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月十日

東京都世田谷区中町一丁目二三番二号

株式会社コンコルド

代表取締役　古賀　隆之

第50期決算公告

令和８年４月10日

東京都世田谷区中町一丁目23番２号

株式会社コンコルド

代表取締役　古賀　隆之

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	85,570
	固定資産	183,794
	資産合計	**269,364**
負純資債産及の部び	流動負債	12,469
	固定負債	292,000
	株主資本	△35,105
	資本金	23,450
	利益剰余金	△58,539
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	△58,939
	（うち当期純損失）	(17,247)
	自己株式	△16
	負債・純資産合計	**269,364**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月十日

石川県金沢市二日市町へ九八番地

兼六運輸株式会社

代表取締役　山崎　秀人

第71期決算公告

令和８年４月10日

石川県金沢市二日市町へ98番地

兼六運輸株式会社

代表取締役　山崎　秀人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	228,718
	固定資産	109,088
	合計	**337,807**
負純資債産及の部び	流動負債	32,176
	固定負債	40,757
	株主資本	264,872
	資本金	20,000
	利益剰余金	244,872
	利益準備金	2,762
	その他利益剰余金	242,110
	（うち当期純利益）	(15,538)
	合計	**337,807**

第24期決算公告

令和８年４月10日

栃木県小山市駅東通り二丁目40番６号

日東レンタル株式会社

代表取締役　佐藤　友哉

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,330
	固定資産	2,043
	資産合計	**3,374**
負債及び純資産の部	流動負債	652
	（うち賞与引当金）	(3)
	固定負債	825
	（うち退職給付引当金）	(20)
	（うち役員退職慰労引当金）	(2)
	株主資本	1,896
	資本金	50
	資本剰余金	82
	資本準備金	40
	その他資本剰余金	42
	利益剰余金	1,763
	その他利益剰余金	1,763
	（うち当期純利益）	(99)
	負債・純資産合計	**3,374**

第12期決算公告

令和８年４月10日

東京都世田谷区野沢三丁目２番18号

東日興産株式会社

代表取締役　鶴岡　耕平

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,837
	固定資産	1,395
	資産合計	**8,233**
負債及び純資産の部	流動負債	2,242
	（うち賞与引当金）	(99)
	固定負債	124
	（うち退職給付引当金）	(44)
	（うち役員退職慰労引当金）	(20)
	株主資本	5,768
	資本金	90
	資本剰余金	2,660
	資本準備金	1,375
	その他資本剰余金	1,285
	利益剰余金	3,018
	その他利益剰余金	3,018
	（うち当期純利益）	(371)
	評価・換算差額等	98
	繰延ヘッジ損益	98
	負債・純資産合計	**8,233**

第 114 期 決 算 公 告

令和８年３月27日

大阪市中央区北久宝寺町三丁目６番１号

株式会社　鴻　池　組

取締役社長　渡津　弘己

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	208,361	流動負債	115,101
固定資産	49,848	（完成工事補償引当金）	(1,784)
有形固定資産	14,993	（賞与引当金）	(2,137)
無形固定資産	1,555	（工事損失引当金）	(2,411)
投資その他の資産	33,299	固定負債	8,274
		（退職給付引当金）	(4,385)
		（役員退職慰労引当金）	(559)
		負債合計	123,375
		純資産の部	
		株主資本	128,859
		資本金	5,350
		資本剰余金	1,337
		資本準備金	1,337
		利益剰余金	122,172
		その他利益剰余金	122,172
		評価・換算差額等	5,974
		その他有価証券評価差額金	5,974
		純資産合計	134,834
資産合計	258,210	負債・純資産合計	258,210

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	270,223
売上原価	237,266
売上総利益	32,956
販売費及び一般管理費	15,178
営業利益	17,778
営業外収益	972
営業外費用	647
経常利益	18,103
特別利益	803
特別損失	175
税引前当期純利益	18,731
法人税、住民税及び事業税	6,191
法人税等調整額	△ 1,013
当期純利益	13,553

第 59 期決算公告

令和８年４月10日

東京都中野区江原町三丁目23番９号

株式会社天津飯店ホールディングス

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,497,120
	固定資産	2,727,411
	合計	4,224,531
負債及び純資産の部	流動負債	210,113
	固定負債	756,581
	株主資本	3,257,835
	資本金	20,000
	資本剰余金	1,341,714
	資本準備金	70,000
	その他資本剰余金	1,271,714
	利益剰余金	1,896,121
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,886,121
	（うち当期純利益）	(115,578)
	合計	4,224,531

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することについてこの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月十日

東京都中野区江原町三丁目二三番九号

（甲）株式会社天津飯店ホールディングス

代表取締役　貝塚　光弘

東京都中野区江原町三丁目二三番九号

（乙）株式会社天津飯店静岡

代表取締役　貝塚　光葉

東京都中野区江原町三丁目二三番九号

（丙）株式会社天津飯店千葉

代表取締役　貝塚　光

第 59 期決算公告

令和８年４月10日

東京都中野区江原町三丁目23番９号

株式会社天津飯店静岡

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	98,642
	固定資産	232,170
	合計	330,812
負債及び純資産の部	流動負債	7,006
	固定負債	7,000
	株主資本	316,806
	資本金	10,000
	利益剰余金	306,806
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	304,306
	（うち当期純利益）	(5,662)
	合計	330,812

第 59 期決算公告

令和８年４月10日

東京都中野区江原町三丁目23番９号

株式会社天津飯店千葉

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	116,447
	固定資産	111,960
	合計	228,407
負債及び純資産の部	流動負債	10,142
	株主資本	218,264
	資本金	10,000
	利益剰余金	208,264
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	205,764
	（うち当期純損失）	(877)
	合計	228,407

第 93 期決算公告

2026年４月10日

静岡県榛原郡吉田町神戸1235番地

株式会社大川原製作所

代表取締役　大川原綾乃

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,091
	固定資産	3,609
	資産合計	9,701
負債及び純資産の部	流動負債	2,807
	（うち賞与引当金）	(107)
	（うち役員賞与引当金）	(32)
	（うち製品保証引当金）	(139)
	（うち工事損失引当金）	(14)
	固定負債	418
	（うち退職給付引当金）	(312)
	（うち役員退職慰労引当金）	(32)
	負債合計	3,226
	株主資本	5,863
	資本金	100
	資本剰余金	1,273
	資本準備金	594
	その他資本剰余金	679
	利益剰余金	6,094
	利益準備金	122
	その他利益剰余金	5,972
	（うち当期純利益）	(477)
	自己株式	△1,604
	評価・換算差額等	610
	その他有価証券評価差額金	610
	純資産合計	6,474
	負債・純資産合計	9,701

第 25 期決算公告

令和８年４月10日

大阪市西成区天下茶屋二丁目７番11号

株式会社ソフトクリエイション

代表取締役　河本　勝弘

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	238,937
	固定資産	36,990
	合計	275,928
負債及び純資産の部	流動負債	103,156
	固定負債	202,774
	株主資本	△ 30,001
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 33,001
	その他利益剰余金	△ 33,001
	（うち当期純損失）	(3,060)
	合計	275,928

合併公告

左記会社は合併して甲は乙・丙の権利義務全部を承継して存続し乙・丙は解散することについてこの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月十日

大阪市西成区天下茶屋二丁目七番一一号

（甲）株式会社ソフトクリエイション

代表取締役　河本　勝弘

大阪市西成区天下茶屋二丁目七番一一号

（乙）株式会社未来工房

代表取締役　河本　成龍

大阪市西成区天下茶屋二丁目七番一一号

（丙）株式会社ゼロファクター

代表取締役　河本　勝弘

第 16 期決算公告

令和８年４月10日

大阪市西成区天下茶屋二丁目７番11号

株式会社ゼロファクター

代表取締役　河本　勝弘

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,063
	固定資産	40
	合計	19,103
負債及び純資産の部	流動負債	41,277
	株主資本	△ 22,174
	資本金	300
	利益剰余金	△ 22,474
	その他利益剰余金	△ 22,474
	（うち当期純損失）	(6,236)
	合計	19,103

第 12 期決算公告

令和８年４月10日

大阪市西成区天下茶屋二丁目７番11号

株式会社未来工房

代表取締役　河本　成龍

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	77,293
	固定資産	383
	合計	77,676
負債及び純資産の部	流動負債	101,192
	固定負債	27,073
	株主資本	△ 50,588
	資本金	500
	利益剰余金	△ 51,088
	その他利益剰余金	△ 51,088
	（うち当期純利益）	(7,962)
	合計	77,676

第 43 期決算公告

令和８年４月10日

兵庫県神戸市中央区港島中町１丁目２番４号

シグノード株式会社

代表取締役　塚本　英二

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,650
	固定資産	17
	有形固定資産	15
	無形固定資産	2
	繰延資産	238
	資産合計	4,905
負債及び純資産の部	流動負債	2,323
	賞与引当金	94
	有給引当金	8
	固定負債	181
	退職給付引当金	77
	負債合計	2,504
	株主資本	2,382
	資本金	50
	資本剰余金	13
	資本準備金	13
	利益剰余金	2,319
	その他利益剰余金	2,319
	（うち当期純利益）	(763)
	その他包括利益累計額	19
	純資産合計	2,401
	負債・純資産合計	4,905